令和５年度版

岐阜市
環境白書

岐阜市環境基本計画年次報告書

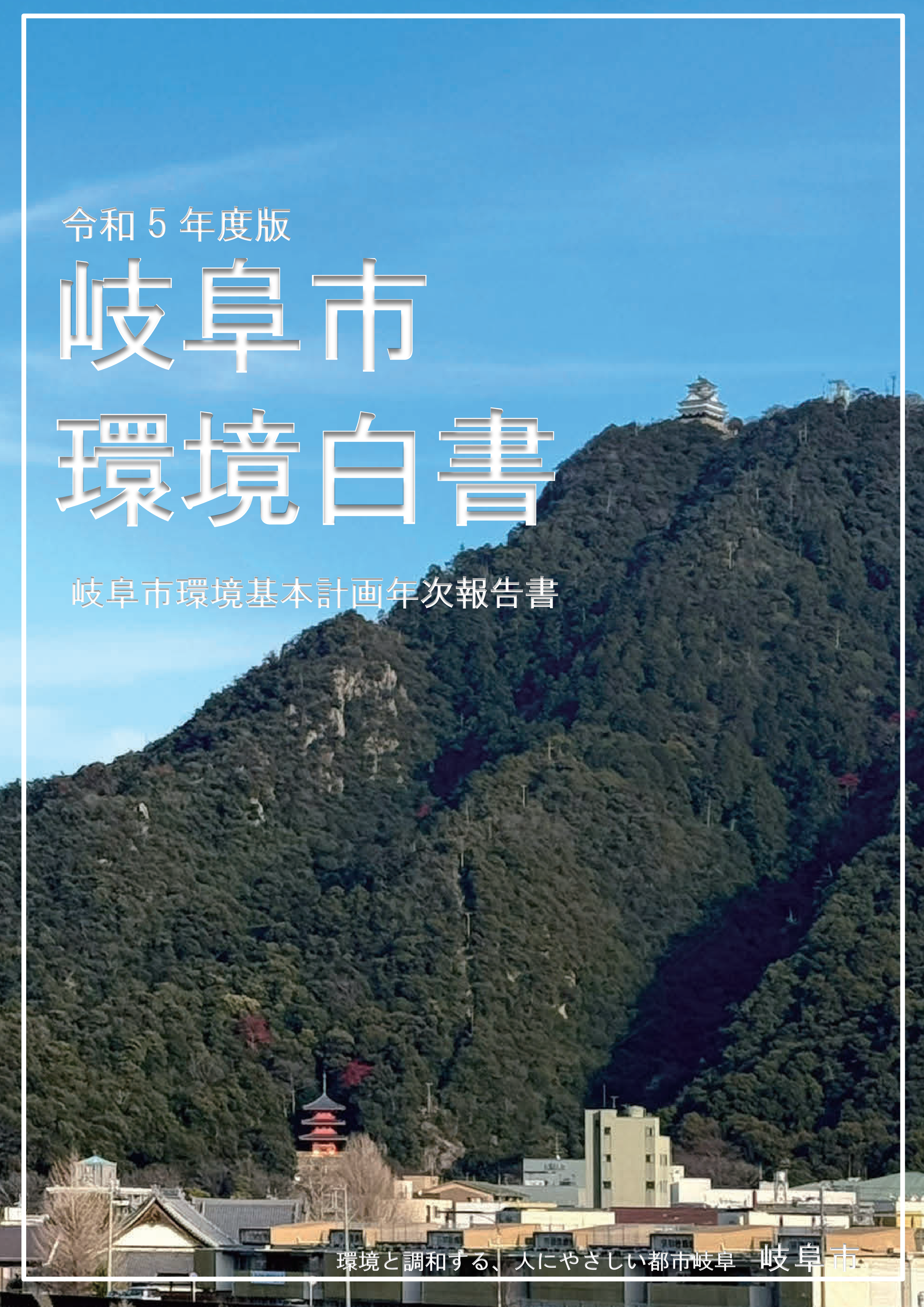

環境と調和する、人にやさしい都市岐阜　岐阜市

はじめに

この白書は、岐阜市環境基本条例に基づく年次報告として、令和 4 年度における岐阜市の環境の状況と取り組んだ施策を中心に取りまとめたものです。

本書が皆さまに広く活用され市民･環境保全団体･事業者･行政が協働して、環境の保全と創出へ向けた取り組みを進めていく一助となれば幸いです。

令和 6 年 2 月

岐阜市長　柴橋　正直

「環 境 都 市 宣 言」

自然な姿をそのまま残す緑豊かな金華山。豊富で清浄な水をたたえ、1300 年の鵜飼の伝統が今も続く清流長良川。岐阜には先人たちが大切に守り育て、受け継いできたかけがえのない自然があります。

こうした恵まれた環境を享受してきた私たちは、この環境を維持するだけでなく、さらによりよいものとして次代に引き継がなければなりません。

いま、自然の持つ復元力を超え、地球規模での広がりを見せる汚染や環境破壊が問題とされています。求められるのは、一人ひとりの日常生活や社会経済活動が、環境へ負の要因となっていることを認識し、環境に対して負荷の少ない、健全で持続可能な社会を構築するための積極的な行動です。

そこで、私たちは

1　自然との共生、共存をはかり、快適環境を創出します。

1　循環型社会をめざした、事業活動や市民生活を構築します。

1　地域の環境づくりに、自ら積極的に取り組みます。

これらを基本に「環境と調和する、人にやさしい都市岐阜」の創造を目指します。

今後も、市民、企業、行政が一体となって、地球環境の保全と、心やすらぐ都市環境を目指して、まちづくり、地域づくりに取り組むことをここに宣言します。

平成 14 年 9 月 8 日　　岐阜市

目　　次

特　集

特集１　環境重点地区 ……………………………………………… 1

特集２　環境教育 ………………………………………………… 5

岐阜市環境トピックス

トピックス１　環境に関する計画を改定 ………………………………… 10

トピックス２　プラスチック製容器包装の分別収集を開始 ………………… 12

第１部　岐阜市環境基本計画の概要

（1）環境基本計画の概要 …………………………………… 14

（2）基本目標及び施策体系 ………………………………… 15

（3）推進体制及び進行管理 ………………………………… 16

第２部　環境施策の取組状況

施策指標達成状況 ……………………………………………… 18

個別施策　施策１「生活環境を快適にします」………………………… 21

　　1 大気環境の保全 ……………………………………… 22

　　2 水・土壌環境の保全 …………………………………… 30

　　3 騒音・振動・悪臭の規制 ………………………………… 43

　　4 環境美化の推進 ……………………………………… 51

個別施策　施策２「地球環境を保全します」 ………………………… 55

個別施策　施策３「生物多様性を保全します」………………………… 65

個別施策　施策４「ごみを減量・資源化します」 ……………………… 76

総合的施策 施策５「環境意識を高めます」 ………………………………… 89
１ ひとづくり･まちづくりの推進 ………………………………… 90
２ 環境重点地区の設定…………………………………………… 100

第３部 環境施策の評価

（1）評価方法 ………………………………………………………… 110
（2）評価結果 ………………………………………………………… 114

第４部 環境活動団体等の紹介

（1）環境活動顕彰者 ………………………………………………… 116
（2）こどもエコクラブ ……………………………………………… 117
（3）自然環境保全活動団体 ………………………………………… 119
（4）ぎふエコチャレンジエコスクール認定校 …………………… 121
（5）「ごみ 1/3 減量大作戦」子どもポスターコンクール入賞作品 ……… 122

第５部 資料

環境用語集 ………………………………………………………… 124

◆表紙
長良川から見上げる金華山
（環境政策課撮影）

コラム

・大気の汚染に係る環境基準とは …… 23
・光化学オキシダント発生の仕組み …… 24
・ダイオキシン類とは …… 25
・岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案について …… 28
・水質汚濁に係る環境基準とは …… 32
・岐阜市の地下水質 …… 33
・住宅地等における農薬使用について …… 34
・有機フッ素化合物（PFAS）とは …… 35
・岐阜市の水環境 …… 36
・海洋プラスチックとは …… 36
・一般地域の自動車騒音に係る環境基準とは …… 46
・悪臭に係る規制基準とは …… 47
・かおり風景 100 選 …… 50
・地球温暖化防止活動の一つのきっかけ「ぎふ減CO2ポイント制度」に参加しよう！ …… 56
・森林の役割とは …… 57
・デコ活 …… 59
・生物多様性とは …… 66
・自然·環境活動情報サイト「ぎふネイチャーネット」とは …… 67
・レッドデータブック・ブルーデータブック 2023 …… 68
・岐阜市生物多様性プラン …… 70
・ごみ焼却量等の推移 …… 77
・雑がみとは …… 79
・家庭系ごみの種類と処理方法 …… 80
・「ごみ 1/3 減量大作戦」市民運動の展開 …… 81
・ESD 持続可能な開発のための教育とは …… 92
・環境部が実施する環境教育 …… 99
・地域の核となる環境リーダー …… 99
・岐阜市環境重点地区とは …… 102
・持続可能な開発目標（SDGs） …… 103

令和 5 年度版「岐阜市環境白書」の内容等についての問い合わせは、下記あてにご連絡ください。

岐阜市　環境部　環境政策課
電　話：058-214-2175
E-mail：kankyo-sei@city.gifu.gifu.jp

発刊後の修正（お願い）

修正等があった場合は、市ホームページへ正誤表を掲載しお知らせします。

岐阜市環境白書 ☞ **検索**

https://www.city.gifu.lg.jp/info/seisaku/1006674/1006678/index.html

特集１

環境重点地区

タイプ	区域
生物多様性保全タイプ	①長良川区域、②金華山区域、③百々ヶ峰区域
低炭素都市創造タイプ	④中心市街地区域

緑豊かな金華山

○人々の生活に身近な自然

金華山は、岐阜市の中央部に位置する標高 329m の山で、山頂には岐阜城がそびえます。

市街地に隣接するように森林が発達しており、都市部にありながらも、豊かな自然が残る稀有な山です。

長良川と金華山から構成されるまちなみは、「長良川中流域における岐阜の文化的景観」として、国の重要文化的景観に選定されています（平成26（2014）年選定）。

また、金華山は、長良川と並ぶ岐阜市のシンボル的な存在として親しまれ、市民の憩いの場となっています。ロープウェーのほか、10 の登山道が整備されており、それぞれのレベルに合わせて登山を楽しみながら、豊かな自然とふれあうことができます。

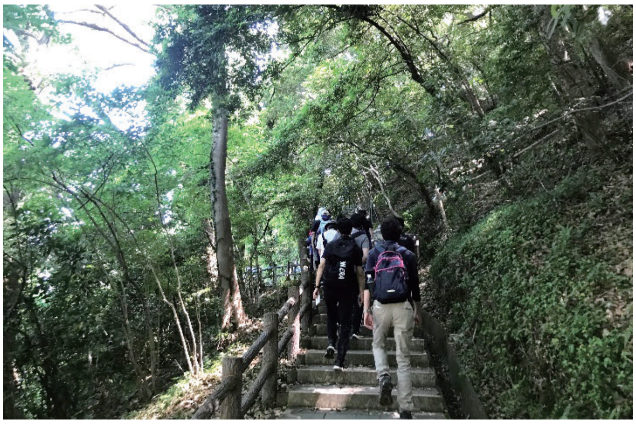

登山の様子

頂上からの眺め

○チャートが示す歴史

金華山は、山全体がチャートという固い岩石でできています。

チャートには、大昔に絶滅した放散虫という目には見えない生物の遺骸が閉じ込められており、この放散虫を調べることで、いつの時代につくられたチャートなのかが分かります。

金華山のチャートは、約 2 億 6,000 万年～約 2 億 3,000 万年前にできたとされています。

金華山のチャート

○金華山に生育する植物

金華山は、天然林が 9 割以上を占めており、中でも、ツブラジイやアラカシなどの自然度の高い照葉樹林が広く発達しています。

「岐阜市の木」に指定されているツブラジイは、5 月から 6 月頃に黄色い花を咲かせ、山全体が黄金色に見えたことから、山の名前の由来となったともいわれています。

また、金華山にはヒトツバをはじめとする約 100 種類のシダ植物が生えています。「めい想の小径」では、ヒトツバの他にもシシランやヌリトラノオ、マメヅタなど多くのシダ植物を見ることができます。

ツブラジイの花

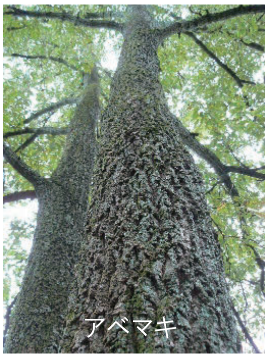
アベマキ

アベマキドングリ

ヒトツバ

○金華山の生きもの

自然あふれる金華山には、野生動物や野鳥が数多く生息しています。

リス村で飼育されているクリハラリス（タイワンリス）は、山の中でも見ることができますが、飼育個体が野ロ 化したと考えられる外来種です。

野鳥では、メジロやヤマガラなどは一年中見ることができ、オオルリやキビタキは、夏に見ることができます。特に春と秋は渡りの時期なので、普段なかなか出会うことができない鳥を発見することもあります。

クリハラリス（タイワンリス）

オオルリ

ヤマガラ

キビタキ

撮影　大塚之稔氏

○金華山サポーターズの保全活動

平成 15（2003）年に開催された「金華山市民フォーラム」の宣言に基づき、同年に団体が発足しました。以来約 20 年にわたり、“市民の手でできること”を企画・実施しながら、金華山の保全活動に取り組んでいます。

主な活動は、登山道の補修や自然環境の保全などの「保全・保護活動」、マナー啓発や登山・散策マップの企画などの「啓発・案内活動」、自然観察会や環境学習会、児童・生徒の学習支援の実施、現地の調査などの「学習・調査活動」です。

登山者や観光客へのマナー啓発の一環として、「金華山を楽しむあなたへ」という看板を、金華山の登山道に複数設置し、自然の保全やごみの持ち帰りなどを呼び掛けています。

また、岐阜市が実施する出前講座や小・中学校の総合学習などに協力し、金華山の植生や動物、地層や成り立ちについて子どもたちに教えたり、実際に山に登りながら説明し、体験してもらうことで、金華山の自然の壮大さや大切さを伝えています。

環境学習会の様子

特集 2

環境教育

岐阜市がめざす環境教育

○「総合的な学習の時間」を活用した環境教育

岐阜市の第 4 次環境基本計画(計画期間:平成 30 年度～令和 4 年度)では、最重点項目に「環境教育・市民運動」を掲げ、子どもの頃からの環境教育、環境意識の向上、環境に配慮した行動を実践していくことが重要であることから、小中学校での環境教育を推進しています。

「総合的な学習の時間」を活用して、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する力を育むことを目指し、「“岐阜市”の豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくために何ができるのか」をテーマに、出前講座等を組み合わせた総合的な環境教育を進めています。

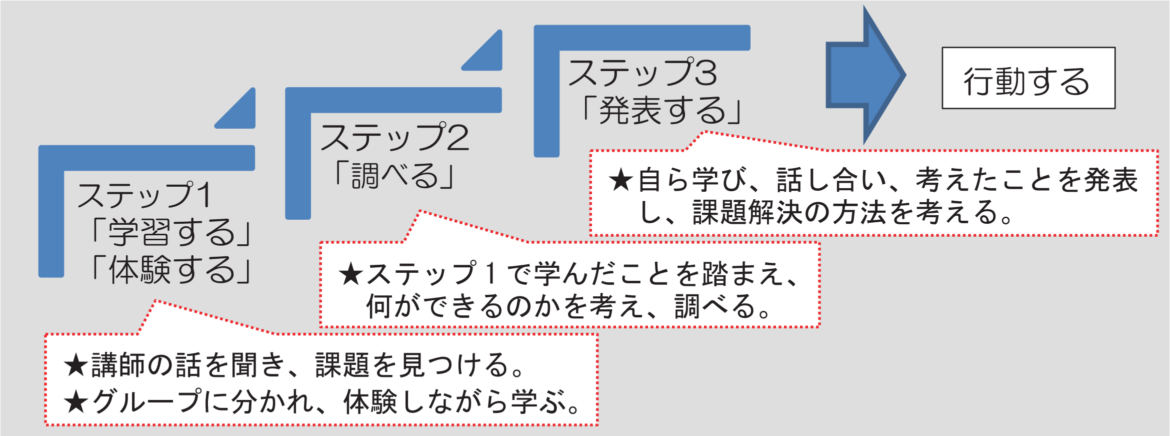

総合的な環境教育モデル

令和 4 年度は、小学校 9 校、中学校 2 校と協力し、総合的な環境教育を実施しました。

分野	実施校	学年
ごみの減量・資源化	岩野田小学校	4 年生
	岩野田北小学校	4 年生
	七郷小学校	4 年生
	則武小学校	4 年生
	本荘小学校	5 年生
自然環境の保全	鶉小学校	5 年生
	且格小学校	5 年生
	長良小学校	3 年生
	柳津小学校	5 年生
地球環境の保全 ごみの減量・資源化 自然環境の保全	厚見中学校	1 年生
	青山中学校	1 年生

■総合的な学習の時間とは

自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てるとともに、学び方やものの考え方を身に着け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする時間。

柳津小学校での環境教育

柳津小学校では、毎年 5 年生を対象に、環境問題について考える学習を実施しています。令和 4(2022)年度は、岐阜市の出前講座等を組み合わせた「総合的な環境教育」を通して、自然環境について学びました。

5 月には、岐阜市の水環境や身近な川の調査についての講座を受け、岐阜市を流れる川の様子や仕組み、生活排水との関係などを学びました。また、校外体験講座として、川の生きものを調査することで川のきれいさを調べる「水生生物調査(カワゲラウォッチング)」を、学校近くの境川で実施しました。実際に川に足を入れ、網を持って川の中を歩きながら水生生物を捕まえ、生物の種類から水質の判定を行いました。

9 月には、水環境についての体験講座「みんなのトンボ池」を行いました。貴重な生き物が生息すると仮定した架空の池「トンボ池」の周りに町をつくるため、道路や家、工場、お店などの配置を考えるワークショップです。ただ町をつくるだけではなく、池の自然を守るために、どの施設をどのように配置すればよいか、班に分かれて、市民、牧場主、店長、工場の社長など、それぞれの立場に立って意見を出し合いました。その後、班ごとに作成した池を全てつなげて大きな川とし、周囲への影響について考えました。自分たちの排水が周りの地域に影響を与えることや、汚れやごみが川の下流に流れてしまうため、周りに住む人みんなが気を付けて生活しなければならないことを学びました。

身近な川の調査について学ぶ様子

水生生物調査(カワゲラウォッチング)の様子

水環境についてのワークショップの様子
(班で話し合った後、作成した池を全部つなげて大きな川に)

長良小学校での環境教育

長良小学校では、毎年、学年ごとに長良川や金華山など、学校周辺の自然を学ぶ取り組みを行っています。令和 4(2022)年度は、岐阜市と協働で行う「総合的な環境教育」を通して、3 年生が水環境や海洋プラスチックなどについて学びました。

11 月に、水の循環についての講座を受け、人の身体の水分量や食べ物に含まれる水分量などについて、クイズを交えて楽しく学習しました。また、水のしずくになりきって地球を循環するサイコロゲーム「しずくの冒険」を体験し、地球上で水がどのように循環するのか、地下水や氷河など水が長く留まる場所があること、水の多くが海に存在することなどを、ゲームを通して学びました。

水に関する理解をさらに深めるため、同月、川に見立てた水槽の中に汚れを入れて、水の変化を観察する体験講座「川を汚したのはだれ？」を行いました。川の上流から下流に汚れが流れていくことや、人間の生活によって水が汚れることを知り、できるだけごみを捨てない、食べ残しをしないなど、川を汚さないために自分たちにできることを考え、発表しました。また、海洋プラスチックについて話を聞き、プラスチックごみが生物に与える影響などを知りました。これ以上、海にプラスチックごみが流れないようにするため、ごみを減らすこと、繰り返し使うこと、再生利用することの 3R(リデュース・リユース・リサイクル)が大切だと理解しました。

1 月には、水環境についての体験講座「みんなのトンボ池」を行い、町をつくりながらも自然を守るにはどうすればよいか考え、班ごとに意見を出し合いました。人間の活動と自然の共生の難しさや、周囲への影響を考えて水をきれいに使う必要があることを学びました。

水の循環についてクイズを交えて学ぶ様子

川の汚れを体験する様子

海洋プラスチックについて話を聞く様子

班ごとに考えて発表する様子

岐阜市環境トピックス

トピックス 1　環境に関する計画を改定

トピックス 2　プラスチック製容器包装の分別収集を開始

環境に関する計画を改定

令和 4 年度は、「岐阜市環境基本計画」に加えて、環境の各分野の個別計画である「地球温暖化対策実行計画」や「ごみ減量・資源化指針」、「岐阜市版レッドデータブック・ブルーデータブック」及び「生物多様性アクションプラン」の改定を行いました。

岐阜市環境基本計画

令和 5 年 3 月に、第 5 次となる改定を行った「岐阜市環境基本計画」は、岐阜市環境基本条例に掲げる基本理念や基本原則に基づき、本市の中長期的な環境ビジョンとなる計画です。

目指すべき環境都市像である「環境と調和する、人にやさしい都市岐阜」の実現に向けて、5 つの基本目標を設定し、中でも、「脱炭素化の促進」を重点に、「環境教育・市民協働の推進」をすべての目標に関連する横断的項目に位置付け、対応する5つの施策を推進していきます。

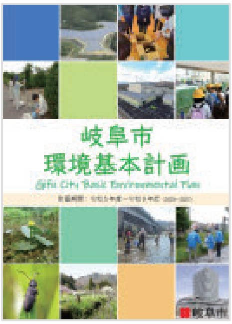

基本目標	施策
重点 基本目標① 脱炭素化の促進	重点 施策 1 地球温暖化対策として脱炭素化を促進します
基本目標② 循環型社会の構築	重点 施策 2 ごみを減量・資源化します
基本目標③ 自然環境の保全	重点 施策 3 生物多様性を保全します
基本目標④ 生活環境の確保	施策 4 生活環境を快適にします
横断的項目 基本目標⑤ 環境教育・市民協働の推進	施策 5 環境意識を高めます

環境基本計画の体系

岐阜市地球温暖化対策実行計画

令和5年3月に改定した「岐阜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」及び「気候変動適応法」に基づき、本市の地球温暖化対策のマスタープランとなるものです。

「ゼロカーボンの「みらい」をめざして　みんなで「いま」からとりくむ　脱炭素都市ぎふ」を将来都市像とし、市域の温室効果ガス排出量を、「2030年度までに基準年度（2013年度）比46%削減」、「2050年度までに実質ゼロ」を目標としています。温室効果ガスの排出量を削減する「緩和」の取り組みと、気候変動の影響を防止・軽減する「適応」の取り組みを、両立して推進していきます。

緩和アクション		＋	適応アクション	
緩和Ⅰ	ライフスタイルの脱炭素化		適応Ⅰ	農業・林業・水産業
緩和Ⅱ	脱炭素型まちづくりの推進		適応Ⅱ	水環境・水資源
緩和Ⅲ	再生可能エネルギーの利用促進		適応Ⅲ	自然生態系
緩和Ⅳ	施設の脱炭素化		適応Ⅳ	自然災害
緩和Ⅴ	環境教育の推進<横断的施策> 子どもや若者、地域が一体となって、【緩和】と【適応】の両面から環境教育に取り組みます。		適応Ⅴ	健康
			適応Ⅵ	産業・経済活動
			適応Ⅶ	市民生活・都市生活

地球温暖化対策実行計画の体系

担当：環境政策課、脱炭素社会推進課

ごみ減量・資源化指針

令和4年7月に改定した「ごみ減量・資源化指針」は、本市のごみの減量や資源化の施策を取りまとめた計画です。

ごみ焼却量を令和7年度までに10万t以下に減らすことを目標として、3つの基本方針と6つの基本施策、具体的な取り組みを示す6つの作戦を掲げています。また、作戦の推進には、市民、事業者、本市が一体となって取り組むことが大切であることから、「ごみ1/3減量大作戦」を合言葉として市民運動を強力に展開していきます。

基本方針1 ごみの発生を抑制する仕組みをつくる
- 基本施策1　毎日の生活の中でごみ減量意識を習慣化する
- 基本施策2　ごみ排出量に応じた負担を公平にする

基本方針2 ごみの中の資源を循環し、再利用する
- 基本施策3　再利用できる資源をごみの中から抜き出す
- 基本施策4　温暖化対策に向け、ごみの減量の取り組みを進める

基本方針3 地域の絆の中で、ごみ減量を進める
- 基本施策5　生活様式にあわせた資源分別の機会をつくる
- 基本施策6　ごみ減量の情報を共有できる仕組みをつくる

ごみ1/3減量大作戦市民運動を展開
- 作戦1　多様な資源ごみ回収を促進する
- 作戦2　紙ごみを減らす
- 作戦3　生ごみを減らす
- 作戦4　プラスチックごみを減らす
- 作戦5　事業系ごみを減らす
- 作戦6　ごみ処理有料化制度の導入を検討する

ごみ減量･資源化指針の体系

岐阜市版レッドデータブック･ブルーデータブック2023 及び 岐阜市生物多様性アクションプラン

令和5年3月に作成した“岐阜市の注目すべき生きものたち”「岐阜市版レッドデータブック･ブルーデータブック2023」は、平成27年に作成した「岐阜市版レッドリスト･ブルーリスト」を改訂したものです。

生物多様性の保全を目的として、令和元年度から令和3年度までに実施した自然情報調査を踏まえ、市内の5, 809種の動植物のうち、市内の絶滅が危惧される生物420種をレッドリストに、人為的影響で侵入した生物276種をブルーリストに選定しました。

分類群		植物	哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	魚類	昆虫類	貝類	甲殻類	計
レッドリスト掲載種	2023 年度版 （2015 年度版）	268 (309)	10 (10)	24 (22)	6 (6)	11 (11)	27 (36)	28 (25)	42 (42)	4 (4)	420 (465)
ブルーリスト掲載種	2023 年度版 （2015 年度版）	166 (200)	8 (5)	4 (3)	9 (2)	1 (1)	19 (15)	44 (40)	23 (18)	2 (1)	276 (285)

あわせて、自然環境保全の分野別個別計画である「岐阜市生物多様性プラン」の具体的な実施計画である「岐阜市生物多様性アクションプラン」を改定しました。

第3期となるアクションプランでは、「担い手づくり」を主な目標とし、生物多様性の保全を推進するとともに、環境教育や市民への周知を強化していきます。

第 1 期（2017～2019）「土台づくり」 → 第 2 期（2020～2022）「つながりの拡充・整備」 → **第 3 期（2023～2025）「担い手づくり」**

担当：資源循環課、環境保全課

プラスチック製容器包装の分別収集を開始

令和４年４月から、岐阜市全域で一般家庭を対象としたプラスチック製容器包装の分別収集が始まりました。週１回、各地域の家庭からごみステーションに出されたものを収集します。

令和４年度の１年間で収集した量は約4,800tで、想定を上回る量となりました。これまでは普通ごみとして出されていたため、プラスチック製容器包装の分別収集が始まったことで、普通ごみの収集量は、約75,790t（令和３年度）から約66,400t（令和４年度）となり、約12%も減少しました。

収集されたプラスチック製容器包装は、令和４年４月に稼働した岐阜市リサイクルセンターに運ばれ、選別・梱包した後、再商品化工場へ引き渡し、運搬用のパレットなどのリサイクル製品として再商品化されます。

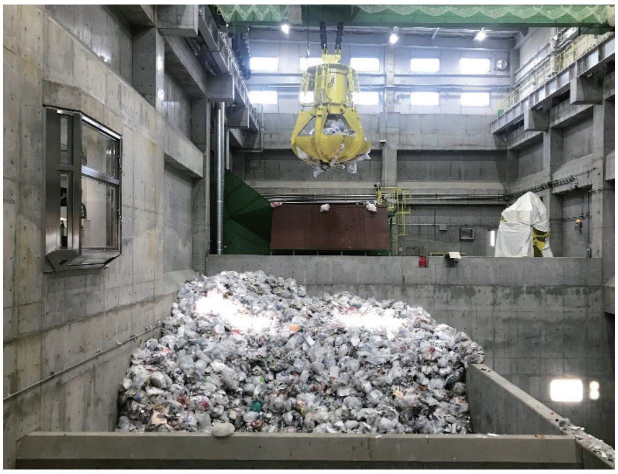

また、令和4年度は、市内の小中学生をはじめ、多くの市民や関係者がリサイクルセンターに見学に訪れました。実際に作業の様子を間近で見学することができるほか、処理過程で取り出された不適物や圧縮成型品、リサイクル品の展示を見たり、ごみの分別をゲームで楽しく学んだりすることができ、環境教育の場としても活用されています。

担当：環境一課、リサイクルセンター

第1部
岐阜市環境基本計画の概要

(1)環境基本計画の概要

計画の位置づけ

岐阜市環境基本計画は、岐阜市の環境行政を推進する上で中心的な役割を担う総合的な計画であり、岐阜市環境基本条例(平成 18 年制定)第 9 条に基づき策定しています。

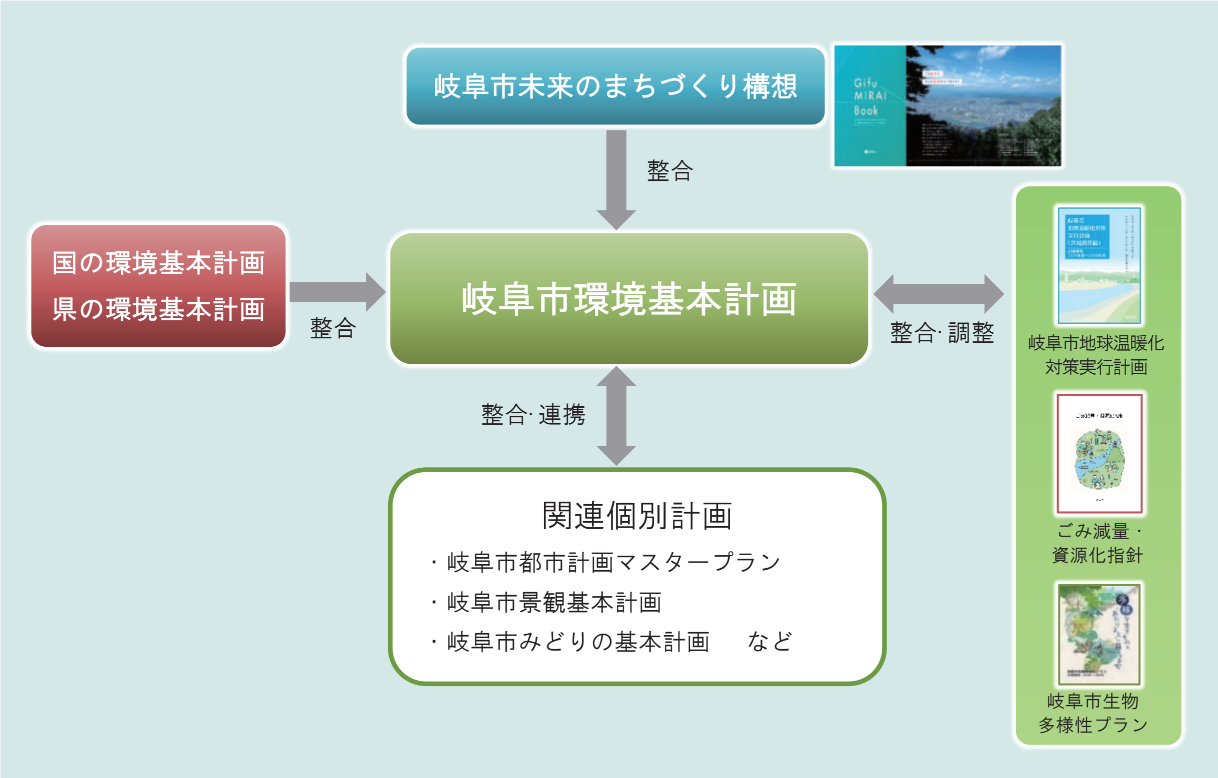

計画の対象地域

対象地域は、岐阜市全域です。

計画の担い手と役割

環境基本計画の担い手は、「市民」「環境保全団体※」「事業者」及び「市（行政）」です。それぞれの役割･責任のもと、各施策の取り組みを推進します。

※環境保全団体とは、環境の保全及び創出を図る活動を行う団体のことをいい、地域で清掃活動などを実施する自治会などを含みます。

【市民の役割】

1. 環境教育や意識の啓発を自ら進んで行い、他のものの行う環境教育に協力するよう努める。
2. 循環型社会の形成に自ら努める。
3. 基本理念及び基本原則にのっとり、環境の保全及び創出に努める。

(2) 基本目標及び施策体系（計画期間：平成 30 年度～令和 4 年度）

目指すべき環境都市像

「環境と調和する、人にやさしい都市岐阜」

基本目標

目指すべき環境都市像「環境と調和する、人にやさしい都市岐阜」の実現に向け、5 つの基本目標を設定し、取り組みました。

基本目標① 生活環境		「健康で安全、快適な生活環境が保たれているまち」を目指します。
基本目標② 地球環境		「地球温暖化対策に取り組み、低炭素社会が形成されたまち」を目指します。
基本目標③ 自然環境		「自然と共生・共存を図り、多様な生きものとふれあえるまち」を目指します。
基本目標④ 循環型社会		「ごみの減量化が図られ、資源が循環しているまち」を目指します。

最重点項目 基本目標⑤ 環境教育・市民運動

「環境の保全及び創出に対し、全ての市民が主体的に行動するまち」を目指します。

施策体系

基本目標を達成するために、5 つの施策の取り組みを進めます。また、個別計画を策定している 3 つの施策を重点施策として位置付けて、取り組みを推進しました。

【個別施策】

施策 1　生活環境を快適にします
- 1 大気環境の保全
- 2 水・土壌環境の保全
- 3 騒音・振動・悪臭の規制
- 4 環境美化の推進

施策 2　地球環境を保全します　**重点**
- 1 地球温暖化対策の推進

施策 3　生物多様性を保全します　**重点**
- 1 生物多様性の保全

施策 4　ごみを減量・資源化します　**重点**
- 1 廃棄物の対策

【総合的施策】

施策 5　環境意識を高めます
- 1 ひとづくり・まちづくりの推進
- 2 環境重点地区の設定

(3)推進体制及び進行管理（計画期間:平成 30 年度～令和 4 年度）

推進体制

市民、環境保全団体、事業者及び市(行政)が、それぞれの役割を自覚し責任を果たしながら、協働により計画を推進していきます。

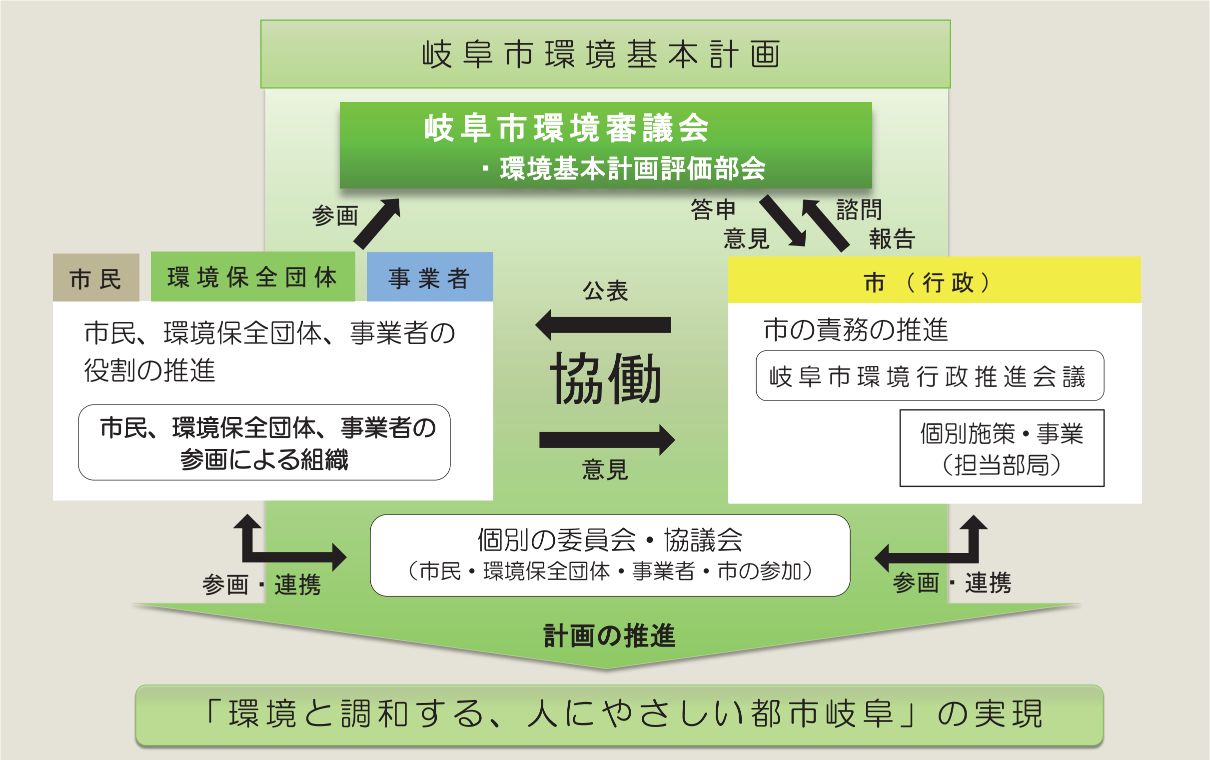

進行管理

環境マネジメントシステムの考え方を取り入れ、PDCA サイクルを基本に、施策や事業の実施、点検･評価を行います。

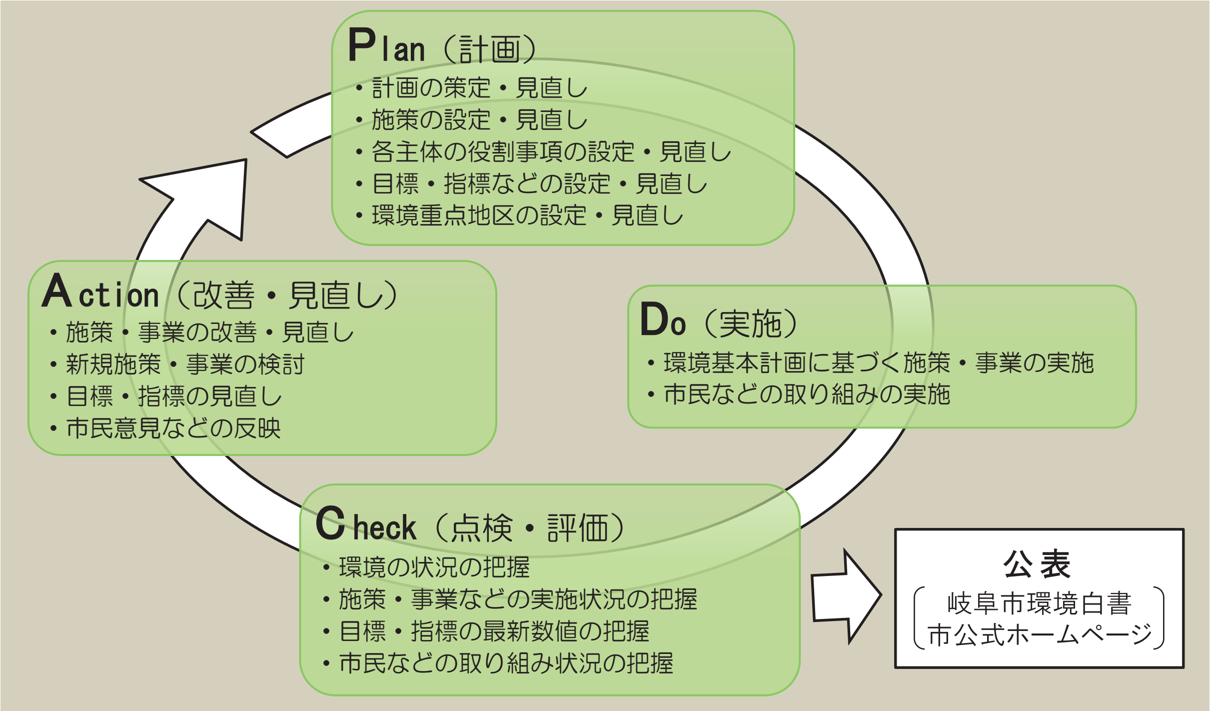

第2部
環境施策の取組状況

施策指標達成状況

施策指標達成状況一覧表（令和 4(2022)年度）

施策指標名	基準値（平成28(2016)年度）	目標値（令和4(2022)年度）	達成状況[※1]（令和4(2022)年度）	
施策 1 生活環境を快適にします				
1 大気環境の保全				
① 大気汚染物質（NO_2）の環境基準達成率	100%	現状維持	100%	◎
② 微小粒子状物質（$PM_{2.5}$）の環境基準達成率	99%	現状維持	100%	◎
③ 一般大気に係るダイオキシン類の環境基準達成率	100%	現状維持	100%	◎
④ 空間放射線量率測定の実施率	100%	現状維持	100%	◎
⑤ アスベスト除去現場への立入調査の実施率	100%	現状維持	100%	◎
2 水・土壌環境の保全				
① 生物化学的酸素要求量（BOD）の環境基準達成率	100%	現状維持	100%	◎
② 岐阜市河川水質基準達成率	89.6%	100%	98.4%	○
③ 排水基準適合率	94.1%	100%	92.1%	△
④ 地下水の概況調査における環境基準達成率	96.7%	100%	100%	◎
⑤ 水質・土壌に係るダイオキシン類の環境基準達成率	100%	現状維持	100%	◎
3 騒音・振動・悪臭の規制				
① 騒音環境基準達成率（一般地域）	80%	100%	100%	◎
② 騒音環境基準達成率（自動車騒音）	92.9%	95%	93.8%	○
③ 騒音環境基準達成率（航空機騒音）	100%	現状維持	100%	◎
4 環境美化の推進				
① 岐阜版アダプト・プログラムの登録団体数	147 団体	170 団体	187 団体	◎
② 市中心部におけるポイ捨てごみの総量	3,406 個	減少	2,106 個	◎
③ 路上喫煙禁止区域内でポイ捨てされたたばこの吸い殻の個数	1,565 個	減少	687 個	◎
施策 2 地球環境を保全します				
1 地球温暖化対策の推進				
① 市域における温室効果ガス排出量	194.8 万 t-CO_2（2014 年度）	178.2 万 t-CO_2（2020 年度）	169.5 万 t-CO_2（2020 年度）	◎
② ぎふ減CO2ポイント制度参加者数	2,303 人	増加	2,281 人	△
③ 森林施業率	4.4%	増加	2.1%	×
④ 市内に導入された太陽光発電設備容量	92,824kW	107,019kW	144,012kW	◎
⑤ 市公共施設等の温室効果ガス排出量	73,558t-CO_2	62,526t-CO_2	66,867t-CO_2	○
⑥ 市が使用する公用車の温室効果ガス排出量	1,577t-CO_2	1,559t-CO_2	1396t-CO_2	◎

施策指標名	基準値 (平成28(2016)年度)	目標値 (令和 4(2022)年度)	達成状況※1 (令和 4(2022)年度)	
施策 3　生物多様性を保全します				
1　生物多様性の保全				
①　生物多様性の認知度	40.1%	50%	53.0%	◎
②　生物多様性シンポジウムの開催回数	2 回/年度	現状維持	2 回/年度	◎
③　自然環境保全活動団体数	11 団体	増加	11 団体	△
④　多自然川づくりにより整備された河川の延長	3,234m	3,550m	3,918m	◎
施策 4　ごみを減量･資源化します				
1　廃棄物の対策				
①　ごみ焼却量	129,362t	116,000t	114,394t	◎
②　エコ･アクションパートナー協定締結店数	46 店	増加	47 店	◎
③　一人あたりの雑がみ回収量	1,387g/人	3,700g/人	1,256g/人	△
④　ごみ減量に取り組む市民意識	64.3%	増加	65.8%	◎
施策 5　環境意識を高めます				
1　ひとづくり･まちづくりの推進				
①　環境に関する取り組みを実施する人の割合	73.8%	増加	75.8%	◎
②　岐阜市まるごと環境フェアの満足度	75.2% (2017 年度)	増加	―　※2	―
③　出前講座への参加者数	3,681 人	増加	6,278 人	◎
④　総合的な学習の時間における環境教育の実施校数	50 校	増加	48 校	△
⑤　こどもエコクラブへの参加人数	1,009 人	増加	1,206 人	◎
⑥　環境基本計画の認知度	19.8%	増加	18.8%	△
2　環境重点地区の設定				
①　環境重点地区の認知度	11.2%	増加	7.3%	×
②　環境重点地区で環境保全活動などを行う団体数	11 団体	増加	11 団体	△
③　中心市街地居住人口	9,271 人	増加	8,934 人	△

※1 達成状況:「◎」は目標値達成、「○」は目標値に近づく、「△」は横ばい(基準値と比較して±10%の増減)、「×」は目標値から遠ざかる

※2 岐阜市まるごと環境フェア(岐阜市エコフェスタ)は、令和 2 年度で終了

施策指標達成状況推移表

施策名	指標数	目標値達成指標数　（　）は達成率[※1]				
		平成30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
施策1　生活環境を快適にします	16	11（69%）	10（63%）	13（81%）	13（81%）	13（81%）
1 大気環境の保全	5	5（100%）	5（100%）	5（100%）	5（100%）	5（100%）
2 水・土壌環境の保全	5	3（60%）	3（60%）	4（80%）	3（60%）	3（60%）
3 騒音・振動・悪臭の規制	3	1（33%）	0（0%）	1（33%）	2（66%）	2（66%）
4 環境美化の推進	3	2（66%）	2（66%）	3（100%）	3（100%）	3（100%）
施策2　地球環境を保全します	6	2（33%）	2（33%）	2（33%）	3（50%）	3（50%）
施策3　生物多様性を保全します	4	0（0%）	1（25%）	1（25%）	2（50%）	3（75%）
施策4　ごみを減量・資源化します	4	1（25%）	2（50%）	1（25%）	1（25%）	3（75%）
施策5　環境意識を高めます	9[※2]	5（56%）	4（44%）	2（22%）	2（25%）	3（38%）
1 ひとづくり・まちづくりの推進	6[※2]	5（83%）	4（67%）	2（33%）	2（40%）	3（60%）
2 環境重点地区の設定	3	0（0%）	0（0%）	0（0%）	0（0%）	0（0%）
合　計	39[※2]	19（49%）	19（49%）	19（49%）	21（55%）	25（66%）

※1 達成率：目標値を達成した指標の件数割合

※2 岐阜市まるごと環境フェア（岐阜市エコフェスタ）が令和2年度で終了したため、令和3年度以降は指標数を1つ差し引く

基本目標① 生活環境
「健康で安全、快適な生活環境が保たれているまち」を目指します。

施策1 「生活環境を快適にします」

■指標の達成状況

1 大気環境の保全

施策指標		達成状況※				
		平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
1-①	大気汚染物質(NO_2)の環境基準達成率	◎	◎	◎	◎	◎
1-②	微小粒子状物質($PM_{2.5}$)の環境基準達成率	◎	◎	◎	◎	◎
1-③	一般大気に係るダイオキシン類の環境基準達成率	◎	◎	◎	◎	◎
1-④	空間放射線量率測定の実施率	◎	◎	◎	◎	◎
1-⑤	アスベスト除去現場への立入調査の実施率	◎	◎	◎	◎	◎

2 水・土壌環境の保全

施策指標		達成状況※				
		平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
2-①	生物化学的酸素要求量(BOD)の環境基準達成率	◎	◎	◎	◎	◎
2-②	岐阜市河川水質基準達成率	○	△	△	△	○
2-③	排水基準適合率	△	△	◎	△	△
2-④	地下水の概況調査における環境基準達成率	◎	◎	◎	◎	◎
2-⑤	水質・土壌に係るダイオキシン類の環境基準達成率	◎	◎	◎	◎	◎

3 騒音・振動・悪臭の規制

施策指標		達成状況※				
		平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
3-①	騒音環境基準達成率(一般地域)	◎	△	◎	◎	◎
3-②	騒音環境基準達成率(自動車騒音)	○	○	○	○	○
3-③	騒音環境基準達成率(航空機騒音)	×	×	×	◎	◎

4 環境美化の推進

施策指標		達成状況※				
		平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
4-①	岐阜版アダプト・プログラムの登録団体数	○	○	◎	◎	◎
4-②	市中心部におけるポイ捨てごみの総数	◎	◎	◎	◎	◎
4-③	路上喫煙禁止区域内でポイ捨てされたたばこの吸い殻の個数	◎	◎	◎	◎	◎

※達成状況:「◎」は目標値達成、「○」は目標値に近づく、「△」は横ばい(基準値と比較して±10%の増減)、「×」は目標値から遠ざかる

1　大気環境の保全

■令和４年度の取り組み状況

施策 1-1 の指標の取り組み状況は次のとおりです。

① 大気汚染物質（NO_2）の環境基準達成率　　担当課：環境保全課

◆指標の見方　一般環境大気測定局３測定局で環境基準を達成した日数／年間測定日数

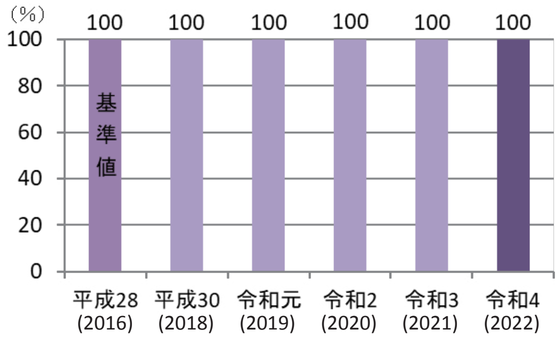

◆現況値（令和4年度）	達成度
達成率 100%	◎

◆基準値(平成28年度)	◆目標値（令和４年度）
達成率100%	現状維持

◆市の取り組み等

大気汚染防止法第 22 条第１項に基づき、市内３測定局で常時監視を実施しました。

その結果、環境基本法に基づく環境基準（１時間値の１日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること）を満たした状況は右表のとおりです。これからも市民が健康で安心して暮らせるよう、常時監視とともに、必要に応じて市民に注意喚起を行う体制を維持していきます。

■NO_2の環境基準達成率（令和４年度）

測定局	達成日数 / 測定日数	達成率
岐阜中央	365 日 / 365 日	100%
岐阜南部	365 日 / 365 日	100%
岐阜北部	365 日 / 365 日	100%
合計	1095 日 / 1095 日	100%

■NO_2（二酸化窒素）とは

自動車、工場・事業場、家庭等から発生する。大部分が NO（一酸化窒素）として排出されるが、大気中で酸化されて NO_2（二酸化窒素）になる。NO_2は、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨や光化学オキシダントの原因物質になると言われている。

コラム　大気の汚染に係る環境基準とは

環境基本法第 16 条第 1 項に規定されている大気の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準のことです。

そのうち、二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント及び微小粒子状物質については、下表のとおりです。

■大気汚染物質の環境基準

物質	環境上の条件（環境基準）
二酸化いおう	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。（S48.5.16 告示）
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。（S48.5.8 告示）
浮遊粒子状物質 大気中に浮遊する粒子の中で粒子の大きさが 10 μm 以下の粒子	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m^3 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/㎥以下であること。（S48.5.8 告示）
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。（S53.7.11 告示）
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。（S48.5.8 告示）
微小粒子状物質 大気中に浮遊する粒子の中で粒子の大きさが 2.5 μm 以下の粒子	1 年平均値が 15 μg/m^3以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m^3以下であること。（H21.9.9 告示）

■市内 4 測定局配置

● 一般環境大気測定局

○ 自動車排出ガス測定局

■大気汚染物質の推移

測定局	二酸化いおう（SO_2）単位：ppm					一酸化炭素（CO）単位：ppm					浮遊粒子状物質（SPM）単位：mg/m^3				
	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）	令和3年度（2021）	令和4年度（2022）	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）	令和3年度（2021）	令和4年度（2022）	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）	令和3年度（2021）	令和4年度（2022）
岐阜中央	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000						0.014	0.013	0.012	0.011	0.012
岐阜南部	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000						0.013	0.011	0.011	0.010	0.010
岐阜北部	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000						0.012	0.009	0.007	0.007	0.007
3 局平均	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000						0.013	0.011	0.010	0.009	0.010
岐阜明徳						0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.017	0.012	0.012	0.011	0.012

測定局	微小粒子状物質（$PM_{2.5}$）単位：μg/m^3					二酸化窒素（NO_2）単位：ppm					光化学オキシダント（O_x）単位：ppm				
	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）	令和3年度（2021）	令和4年度（2022）	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）	令和3年度（2021）	令和4年度（2022）	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）	令和3年度（2021）	令和4年度（2022）
岐阜中央	9.9	8.0	8.2	6.8	7.6	0.008	0.007	0.006	0.006	0.006	0.035	0.036	0.035	0.036	0.034
岐阜南部	11.7	10.5	9.9	8.8	8.9	0.010	0.010	0.008	0.009	0.009	0.034	0.034	0.034	0.037	0.036
岐阜北部	11.2	9.3	10.2	7.4	7.6	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.034	0.033	0.033	0.034	0.032
3 局平均	10.9	9.3	9.4	7.7	8.0	0.008	0.007	0.006	0.007	0.007	0.034	0.034	0.034	0.036	0.034
岐阜明徳						0.009	0.008	0.007	0.007	0.007					

※大気の汚染状況は、時間や気象条件等によっても変動します。各測定局において、常時監視を実施しています。

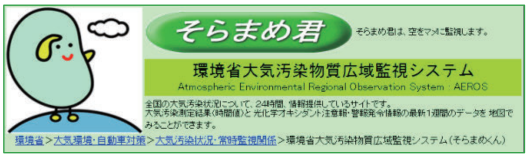

【環境省　大気汚染物質広域監視システム「そらまめ君」】

全国の大気汚染状況について、24 時間、情報提供しています。大気汚染測定結果（時間値）と光化学オキシダント注意報・警報発令情報の最新 1 週間のデータを地図でみることができます。

☞ 環境省ホームページ　https://soramame.env.go.jp/

② 微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準達成率

担当課：環境保全課

◆指標の見方　一般環境大気測定局 3 測定局で環境基準を達成した日数／年間測定日数

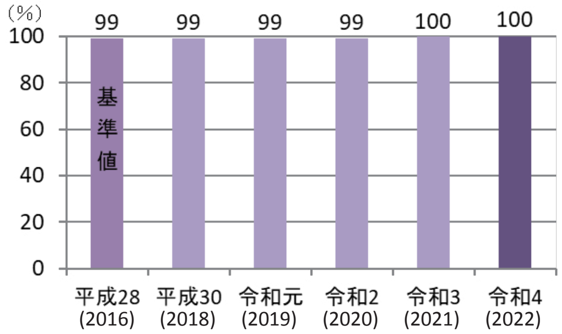

◆現況値（令和4年度）	達成度
達成率 100%	◎

◆基準値（平成28年度）	◆目標値（令和4年度）
達成率99%	現状維持

◆市の取り組み等

■$PM_{2.5}$の環境基準達成率（令和 4 年度）

測定局	測定日数	達成日数	達成率
岐阜中央	298 日	298 日	100%
岐阜南部	296 日	296 日	100%
岐阜北部	351 日	351 日	100%
合計	945 日	945 日	100%

大気汚染防止法第 22 条第 1 項に基づき、市内 3 測定局で常時監視を実施しました。

その結果、環境基本法に基づく環境基準のうち短期基準（1日平均値が 35μg/m³以下であること）を満たした状況は右表のとおりでした。

引き続き、市民が健康で安心して暮らせるよう、常時監視とともに、必要に応じて市民に注意喚起を行う体制を維持していきます。

■微小粒子状物質（$PM_{2.5}$）とは

大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 2.5μm 以下の小さな粒子のこと。非常に小さいため、肺の奥まで入りやすく、呼吸器系や循環器系への影響が懸念されています。

コラム　光化学オキシダント発生の仕組み

光化学オキシダントは、工場や自動車から排出される NOx（窒素酸化物）、VOC（揮発性有機化合物）を主体とする一次汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより発生する二次的な汚染物質です。日差しが強く、気温が高く、風が弱い日等に高濃度になりやすいことが知られています。

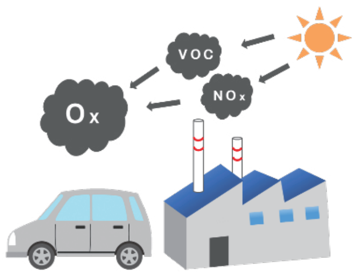

また、発生した光化学オキシダントと硝酸塩や硫酸塩などからなる固体成分の微粒子が混合して、周囲の見通しが低下した状態を光化学スモッグといい、目や喉、皮膚などに刺激症状を引き起こします。

③ 一般大気に係るダイオキシン類の環境基準達成率　担当課：環境保全課

◆指標の見方　環境基準を達成した測定局数／全測定局数

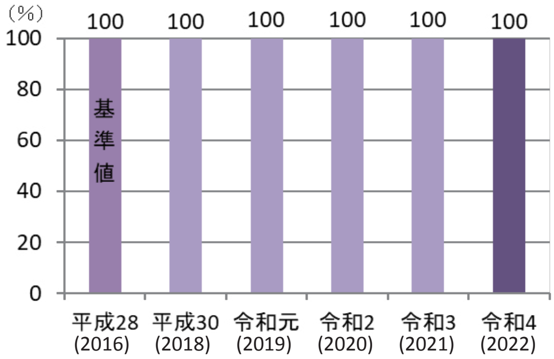

◆現況値（令和4年度）	達成度
達成率 100%	◎

◆基準値（平成28年度）	◆目標値（令和4年度）
達成率100%	現状維持

◆市の取り組み等

ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条第 1 項に基づき、市内 2 測定局で年 4 回の測定を実施しました。

その結果、一般環境大気の環境基準（年間平均値が 0.6pg-TEQ/m³以下）を 2 箇所とも達成しています。

市民が健康で安心して暮らせるよう、引き続き測定を実施し、市ホームページにおいて測定結果を公表していきます。

■ダイオキシン類の調査結果（令和 4 年度）

測定局	年間平均値
岐阜中央	0.013pg-TEQ/m³
岐阜北部	0.0093pg-TEQ/m³
2 局平均	0.011pg-TEQ/m³

※毒性等量（TEQ）：
ダイオキシン類（PCDF、PCDD、コプラナーPCB）は、各異性体の毒性が異なるため、最も毒性が強い 2,3,7,8-TeCDD の毒性に換算して合計した毒性等量（TEQ）で表す。

コラム　ダイオキシン類とは

ポリ塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)に加え、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)を指し、200 数十種類の仲間がありますが、そのうち 29 種類に毒性があるとされています。

ダイオキシン類の耐容一日摂取量（人が一生涯にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れないと判断される体重 1kg 当たりの 1 日当たり摂取量）は 4pg-TEQ/kg 体重/日以下とされています。

ダイオキシン類対策特別措置法第 7 条の規定によりダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準が定められています。

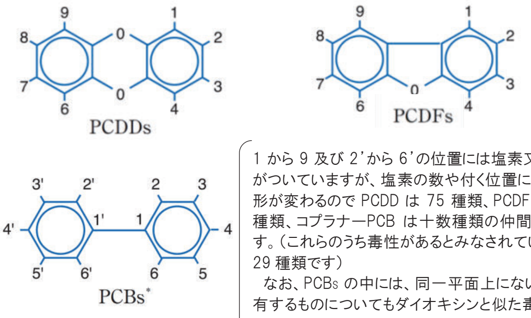

1 から 9 及び 2′から 6′の位置には塩素又は水素がついていますが、塩素の数や付く位置によっても形が変わるので PCDD は 75 種類、PCDF は 135 種類、コプラナ―PCB は十数種類の仲間があります。（これらのうち毒性があるとみなされているのは 29 種類です）

なお、PCBs の中には、同一平面上にない構造を有するものについてもダイオキシンと似た毒性を有するものがあり、我が国では、これらも併せてコプラナ―PCB として整理しています。

出典：ダイオキシン類 2012（環境省庁共通パンフレット）

■一般環境のダイオキシン類の環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m³以下
水質（水底の底質を除く）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下

※水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用されます。

④ 空間放射線量率測定の実施率

担当課:環境保全課

◆指標の見方　調査地点において週１回実施

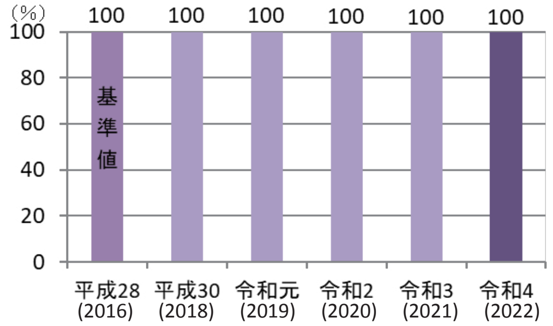

◆現況値（令和4年度）	達成度
実施率 100%	◎

◆基準値(平成28年度)	◆目標値（令和4年度)
実施率100%	現状維持

◆市の取り組み等

岐阜市地域防災計画に基づく放射線モニタリング体制を構築し、原子力災害に備えるため、岐阜市役所において平常時の放射線量の測定を実施し、市ホームページで結果を公表しています。

NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータを用いて、概ね地上 1m の高さにおける空間放射線量率を週1回測定しました。

■空間放射線量率の測定結果(令和４年度)

測定場所	月平均最低値	月平均最高値	年間平均値
岐阜市役所	0.055μSv/h	0.061μSv/h	0.058μSv/h

※μSv/h:一時間に吸収する放射線量

市民が健康で安心して暮らせるよう、

引き続き測定を実施し、市ホームページにおいて測定結果を公表していきます。

⑤ アスベスト除去現場への立入調査の実施率

担当課:環境保全課

◆指標の見方　特定粉じん排出等作業現場への立入調査を実施

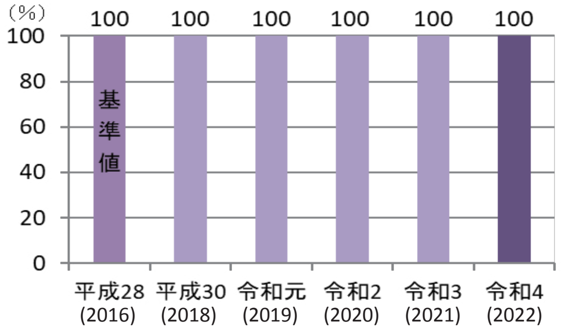

◆現況値（令和4年度）	達成度
実施率 100%	◎

◆基準値(平成28年度)	◆目標値（令和4年度)
実施率100%	現状維持

◆市の取り組み等

アスベストの一般環境中への飛散防止として、特定粉じん排出等作業現場において、隔離養生し負圧に保つことが必要な現場全てに立入調査を実施しました。

関係部局と連携し、効果的な立入調査の実施を継続していきます。

■アスベスト除去現場の立入調査件数

区分	令和４年度
負圧隔離が必要な現場数	13件
立入調査の実施数	13件
立入調査の実施率	100%

■関連する主な事業等

施策 1-1 に関連する主な事業等は次のとおりです。（令和 4 年度）

◇大気汚染常時監視測定　担当：環境保全課

安心・安全で快適な生活環境を維持していくため、市内測定局に大気汚染自動測定機を設置し、大気監視テレメーターシステムにより常時監視を行っています。

本市では、一般環境大気測定局 3 局及び自動車排出ガス測定局 1 局の 4 局で常時監視を行っています。

■4 測定局における測定機器設置状況

測定機器等	岐阜中央	岐阜南部	岐阜北部	岐阜明徳
SO_2・SPM	○(S46)	○(S47)	○(S54)	○(H11)※1
NO・NO_2	○(H3)	○(S50)	○(S52)	○(S55)
Ox	○(S46)	○(S49)	○(S52)	
PM2.5	○(H23)	○(H22)	○(H24)	
HC		○(S54)		
CO				○(S53)
風向・風速	○(S46)			

※1　SPM の測定機器のみ設置　　　（　）内は設置年度

（SO_2：二酸化いおう　SPM：浮遊粒子状物質　NO：一酸化窒素　NO_2：二酸化窒素
Ox：光化学オキシダント　PM2.5：微小粒子状物質　HC：炭化水素　CO：一酸化炭素）

◇一般環境中のアスベスト繊維数濃度測定　担当：環境保全課

市内 3 測定局において年 2 回、一般環境中の総繊維数濃度を測定しています。

総繊維数濃度が 1 本/L を超過したものについては、アスベスト繊維数濃度を確定する同定検査を行います。

■一般環境中の総繊維数濃度測定結果（令和 4 年度）

測定局	6 月	12 月
岐阜中央	0.17 本/L	0.088 本/L
岐阜南部	0.18 本/L	0.076 本/L
岐阜北部	0.28 本/L	0.070 本/L

◇特定事業場への立入検査　担当：環境保全課

大気汚染防止法及び岐阜県公害防止条例に定められた施設を有する工場及び事業場等へ、届出内容及び規制基準の遵守の確認を行うために立入検査を実施しています。

■立入検査の状況（令和 4 年度）

区分		大気汚染防止法					県条例
		ばい煙	VOC	水銀	一般粉じん	特定粉じん排出等作業	一般粉じん
立入検査		35 件	2 件	6 件	5 件	57(13※)件	2 件
測定等の行政検査		0 件	0 件	0 件	0 件	11 件	0 件
行政上の措置	改善勧告	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	改善命令	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

※負圧隔離が必要な現場への立入検査件数

◇民間建築物吹付けアスベスト対策補助事業　担当：建築指導課

吹付けアスベストの飛散による市民の健康被害を予防し、生活環境の保全を図るため、建物所有者が行うアスベストの含有の有無の調査及びアスベスト除去等工事に要する費用の一部を補助しています。

コラム　岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案について

平成 16 年 3 月に発覚した大規模な産業廃棄物不法投棄事案では、環境大臣の同意を得て平成 20 年から産廃特措法に基づく特定支障除去等事業を実施しました。自主撤去等を含め約 50 万㎥を掘削し、選別、運搬、処分を行い、平成 25 年 3 月末に対策工事が完了しました。平成 30 年度に仮設構造物撤去を行い、不法投棄現場における行政代執行が完了しました。不法投棄現場は民有地であり、行政代執行完了後は各土地所有者が管理することとなります。引き続き、行為者などに費用の支払いを求めるとともに、周辺モニタリング調査を継続していきます。

■対策工事と自主撤去による廃棄物の掘削量・搬出量・整形材利用量

区分	対策工事		自主撤去等	合計
掘削量	367,760 ㎥		135,204 ㎥	502,964 ㎥
搬出量	178,385 t	（内訳） 可燃物　177,180 t 金属くずなど　1,027 t ダイオキシン類汚染物　178 t	100,910 t	279,295 t
整形材利用量	175,000 ㎥		—	175,000 ㎥

■周辺モニタリング調査結果（令和 4 年度）

調査対象		評価
水	河川水	河川環境基準に適合
	排水	比較参考とした排水基準に適合

※現場内モニタリング調査については、特定支障除去等事業完了以降、各基準に適合し問題は認められないことから、平成 29 年度をもって終了した。また、周辺モニタリング結果については、調査開始以降、各基準に適合し問題は認められないが、周辺環境への影響を鑑み、規模を縮小して継続している。

◇有害大気汚染物質調査

担当：環境保全課

有害大気汚染物質の長期曝露による健康影響の未然防止を図るため、岐阜中央測定局及び岐阜北部測定局（一般）で 21 物質、岐阜明徳測定局（沿道）で 6 物質のモニタリング調査を実施しています。

「有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質」として 248 物質、そのうち、「優先的に対策に取り組むべき物質」（優先取組物質）として 23 物質が選定されています。そのうち、環境基準が設定されている物質が 4 種類、指針値が設定されている物質が 11 種類あります。

■岐阜中央測定局（一般）の調査結果（令和 4 年度）

物質	測定結果（年平均値）	環境基準値	指針値
アクリロニトリル	0.0026 μg/㎥	－	2 μg/㎥以下
アセトアルデヒド	1.8 μg/㎥	－	120 μg/㎥以下
塩化ビニルモノマー	0.0032 μg/㎥	－	10 μg/㎥以下
塩化メチル	1.2 μg/㎥	－	94 μg/㎥以下
クロロホルム	0.11 μg/㎥	－	18 μg/㎥以下
酸化エチレン	0.058 μg/㎥	－	－
1,2-ジクロロエタン	0.078 μg/㎥	－	1.6 μg/㎥以下
ジクロロメタン	0.97 μg/㎥	150 μg/㎥以下	－
水銀及びその化合物	1.6ng-Hg/㎥	－	40ng-Hg/㎥以下
テトラクロロエチレン	0.013 μg/㎥	200 μg/㎥以下	－
トリクロロエチレン	0.17 μg/㎥	130 μg/㎥以下	－
ニッケル化合物	0.85ng-Ni/㎥	－	25ng-Ni/㎥以下
ヒ素及びその化合物	0.58ng-As/㎥	－	6ng-As/㎥以下
1,3-ブタジエン	0.0081 μg/㎥	－	2.5 μg/㎥以下
ベリリウム及びその化合物	0.0076ng/㎥	－	－
ベンゼン	0.52 μg/㎥	3 μg/㎥以下	－
ベンゾ[a]ピレン	0.053ng/㎥	－	－
トルエン	2.3 μg/㎥	－	－
ホルムアルデヒド	2.1 μg/㎥	－	－
マンガン及びその化合物	6.6ng-Mn/㎥	－	140ng-Mn/㎥以下
クロム及びその化合物	1.4 ng/㎥	－	－

※優先取組物質（23 物質）のうち、「ダイオキシン類」は「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき測定を実施しています。
また、「クロム及び三価クロム化合物」及び「六価クロム化合物」は、「クロム及びその化合物」として全量で測定しています。

※環境基準とは、環境基本法に基づき設定される、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準です。

※指針値とは、有害性評価に係るデータの化学的信頼性において制約がある場合も含めて検討された、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値であり、現に行われている大気モニタリングの評価にあたっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待されるものです。

2 水・土壌環境の保全

■令和 4 年度の取り組み状況

施策 1-2 の指標の取り組み状況は次のとおりです。

① 生物化学的酸素要求量（BOD）の環境基準達成率 担当課：環境保全課

◆指標の見方 環境基準達成地点数／環境基準点数（8 地点）

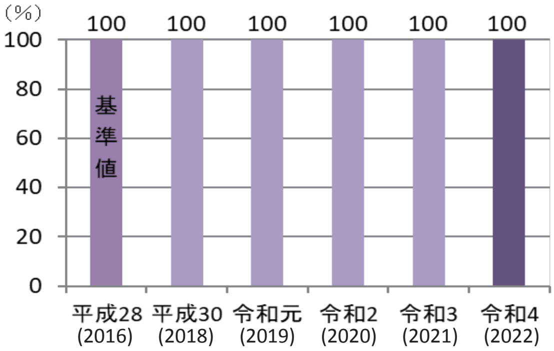

◆現況値（令和4年度）	達成度
達成率 100%	◎

◆基準値(平成28年度)	◆目標値（令和4 年度）
達成率100%	現状維持

◆市の取り組み等

水質汚濁防止法による県計画及び市計画に基づき、定期的に水質及び底質調査を実施しました。その結果、市内環境基準点（8 地点）における環境基本法で定められた生活環境項目 BOD の調査結果は下表のとおりで、全ての地点で環境基準に適合しています。

引き続き、市民が健康で安心して暮らせるよう、常時監視とともに、必要に応じて市民に注意喚起を行う体制を維持していきます。

■BOD(Biochemical Oxygen Demand)とは

水の汚れを表す指標で、好気性バクテリアが、水中の有機物を酸化分解するのに必要な酸素の量のことです。この数値が大きいほど水は汚れていることになります。

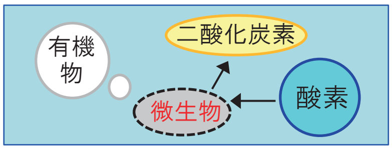

■環境基準点における環境基準達成状況(令和 4 年度)〔BOD75%水質値〕

環境基準点		類型	基準値	調査結果
1	長良川中流(藍川橋)	A	2 mg/L 以下	0.6 mg/L
2	長良川下流(長良大橋)	A	2 mg/L 以下	0.7 mg/L
3	伊自良川上流(繰舟橋)	A	2 mg/L 以下	0.7 mg/L
4	伊自良川下流(竹橋)	C	5 mg/L 以下	1.7 mg/L
5	境川上流(東辰新橋)	C	5 mg/L 以下	1.3 mg/L
6	境川下流(境川橋)	C	5 mg/L 以下	2.7 mg/L
7	荒田川(出村)	B	3 mg/L 以下	1.9 mg/L
8	鳥羽川(伊自良川合流前)	B	3 mg/L 以下	0.7 mg/L

② 岐阜市河川水質基準達成率

担当課：環境保全課

◆指標の見方

環境基準点（8 地点）における、各類型の基準値達成検体数／年間の検体数（検査延べ件数）

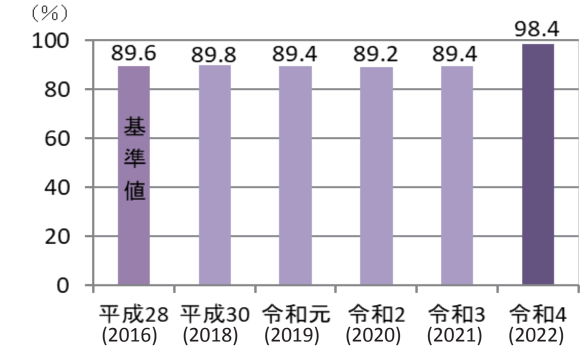

◆現況値（令和4年度）	達成度
達成率 98.4%	○

◆基準値(平成28年度)	◆目標値（令和4 年度)
達成率89.6%	達成率 100%

◆市の取り組み等

環境基準点（8 地点）における生活環境項目の水質調査に関し、市独自の基準（年間の総検体数（検査延べ数）のうち、各類型の基準値を達成した検体数の割合）を設定しています。

この基準は、水質の指標として一般的に用いられる BOD75%値と比べ厳しい基準となっており、達成状況は下表のとおりで、概ね基準を達成しています。

市民が健康で安心して暮らせるよう、引き続き水質の監視を実施していきます。

■生活環境の保全に関する環境基準の達成率（令和 4 年度）

環境基準点	年間検体数	達成検体数	達成率
①長良川中流(藍川橋)	60	60	100%
②長良川下流(長良大橋)	60	60	100%
③伊自良川上流(繰舟橋)	60	55	91.7%
④伊自良川下流(竹橋)	48	48	100%
⑤境川上流(東辰新橋)	48	48	100%
⑥境川下流(境川橋)	48	48	100%
⑦荒田川(出村)	60	58	96.7%
⑧鳥羽川(伊自良川合流前)	60	60	100%
8 地点合計	444	437	98.4%

■参考　水生生物保全に係る水質環境基準達成状況（令和 4 年度）

「人の健康の保護」と「生活環境の保全」に加え、水生生物の生息及び生息環境の保全を目的として、「水生生物保全に係る水質環境基準」が設定され、水生生物の生息状況等に応じて、水生生物保全に係る水質環境基準に係る類型が水域ごとに指定されています。

環境基準点	水生生物保全類型	全亜鉛(mg/L)		ノニルフェノール(mg/L)		直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)(mg/L)	
		基準値	実績(平均値)	基準値	実績(平均値)	基準値	実績(平均値)
①	生物 A	0.03 以下	0.004	0.001 以下	<0.00006	0.03 以下	0.0007
②	生物 B	0.03 以下	0.009	0.002 以下	<0.00006	0.05 以下	0.00065
③	生物 B	0.03 以下	0.003	0.002 以下	<0.00006	0.05 以下	0.00065
④	生物 B	0.03 以下	0.007	0.002 以下	<0.00006	0.05 以下	0.0008
⑤	生物 B	0.03 以下	0.030	0.002 以下	<0.00006	0.05 以下	0.0025
⑥	生物 B	0.03 以下	0.023	0.002 以下	<0.00006	0.05 以下	0.0027
⑦	生物 B	0.03 以下	0.015	0.002 以下	<0.00006	0.05 以下	0.0025
⑧	生物 B	0.03 以下	0.005	0.002 以下	<0.00006	0.05 以下	0.0016

コラム 水質汚濁に係る環境基準とは

環境基本法第 16 条の規定による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準のことで、それぞれ下表のとおり環境基準が定められています。また、水質汚濁防止法では健康に関する一律排水基準が定められています。

■人の健康の保護に関する環境基準、一律排水基準

項目	基準値		項目	基準値	
	公共用水域	排水		公共用水域	排水
カドミウム※1	0.003mg/L	0.03mg/L	トリクロロエチレン	0.01mg/L	0.1mg/L
全シアン※1	検出されないこと	1mg/L	テトラクロロエチレン	0.01mg/L	0.1mg/L
鉛※1	0.01mg/L	0.1mg/L	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L	0.02mg/L
六価クロム※1	0.02mg/L	0.5mg/L	チウラム	0.006mg/L	0.06mg/L
砒素※	0.01mg/L	0.1mg/L	シマジン	0.003mg/L	0.03mg/L
総水銀※1	0.0005mg/L	0.005mg/L	チオベンカルブ	0.02mg/L	0.2mg/L
アルキル水銀※1	検出されないこと		ベンゼン	0.01mg/L	0.1mg/L
PCB	検出されないこと	0.003mg/L	セレン※1	0.01mg/L	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.02mg/L	0.2mg/L	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L	
四塩化炭素	0.002mg/L	0.02mg/L	ふっ素※1	0.8mg/L	8mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L	0.04mg/L	ほう素※1	1mg/L	10mg/L
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L	1mg/L	1,4-ジオキサン	0.05mg/L	0.5mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L	0.4mg/L	有機燐化合物		1mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L	3mg/L	アンモニア,アンモニウム化合物,亜硝酸化合物及び硝酸化合物※2		100mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L	0.06mg/L			

※1 一律排水基準では、その化合物を含む。　※2 アンモニア性窒素は測定値に 0.4 を乗じて計算する。

■生活環境の保全に関する環境基準（河川）

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100mL 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100mL 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/100mL 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生育する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

※基準値は令和5年4月1日時点の値

③ 排水基準適合率　　担当課：環境保全課

◆指標の見方　　排水基準の適合事業場数／排水基準適用事業場数

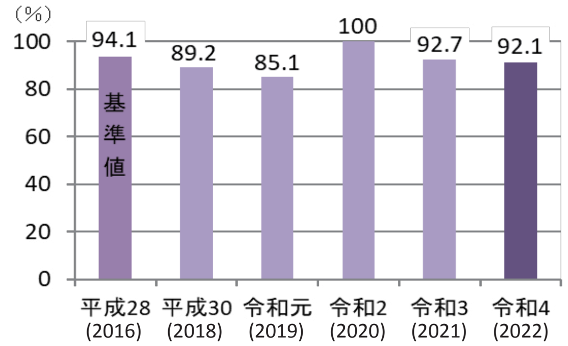

◆現況値（令和4年度）	達成度
達成率 92.1%	△

◆基準値(平成28年度)	◆目標値（令和4年度）
達成率94.1%	達成率 100%

◆市の取り組み等

水質汚濁防止法及び岐阜県公害防止条例による排水基準に基づき、定期的に特定事業場に立入検査を実施しました。

実施結果は右表のとおりで、排水基準を超過した3事業場に対して、勧告・注意等の指導を行いました。

これからも効果的な立入指導により排水基準の遵守を指導していきます。

■立入検査の結果（令和４年度）

区分		事業場数
立入検査		97 件
排出水検査		38 件
結果	適合	35 件
	超過	3 件

コラム　岐阜市の地下水質

岐阜市内の地下水はおおむね北東部から南西部へ流れる過程で、主として重炭酸カルシウム型の塩を溶かし込んでいると見られ、南西部に向かうに従ってカルシウム及びアルカリ度(pH 値)も上昇する傾向にあります。

金華山山麓から南部にかけての市街地では成分濃度が全体に低く、浸透して間もない降水が地下水に影響しているものと思われます。これは山間部がチャートを多く含み成分の溶出を困難にしているのが一因であると考えられます。

地下水の流動方向

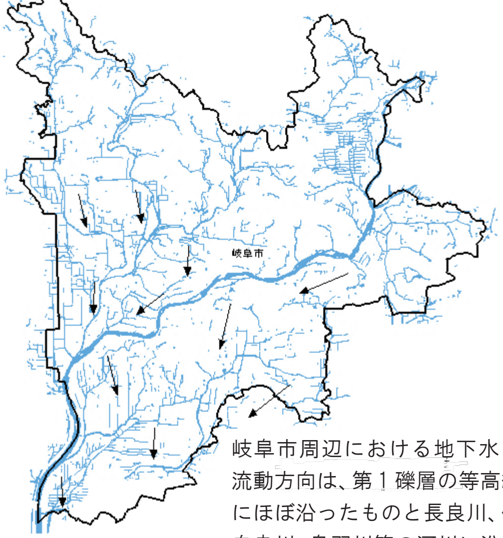

岐阜市周辺における地下水の流動方向は、第１礫層の等高線にほぼ沿ったものと長良川、伊自良川、鳥羽川等の河川に沿った流動方向が考えられます。

第2部　環境施策の取組状況

■施策1「生活環境を快適にします」■

④ 地下水の概況調査における環境基準達成率　担当課：環境保全課

◆指標の見方　環境基準達成地点数／調査地点数

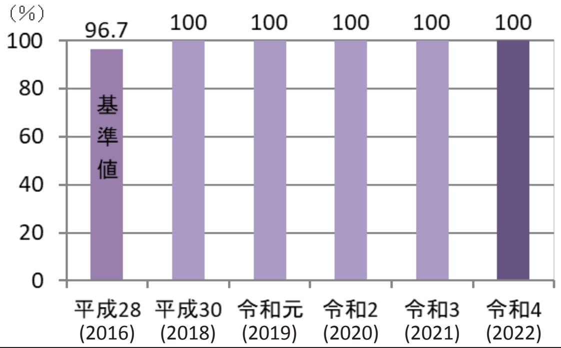

◆現況値（令和4年度）	達成度
達成率 100%	◎

◆基準値（平成28年度）	◆目標値（令和4年度）
達成率96.7%	達成率 100%

◆市の取り組み等

岐阜県公共用水域及び地下水の水質測定に関する計画に基づき、調査地点（23 地点※）におけるカドミウム等の健康項目（28 項目）について、年 1 回地点を変えて調査を実施しています。

その結果、全ての地点において、全調査項目につき環境基準に適合していました。

市民が健康で安心して暮らせるよう、引き続き地下水の監視を実施していきます。

※令和 3 年度に調査地点数を 30 地点から 23 地点に見直し

■調査項目（28 項目）
カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2−ジクロロエタン、1,1−ジクロロエチレン、1,2−ジクロロエチレン、1,1,1−トリクロロエタン、1,1,2−トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3−ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4−ジオキサン

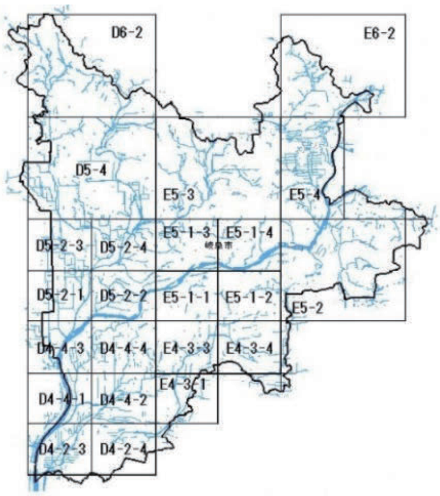

市内を 2.5～5km メッシュで 23 区域に区分し、区域毎に井戸を 1 箇所選定

コラム　住宅地等における農薬使用について

農薬は、農産物などの病気や害虫の防除において有効な手段であり、適切に使用すれば安全な資材です。

しかし、周囲に飛散することで、人の健康や畜産動物、周辺の生活環境などに影響を及ぼす場合があります。そこで、学校や保育所、病院、公園など、住宅地やその周辺で病害虫や雑草の防除を行う場合は、まず「農薬を使用しない方法」を考えましょう。

また、病害虫や雑草の発生状況から、やむを得ず農薬を使用する場合には、周辺の方への事前通知や、飛散の防止措置をお願いします。

出典：農林水産省リーフレット
https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/jutakuti/index.html

⑤ 水質･土壌に係るダイオキシン類の環境基準達成率　　担当課：環境保全課

◆指標の見方　環境基準達成地点数／調査地点数

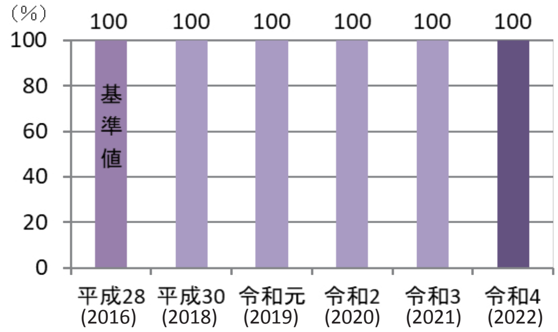

◆現況値（令和4年度）	達成度
達成率 100%	◎

◆基準値(平成28年度)	◆目標値（令和4年度）
達成率100%	現状維持

◆市の取り組み等

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、市内河川や公園等において監視を実施しました。その結果、同法で定められた河川水、河川底質、地下水及び土壌の環境基準をすべて達成しています。

市民が健康で安心して暮らせるよう、引き続き水質及び土壌等の監視を実施していきます。

■河川水、河川底質及び地下水調査結果（令和 4 年度）

調査地点	河川水	河川底質	地下水
	濃度	濃度	濃度
長良川　長良橋	0.055 pg-TEQ/L	0.43 pg-TEQ/g	
鳥羽川　正城橋	0.23 pg-TEQ/L	8.2 pg-TEQ/g	
境川　境川橋	0.34 pg-TEQ/L	0.66 pg-TEQ/g	
荒田川　水門橋	0.54 pg-TEQ/L	15 pg-TEQ/g	
民間事業所（北野西）			0.013 pg-TEQ/L
民間事業所（福光西）			0.012 pg-TEQ/L
民間事業所（鏡島西）			0.012 pg-TEQ/L

■土壌調査結果（令和 4 年度）

調査地点	区分	濃度
出屋敷公園	一般環境	3.5 pg-TEQ/g
福光公園	一般環境	0.24 pg-TEQ/g
江崎公園	一般環境	1.3 pg-TEQ/g
西秋沢公園	発生源周辺	3.6 pg-TEQ/g

調査地点	区分	濃度
からかさ松公園	発生源周辺	1.7 pg-TEQ/g
西郷北公園	発生源周辺	0.17 pg-TEQ/g
フィールドかけぼら	発生源周辺	0.0073 pg-TEQ/g
則松球場	発生源周辺	0.93 pg-TEQ/g

コラム　有機フッ素化合物(PFAS)とは

有機フッ素化合物の総称であり、1万種類以上の物質があります。水や油をはじく効果があり、熱にも強いことから半導体など身近な製品に使われています。ただ、一部は自然界で分解されにくく、身体に蓄積されるため、人への有害性が指摘されるものもあり、これらの製造と輸入は原則禁止されています。環境省が実施した河川や地下水の調査では、全国各地で暫定的な目標値を上回る高い濃度が検出されました。

コラム　岐阜市の水環境

本市には、長良川をはじめとする貴重な水環境があります。この恵み豊かな水環境を守り育て、次世代に引き継いでいくため、保全活動に取り組みましょう。

長良川中流域（名水百選　昭和 60 年 3 月 28 日選定　環境庁）

美濃、関、岐阜市にわたる中流域部分約 45 キロメートルを指します。流域にはダムがないなど人工改変度が小さく、約 85 万人の流域人口を抱えながら、上流 AA、中流 A の環境基準を満たしている清流河川です。

岩舟渓谷・萩の滝（岐阜県の名水 50 選　昭和 61 年 10 月 14 日選定　岐阜県）

百々ケ峰から発する渓流を集め、二段に流れ落ちる滝と荒々しく流れる渓谷で、四季折々の景観をつくり、人の心を和ませてくれます。

松尾池（ぎふ水と緑の環境百選　昭和 61 年選定　郷土の環境を守る会）

明治 18 年に萩の滝から流れる清流をかんがい用に利用するため、谷をせき止めて用水池（松尾池）を造り、長良志段見地区の田畑へ送水し今日に至っています。

達目洞（逆川上流）（平成の名水百選　平成 20 年 6 月 5 日選定　環境省）

達目洞には金華山からの湧水を水源とする逆川が流れ、絶滅危惧種のヒメコウホネをはじめとした貴重な動植物の宝庫となっています。現在、「達目洞自然の会」が市民等と協働で自然環境の保全に努めています。

（参考）「水環境総合情報サイト」
全国の公共用水域水質データや名水百選などの状況を環境省が公開しています。
☞ https://water-pub.env.go.jp/water-pub/mizu-site/

コラム　海洋プラスチックごみとは

今、海洋汚染の原因として、海洋プラスチックごみが注目されています。平成 27(2015)年に、国連が 2030 年までの目標として採択した「持続可能な開発目標」(SDGs)の一つに海洋環境保全があり、2025 年までにあらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減することを掲げています。

ペットボトルなどの容器包装から日常生活のあらゆる場所で利用されているプラスチックですが、ポイ捨てなど不適切に処分されたプラスチックごみが大量に川から海に流れ出て、海の環境を汚し、海の生き物にも悪影響を及ぼしています。平成 30 年の夏、神奈川県鎌倉市の浜辺に打ち上げられたクジラの赤ちゃんの胃の中からプラスチックごみが出てきました。このように死んだクジラの胃からビニール袋などのプラスチックごみが発見される例が世界各地で報告されています。また、プラスチックごみが小さな破片となった「マイクロプラスチック」(5mm 以下のサイズのものをいう)を、魚や貝などが間違えて食べてしまう例も確認されています。

プラスチックはリサイクルすることができます。プラスチックの利用を減らし(リデュース)、できるだけ繰り返し利用し(リユース)、きちんと分別する(リサイクル)、プラスチックの3R を進めていくことが必要です。

■関連する主な条例・計画等

施策 1-2 に関連する条例・計画等は次のとおりです。

◇岐阜市地下水保全条例　　担当：環境保全課

地下水を汚染から守り、そのかん養を図ることによって、自然環境の保全及び水循環の安定に寄与し、市民の健康及び生活環境を保護するとともに、秩序ある事業活動の促進に向けた事項を定めた地下水保全条例を平成 14 年 6 月に制定し、平成 15 年 4 月から施行しています。

◇岐阜市生活排水対策推進計画　　担当：環境保全課

平成 5 年 1 月に県から「生活排水対策重点地域」の指定を受けたため、「生活排水対策推進計画」を平成 6 年 2 月に策定しました。これに基づき生活排水対策の必要性を普及啓発するとともに、公共下水道等の施設整備及び各家庭での発生源対策を行い水質保全を図っています。

■関連する主な事業等

施策 1-2 に関連する主な事業は次のとおりです。（令和 4 年度）

◇河川水質調査　　担当：環境保全課

水質環境基準（河川）の達成状況を把握するため、県計画及び市計画に基づき長良川及び支川の定期的な水質及び底質調査を行っています。

本市では、市内測定 29 地点において、水質環境基準（健康項目及び生活環境項目）の達成状況を調査しています。

令和 4 年度の調査結果は、すべて環境基準に適合していました。

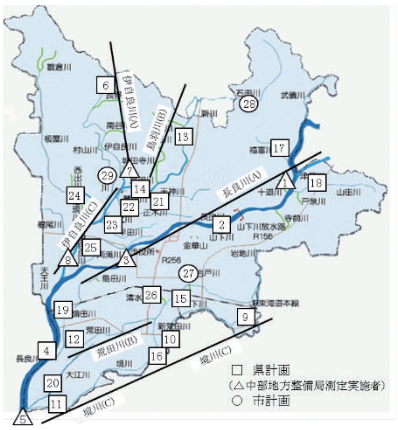

No.	河川名	地点名	類型
県計画			
1	長良川	◎藍川橋	A
2		長良橋	A
3		鏡島大橋	A
4		穂積大橋	A
5		◎長良大橋	A
6	伊自良川	本郷橋	A
7		◎繰舟橋	A
8		◎竹橋	C
9	境川	高田橋	C
10		◎東辰新橋	C
11		◎境川橋	C
12	荒田川	◎出村	B
13	鳥羽川	寺内橋	B
14		◎伊自良川合流前	B

No.	河川名	地点名
15	新荒田川	第一祈年橋
16		市場橋
17	福富川	童子橋
18	山田川	長良川合流前
19	論田川	日東橋
20	大江川	日置江高桑大橋
21	天神川	鳥羽川合流前
22	正木川	伊自良川合流前
23	早田川	伊自良川合流前
24	板屋川	伊自良川合流前
25	両満川	長良川合流前
26	清水川	清水橋
市計画		
27	岩戸川	新荒田川合流前
28	石田川	岐阜女子大学前
29	新堀川	伊自良川合流前

※◎は環境基準点

※底質調査は、伊自良川、境川、荒田川の 3 河川で実施

◇長良川水浴場の水質調査　　担当：環境保全課

平成 13 年に「日本の水浴場 88 選」として選定された長良川水浴場について、水質の現状を把握し、必要に応じて必要な措置を講ずるため、毎年、水質調査を行っています。

■長良川水浴場調査結果（令和 4 年度）

調査月日	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度	判定
5 月 16 日 5 月 17 日	平均 31　個/100mL	無	平均 1.4 mg/L	平均 1m 以上	水質 A
8 月 1 日 8 月 2 日	平均 19　個/100mL	無	平均 1.1 mg/L	平均 1m 以上	水質 A

■水浴場水質判定基準

区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA	不検出 （検出限界 2 個/100mL）	油膜が認められない	2mg/L 以下	全透 （1m 以上）
	水質 A	100 個/100mL 以下	油膜が認められない	2mg/L 以下	全透 （1m 以上）
可	水質 B	400 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	5mg/L 以下	1m 未満から 50cm 以上
	水質 C	1000 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	8mg/L 以下	1m 未満から 50cm 以上
不適		1000 個/100mL を 超えるもの	常時、油膜が認められる	8mg/L 超	50cm 未満

◇地下水汚染モニタリング調査（テトラクロロエチレン等）　　担当：環境保全課

平成 12 年 11 月から平成 15 年 2 月に実施したテトラクロロエチレン等に係る地下水汚染調査により判明した汚染地区及び要監視地区において、定点井戸におけるモニタリング調査等を実施し、経年的に汚染状況や浄化対策効果の把握に努めています。汚染地区及び要監視地区は下表のとおりで、調査地点において 5 項目（テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、クロロエチレン）の調査を行っています。

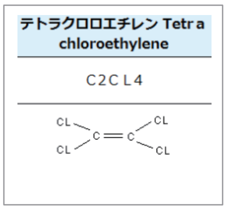

■汚染地区（令和 4 年度）

地区名	指定年月	調査地点数
①南部	平成 13 年 7 月	16
②鶯谷・殿町	平成 13 年 7 月	8
③厚見	平成 13 年 11 月	4
④新粟野	平成 14 年 2 月	3
⑤切通	平成 14 年 9 月	4

■要監視地区（令和 4 年度）

地区名	指定年月	調査地点数
⑥上加納	平成 14 年 11 月	2

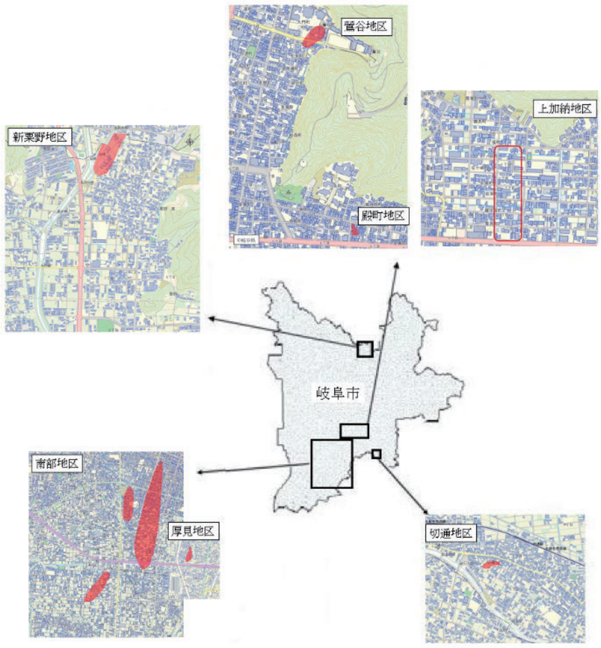

地下水汚染等エリア図

◇六価クロム地下水汚染対策

担当：環境保全課

昭和 46 年に六価クロムによる地下水汚染が判明し、原因とされるメッキ工場周辺住民の健康を保護するため、現在では、鏡島地区の 3 地点の井戸において年 4 回の定点監視調査を実施しています。

※六価クロムの地下水の環境基準　0.02mg/L 以下

◇地下水位定点･定時観測調査

担当：環境保全課

地下水の状況及び地盤沈下の可能性を把握するため、昭和 48 年度から市内 8 箇所の井戸に水位自動測定器を設置し、経年的に地下水位を観測しています。

市内 8 箇所の観測井及び観測結果は下表のとおりで、年間を通し全ての観測井において安定した水位を保持しています。

■地下水位定点･定時観測調査結果（令和 4 年度）

観測所名	校区	井戸形態	観測開始年月	年平均標高水位
①萱場井	城西	堀井戸	昭和 48 年 8 月	8.51 m
②西改田井	七郷	堀井戸	昭和 49 年 6 月	9.90 m
③三輪井	三輪南	専用井戸	昭和 52 年 10 月	33.17 m
④前一色井	長森北	堀井戸	昭和 49 年 6 月	9.42 m
⑤華陽フロンティア高井	鶉	専用井戸	昭和 49 年 6 月	3.79 m
⑥清水緑地井	加納東	専用井戸	昭和 50 年 4 月	6.81 m
⑦中西郷井	西郷	専用井戸	昭和 53 年 10 月	11.89 m
⑧明徳井	明郷	専用井戸	平成 26 年 11 月	8.71 m

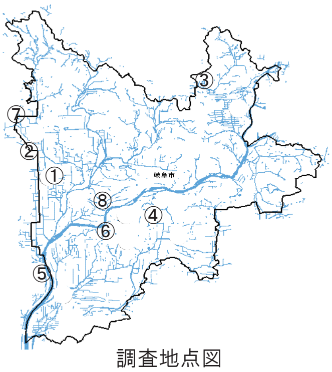

調査地点図

◇ゴルフ場排出水調査

担当：環境保全課

「岐阜市ゴルフ場環境管理指導要綱」に基づき、市内のゴルフ場と環境管理協定書を締結し、農薬等の使用量の抑制、排出水などの監視指導を行うとともに、排出水について農薬検査を行っています。

■ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針

令和 4 年度現在、殺虫剤をはじめ 20 農薬について指針値が設定されています。

区分	農薬数
殺虫剤	5
殺菌剤	9
除草剤	6

【協定締結ゴルフ場】

長良川カントリー倶楽部、岐阜北カントリー倶楽部、OGC 岐阜中央ゴルフパーク

◇水質汚濁事故対策

担当：環境保全課

公共用水域における水質汚濁事故について速やかに対応するため、関係部署との間で「岐阜市河川事故対応措置」を作成し、水質汚濁による被害の拡大防止に努めています。

令和 4 年度の水質汚濁事故の発生状況は、右表のとおりです。

平成 15 年度から油類流出、魚類へい死に加え、白濁等の異常水質が認められた場合も「水質汚濁事故」として扱うことにしました。

■水質汚濁事故の発生状況（令和 4 年度）

事故内容	件数
油流出	27
魚類へい死	7
その他	12
合計	46

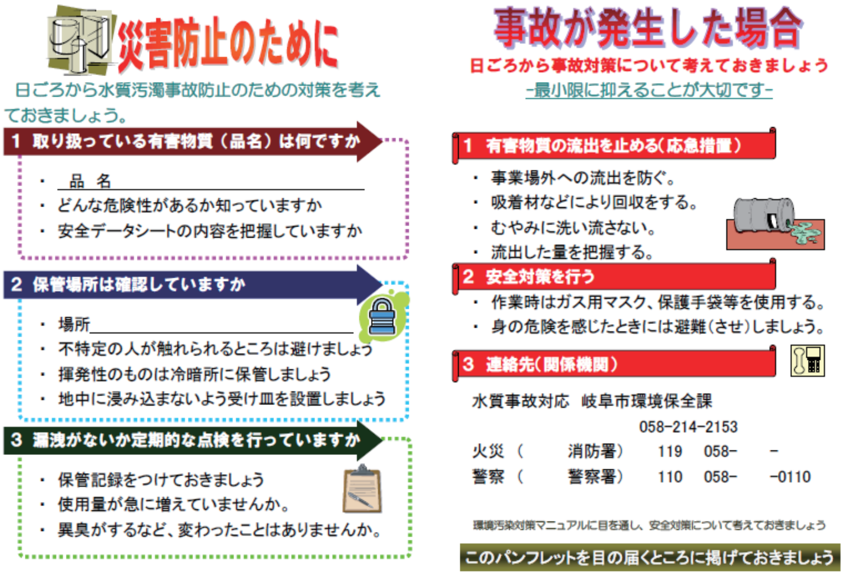

災害防止のために

日ごろから水質汚濁事故防止のための対策を考えておきましょう。

1 取り扱っている有害物質（品名）は何ですか
- 品 名＿＿＿＿＿＿＿＿
- どんな危険性があるか知っていますか
- 安全データシートの内容を把握していますか

2 保管場所は確認していますか
- 場所＿＿＿＿＿＿＿＿
- 不特定の人が触れられるところは避けましょう
- 揮発性のものは冷暗所に保管しましょう
- 地中に浸み込まないよう受け皿を設置しましょう

3 漏洩がないか定期的な点検を行っていますか
- 保管記録をつけておきましょう
- 使用量が急に増えていませんか。
- 異臭がするなど、変わったことはありませんか。

事故が発生した場合

日ごろから事故対策について考えておきましょう

-最小限に抑えることが大切です-

1 有害物質の流出を止める(応急措置)
- 事業場外への流出を防ぐ。
- 吸着材などにより回収をする。
- むやみに洗い流さない。
- 流出した量を把握する。

2 安全対策を行う
- 作業時はガス用マスク、保護手袋等を使用する。
- 身の危険を感じたときには避難(させ)しましょう。

3 連絡先(関係機関)

水質事故対応　岐阜市環境保全課　058-214-2153

火災（　　消防署）　119　058-　　-

警察（　　警察署）　110　058-　　-0110

環境汚染対策マニュアルに目を通し、安全対策について考えておきましょう

このパンフレットを目の届くところに掲げておきましょう

◇岐阜地区地下水対策協議会

担当：環境保全課

地下水揚水量、地下水位等の調査を行うとともに、地下水の適正かつ合理的な利用の推進に取り組み、広域的な地下水対策を図るため、昭和 45 年、当時の通商産業省が行った「地下水利用適正化調査」による地下水の過剰揚水の指摘を受け、昭和 50 年、3 市 4 町により協議会を設立しました。

昭和 58 年、1,000 ㎥以上の地下水を揚水する企業等が参加し、現在（令和 4 年度）、岐阜県、6 市 3 町（岐阜市、羽島市、各務原市、瑞穂市、本巣市、山県市、岐南町、笠松町、北方町）及び 31 団体が参加し活動をしています。

◇長良川流域環境ネットワーク協議会

担当：環境保全課

長良川の水資源等の貴重な財産を次世代に引き継いでいくため、流域が共通認識のもと、環境保全活動を実施することを目的に、平成 19 年 7 月に設立し、環境学習の推進、支援、環境保全活動の啓発などを実施しています。

会員は、流域 18 市町（岐阜市、大垣市、関市、美濃市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、郡上市、海津市、岐南町、笠松町、輪之内町、安八町、北方町、富加町）、賛助団体は 9 団体。

24 時間テレビ 長良川清掃プロジェクト

長良川流域環境ネットワーク協議会ホームページ
☞http://www.nagaragawa-e.net/main/

◇浄化槽設置整備事業

担当：環境二課

生活排水による河川の水質汚濁の進行を防止し、生活環境の保全を図るため、下水道区域以外の住宅に浄化槽を設置する場合、補助金を交付しています。

■補助制度の内容及び実績（令和 4 年度）

人 槽	高度処理型	実績	高度処理型以外	実績
5 人槽	384,000 円	22 件	332,000 円	0 件
6～7 人槽	462,000 円	13 件	414,000 円	0 件
8～50 人槽	585,000 円	2 件	548,000 円	0 件

■上乗せ補助制度の内容及び実績（令和 4 年度）

上乗せ要件	補助金額	実績
単独処理浄化槽又は汲み取り便所から合併処理浄化槽に切り替える際の配管工事に対して	300,000 円	8 件
単独処理浄化槽又は汲み取り便所を撤去して合併処理浄化槽を設置する際の撤去工事に対して	90,000 円	8 件

◇土壌汚染対策

担当:環境保全課

土壌汚染による健康被害を防止するため、土壌汚染対策法の規定により、調査結果に基づき要措置区域等を指定・公示し、最低限必要な措置を明示しています。

要措置区域とは、土壌汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域です。

■要措置区域(令和5年3月末現在)

指定年月日	指定区域の所在地	指定基準に適合しない特定有害物質
令和元年4月25日	黒野 328-8、707-2、707-6(住所) 黒野字二の丸 328番8、328番17、 黒野字村前 707番2、707番6の各一部(地番)	1,1,1-トリクロロエタン トリクロロエチレン 六価クロム化合物 シアン化合物 鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
令和3年3月16日	大黒町四丁目4番1(住所) 大黒町四丁目4番1の一部(地番)	六価クロム化合物 シアン化合物
令和4年11月18日	北一色10丁目3番3(住所) 北一色10丁目3番2、3番11の一部、3番12の一部(地番)	テトラクロロエチレン

形質変更時要届出区域とは、土壌汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域(摂取経路の遮断が行われた区域を含む。)です。

■形質変更時要届出区域(令和5年3月末現在)

指定年月日	指定区域の所在地	指定基準に適合しない特定有害物質
平成22年2月16日	水海道2丁目1-10(住所) 水海道2丁目1番10、1番25(地番)	テトラクロロエチレン
平成22年3月26日	早田町1丁目24(住所) 早田町1丁目24番(地番)	テトラクロロエチレン
平成24年10月12日	祈年町4丁目1番地(住所) 祈年町4丁目1番、5丁目34番、6丁目43、44番の各一部、53番(地番)	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物
令和3年1月27日	岩田西3丁目422番2の一部、423番の一部(地番)	砒素及びその化合物

3 騒音･振動･悪臭の規制

■令和 4 年度の取り組み状況

施策 1-3 の指標の取り組み状況は次のとおりです。

① 騒音環境基準達成率（一般地域）　　担当課：環境保全課

◆指標の見方　達成地点数／調査地点数

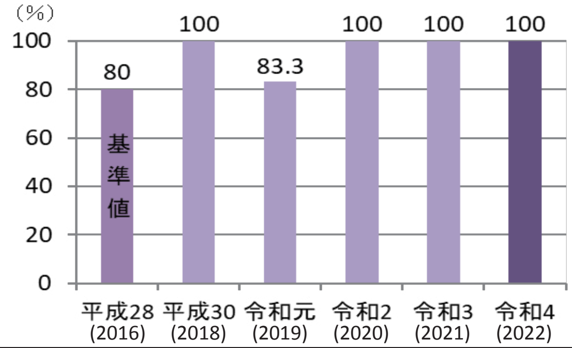

◆現況値（令和4年度）	達成度
達成率 100%	◎

◆基準値(平成28年度)	◆目標値（令和4年度）
達成率 80%	達成率 100%

◆市の取り組み等

騒音規制法に基づき、一般地域 6 地点において騒音調査を実施しました。環境基本法で定められた環境基準の達成状況は下表のとおりでした。

引き続き、騒音調査を行い、一般地域の環境について把握するとともに、生活環境の保全に努めていきます。

■一般地域における騒音の調査結果（令和 4 年度）

測定地点	用途地域	類型	測定結果(基準適否)	
			昼間	夜間
花ノ木町 2 丁目	第 2 種中高層住居専用地域	A	48dB(適)	36dB(適)
東鶉 5 丁目	第 1 種住居地域	B	49dB(適)	40dB(適)
池ノ上町 2 丁目	第 2 種住居地域	B	47dB(適)	33dB(適)
大学北 2 丁目	その他の都市計画地域	B	47dB(適)	38dB(適)
菊地町 1 丁目	準工業地域	C	48dB(適)	40dB(適)
宇佐南 2 丁目	準工業地域	C	53dB(適)	46dB(適)

※昼間:6 時～22 時、夜間:22 時～6 時

■達成状況の推移

区分	平成 28 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
調査地点数	5	5	6	6	7	6
環境基準達成地点数	4	5	5	6	7	6
騒音環境基準達成率	80%	100%	83.3%	100%	100%	100%

■類型別の環境基準値

類型	昼間	夜間
A	55dB 以下	45dB 以下
B	55dB 以下	45dB 以下
C	60dB 以下	50dB 以下

② 騒音環境基準達成率（自動車騒音）　担当課：環境保全課

◆指標の見方　達成戸数／調査路線沿線の全戸数

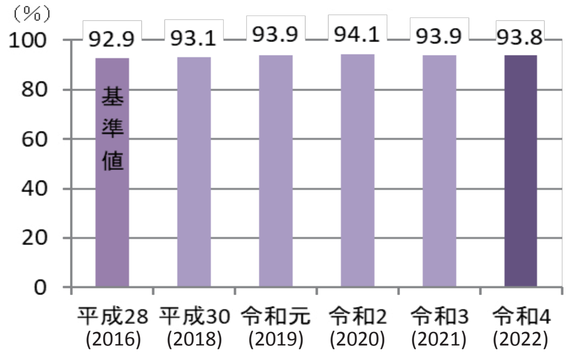

◆現況値（令和4年度）	達成度
達成率 93.8%	○

◆基準値（平成28年度）	◆目標値（令和4年度）
達成率 92.9%	達成率 95%

◆市の取り組み等

騒音規制法に基づき、道路に面する地域の評価対象 41 路線のうち、9 路線において騒音調査を実施しました。その結果、環境基本法で定められた環境基準の達成状況は下表のとおりで、近年の道路騒音状況は横ばいです。また、騒音規制法による自動車騒音による要請限度等の規制に基づき 15 地点で騒音調査を実施しています。

引き続き、騒音調査を行い、測定結果を道路管理者に通知し、道路に面する地域の環境改善を求めていきます。

■道路に面する地域における環境基準達成状況（令和 4 年度）

路線名（調査単位区間番号）	評価区間	対象住居等戸数	昼夜間達成戸数	達成率
一般国道 21 号線(10450)	1.1 km	143 戸	126 戸	88.1%
一般国道 21 号線(10470)	0.9 km	54 戸	54 戸	100%
岐阜羽島線(60220)	2.9 km	737 戸	591 戸	80.2%
岐阜羽島線(60230)	3.3 km	415 戸	415 戸	100%
墨俣合渡岐阜線(60340)	1.1 km	53 戸	52 戸	98.1%
墨俣合渡岐阜線(60341)	2.0 km	61 戸	61 戸	100%
墨俣合渡岐阜線(60342)	0.1 km	3 戸	3 戸	100%
墨俣合渡岐阜線(60344)	2.8 km	184 戸	184 戸	100%
墨俣合渡岐阜線(60345)	2.6 km	659 戸	658 戸	99.8%
41路線合計※	110.3 km	16,379 戸	15,358 戸	93.8%

※令和 4 年度を含め直近 5 年間の調査結果を集計して評価

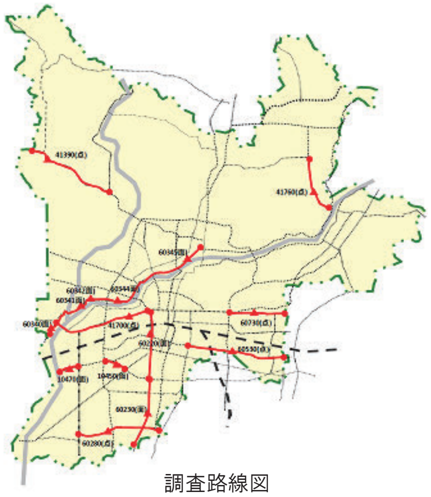
調査路線図

■達成状況の推移

区分	平成 28 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
評価対象道路の達成率	92.9%	93.1%	93.9%	94.1%	93.9%	93.8%
当該年度の調査路線数	5 路線	10 路線	10 路線	7 路線.	7 路線	9 路線
当該年度の達成率	98.4%	89.9%	93.7%	95.5%	97.0%	92.9%

③ 騒音環境基準達成率（航空機騒音）

担当課：環境保全課

◆指標の見方　達成地点数／調査地点数

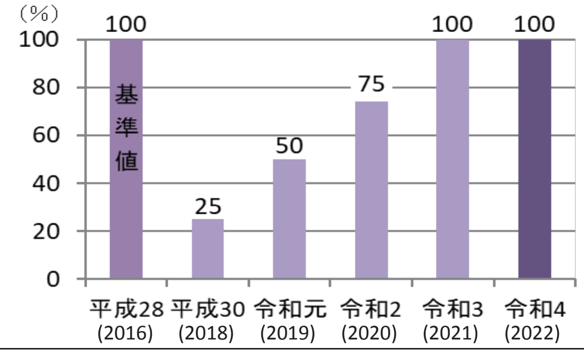

◆現況値（令和4年度）	達成度
達成率 100%	◎

◆基準値（平成28年度）	◆目標値（令和4年度）
達成率 100%	現状維持

◆市の取り組み等

市南東部は、航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定（昭和 54 年 10 月）がされており、その達成・維持状況を把握するため 4 測定地点において観測調査を行いました。その結果、環境基本法で定められた環境基準の達成状況は下表のとおりでした。

これからも岐阜基地周辺市町村連絡協議会を通じ、航空自衛隊岐阜基地や東海防衛支局に対し、騒音の改善や住宅防音工事の促進を求めていきます。

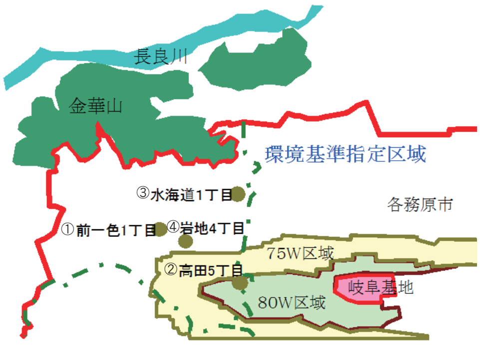

調査地点図

■航空機騒音に係る調査結果（令和 4 年度）※1

類型	測定地点	測定結果（基準適否）		
		春	秋	平均値※2
Ⅰ	①前一色１丁目	50 dB（適）	51 dB（適）	50 dB（適）
Ⅱ	②高田５丁目	56 dB（適）	60 dB（適）	59 dB（適）
Ⅱ	③水海道１丁目	55 dB（適）	54 dB（適）	55 dB（適）
Ⅱ	④岩地４丁目	51 dB（適）	54 dB（適）	53 dB（適）

※1　夏季と秋季に航空機騒音を 7 日間（24 時間/日）測定

※2　算術平均ではなくパワー平均のため一般的な平均値とは異なる値になる

■達成状況の推移

区分	平成 28 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
調査地点数	4	4	4	4	4	4
環境基準達成地点数	4	1	2	3	4	4
騒音環境基準達成率	100%	25%	50%	75%	100%	100%

■環境基準の地域類型指定（航空自衛隊岐阜基地周辺の地域）

類型	区域の区分（都市計画法に定める用途地域）	基準値
Ⅰ	指定区域のうち、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、田園住居地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域	57dB 以下
Ⅱ	指定地域のうち、Ⅰ類型以外の地域。ただし、工業専用地域、航空自衛隊岐阜基地の敷地、河川法に基づく河川区域を除く	62dB 以下

コラム　一般地域の自動車騒音に係る環境基準とは

環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づく、騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準のことで、下表のとおり環境基準が定められています。また、騒音規制法や振動規制法により、道路を走行する自動車騒音・振動の限度（要請限度）が定められています。

■一般地域

類型	地域の区分	基準値	
		昼間	夜間
A	第 1 種区域、第 2 種区域のうち都市計画法に定める用途地域が第 1 種中高層住居専用地域又は第 2 種中高層住居専用地域	55dB 以下	45dB 以下
B	第 2 種区域（A 類型に該当する地域を除く。）	55dB 以下	45dB 以下
C	第 3 種区域、第 4 種区域	60dB 以下	50dB 以下

※昼間：6 時～22 時、夜間：22 時～6 時

■道路に面する地域

類型	地域の区分	基準値	
		昼間	夜間
A	2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B	2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
C	車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
ただし、「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、特例として上表にかかわらず次表のとおりとなります。			
高速自動車国道、一般国道、県道、4 車線以上の市町村道並びに自動車専用道路に面する区域		70dB 以下	65dB 以下
上記のうち騒音の影響を受ける面の窓をいつも閉めて生活している場合の室内		45dB 以下	40dB 以下

※昼間：6 時～22 時、夜間：22 時～6 時

■区域区分

区分	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に定める用途地域等
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、田園住居地域
第 2 種区域	第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、市街化調整区域
第 3 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第 4 種区域	工業地域

ただし、当分の間、下記の地域については上表の区分を当てはめません。

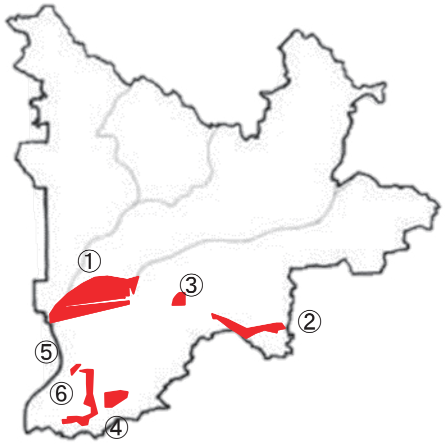

騒音規制区域の区分の特例位置図

番号	地域の概要（主な地域）	区分
①	鏡島地域の特別工業地区	第 3 種区域
②	南長森地域の特別工業地区	第 3 種区域
③	厚見地域及び加納地域の名古屋鉄道名古屋本線以西、新荒田川以東、主要地方道岐阜環状線以北の準工業地域	第 4 種区域
④	県道笠松墨俣線以南、主要地方道岐阜南濃線以東、羽島用水西幹線以北、県道岐阜羽島線以西の第 1 種住居地域及び第 2 種住居地域	第 3 種区域
⑤	主要地方道岐阜垂井線以北の柳津町上佐波西1丁目の一部の市街化調整区域	第 3 種区域
⑥	境川以西の柳津町上佐波 1 丁目～5 丁目、柳津町上佐波西 2 丁目の一部、柳津町下佐波 1 丁目～3 丁目、5 丁目～8 丁目、柳津町高桑 1 丁目及び 2 丁目の第 1 種住居地域及び第 2 種住居地域	第 3 種区域

コラム

悪臭に係る規制基準とは

悪臭防止法により事業活動に伴って発生する悪臭の許容限度が定められており、その範囲内において、市が規制基準を定めています。

規制手法は、特定悪臭物質（現在 22 物質指定）の濃度による規制と臭気指数による規制があり、本市では、下表のとおり特定悪臭物質の濃度の許容限度を定め、規制基準としています。

■特定悪臭物質の規制基準（平成 8 年　岐阜市告示第 11 号）

No.	特定悪臭物質	規制基準	No.	特定悪臭物質	規制基準
1	アンモニア	1 ppm	12	イソバレルアルデヒド	0.003 ppm
2	メチルメルカプタン	0.002 ppm	13	イソブタノール	0.9 ppm
3	硫化水素	0.02 ppm	14	酢酸エチル	3 ppm
4	硫化メチル	0.01 ppm	15	メチルイソブチルケトン	1 ppm
5	二硫化メチル	0.009 ppm	16	トルエン	10 ppm
6	トリメチルアミン	0.005 ppm	17	スチレン	0.4 ppm
7	アセトアルデヒド	0.05 ppm	18	キシレン	1 ppm
8	プロピオンアルデヒド	0.05 ppm	19	プロピオン酸	0.03 ppm
9	ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm	20	ノルマル酪酸	0.002 ppm
10	イソブチルアルデヒド	0.02 ppm	21	ノルマル吉草酸	0.0009 ppm
11	ノルマルバレルアルデヒド	0.009 ppm	22	イソ吉草酸	0.001 ppm

■関連する主な条例・計画等

施策 1-3 に関連する条例・計画等は次のとおりです。

◇騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準について(告示)　担当:環境保全課

騒音規制法の規定により特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について、規制する地域を指定し規制基準を告示(平成 8 年 岐阜市告示第 5 号)により定めています。

■指定地域における特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域	昼間	朝・夕	夜間
第 1 種区域	50dB 以下	45dB 以下	40dB 以下
第 2 種区域	60dB 以下	50dB 以下	45dB 以下
第 3 種区域	65dB 以下	60dB 以下	50dB 以下
第 4 種区域	70dB 以下	65dB 以下	60dB 以下

昼間:8 時～19 時
朝　:6 時～8 時
夕　:19 時～23 時
夜間:23 時～6 時

◇特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する区域の指定について(告示)　担当:環境保全課

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に係る告示(昭和 43 年 厚生省・建設省告示第 1 号)別表第 1 号の規定により指定する区域を告示(平成 8 年 岐阜市告示第 6 号)により定めています。

■特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

区域	騒音規制区域の区分	基準値
第 1 号区域	・第 1 種区域 ・第 2 種区域 ・第 3 種区域 ・第 4 種区域のうち学校、保育所、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 80mの区域内の地域	85dB 以下
第 2 号区域	第 4 種区域のうち、第1号区域以外の地域	

◇自動車騒音の限度に係る指定地域内における区域の区分について(告示)　担当:環境保全課

騒音規制法の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の別表備考の規定により、a 区域、b 区域及び c 区域を告示(平成 12 年 岐阜市告示第 465 号)により定めています。

■騒音の要請限度

区域	騒音規制区域の区分
a	第 1 種区域、第 2 種区域のうち都市計画用途地域が第 1 種中高層住居専用地域又は第 2 種中高層住居専用地域
b	第 2 種区域（a 区域に該当する地域を除く）
c	第 3 種区域、第 4 種区域

区域	各区域の区分	基準値	
		昼間	夜間
a	1 車線を有する道路に面する区域	65dB 以下	55dB 以下
	2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB 以下	65dB 以下
b	1 車線を有する道路に面する区域	65dB 以下	55dB 以下
	2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	75dB 以下	70dB 以下
c	1 車線を有する道路に面する区域 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	75dB 以下	70dB 以下
ただし、「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、特例として上表にかかわらず次表のとおりとなります。			
高速自動車国道、一般国道、県道、4 車線以上の市町村道並びに自動車専用道路に面する区域		75dB 以下	70dB 以下

※昼間:6 時～22 時、夜間:22 時～6 時

◇振動の規制地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準について（告示）　担当：環境保全課

　振動規制法の規定により振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を指定し、特定工場等において発生する振動の規制基準を告示（平成 8 年　岐阜市告示第 8 号）により定めています。

■指定地域における特定工場等において発生する振動の規制基準

区域	騒音規制区域の区分	基準値	
		昼間	夜間
第 1 種区域	第 1 種区域及び第 2 種区域	60dB 以下	55dB 以下
第 2 種区域	第 3 種区域及び第 4 種区域	65dB 以下	60dB 以下

※昼間：8 時～19 時、夜間：19 時～8 時

◇特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の指定について（告示）　担当：環境保全課

　振動規制法施行規則別表第 1 付表第 1 号の規定により指定する区域を告示（平成 8 年　岐阜市告示第 9 号）により定めています。

■特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

区域	騒音規制区域の区分	基準値
第 1 号区域	・第 1 種区域 ・第 2 種区域 ・第 3 種区域 ・第 4 種区域のうち学校、保育所、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 80mの区域内の地域	75dB 以下
第 2 号区域	第 4 種区域のうち、第1号区域以外の地域	

◇自動車振動に係る振動の規制基準に定める区域の区分等の指定について（告示）　担当：環境保全課

　振動規制法施行規則別表第 2 備考 1 の規定により市長が定める区域及び同表備考 2 の規定により市長が定める時間を告示（平成 8 年　岐阜市告示第 10 号）により定めています。

■振動の要請限度

区域	騒音規制区域の区分	基準値	
		昼間	夜間
第 1 種区域	第 1 種区域及び第 2 種区域	65dB 以下	60dB 以下
第 2 種区域	第 3 種区域及び第 4 種区域	70dB 以下	65dB 以下

※昼間：8 時～19 時、夜間：19 時～8 時

◇騒音に係る環境基準地域類型の指定について（告示）　担当：環境保全課

　環境基本法第 16 条第 2 項の規定により指定する区域を告示（平成 24 年　岐阜市告示第 607 号）により定めています。

◇悪臭原因物の排出規制地域の指定及び特定悪臭物質の規制基準について（告示）　担当：環境保全課

　悪臭防止法の規定により工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域を指定し、特定悪臭物質の規制基準を告示（平成 8 年　岐阜市告示第 11 号）により定めています。

■関連する主な事業等

施策 1-3 に関連する主な事業等は次のとおりです。（令和 4 年度）

◇工場・事業場への立入調査　　担当：環境保全課

騒音規制法、振動規制法及び岐阜県公害防止条例により定められた設備を設置する工場や事業場に対し立入調査を実施し、届出の確認や規制基準の遵守を指導しています。

著しい騒音・振動を発生する施設を「特定施設」、これを設置する工場・事業場を「特定工場等」としています。指定地域内にて特定施設を設置する者は規制基準を遵守し、設置や変更などをする場合は事前に届出が必要です。

■届出と立入調査件数（令和 4 年度）

区分	届出	立入調査
騒音規制法	123 件	59 件
振動規制法	99 件	44 件
岐阜県公害防止条例（騒音）	113 件	46 件

◇臭気発生事業場実態調査　　担当：環境保全課

悪臭防止法の規定により市が定めた特定悪臭物質の規制を行うため、臭気発生事業場における特定悪臭物質濃度及び臭気濃度を測定し、指導しています。

コラム　かおり風景 100 選

環境省が平成 13 年に、豊かな「かおり」とその源となる自然や文化・生活を一体として将来に残し、伝えていくため「かおり風景」を広く募集し、応募の中から特に優れたもの 100 地点を選定しました。

100 選には、花や樹木、潮風、温泉、みかん、カボス、りんご等の果物などの自然の香りのほか、にかわ、墨、線香、茶、塩わかめづくりなどの伝統工芸や地方の特産などに関わるものなど様々な「かおり風景」が選ばれました。

岐阜県では、加子母村の檜とササユリ（加子母村）、飛騨高山の朝市と古い町並（高山市）、種倉棚田の雨上がりの石積（宮川村）が選定されました。

出典：環境省　かおり風景 100 選パンフレット

4 環境美化の推進

■令和 4 年度の取り組み状況

施策 1−4 の指標の取り組み状況は次のとおりです。

① 岐阜版アダプト・プログラムの登録団体数　担当課：市民活動交流センター

◆指標の見方　岐阜版アダプト・プログラム“ぎふまち育て隊”の登録団体数

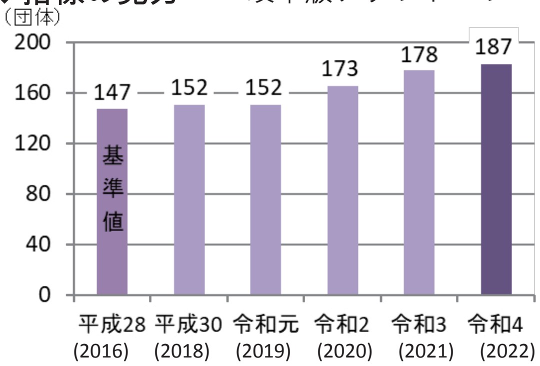

◆現況値（令和4年度）	達成度
187 団体	◎

◆基準値（平成28年度）	◆目標値（令和4年度）
147 団体	170 団体

◆市の取り組み等

本市では、“ぎふまち育て隊”として、通常の「一般型（公共空間での清掃活動）」に加え、「創造型」「文化財型」「環境保全型」の 4 タイプのアダプト・プログラムを設け、都市美化活動等の支援を実施しています。

引き続き、様々な広報媒体を活用しながら周知啓発に努めていきます。

■岐阜版アダプトプログラムの登録団体数（令和 5 年 3 月現在）

区分	団体数
一般型 公共空間での清掃活動	168 団体
創造型 維持管理までを念頭に置き、企画段階から市民が参画し、活動するもの	14 団体
文化財型 民有地内にある、まちのシンボル的な文化財などの美化活動を対象としたもの	1 団体
環境保全型 環境保全を念頭に置いた、美化・整備活動	4 団体

■『アダプト・プログラム』とは

アダプトとは「養子縁組をする」という意味で、公共空間を住民の皆さんが養子のように愛情をもって面倒をみる、ということ。継続的に公共空間の美化活動を進めるため、活動団体と行政が覚書を結び、活動団体名を記載したサインボードを行政が設置する。活動地域にサインボードを設置することで、その地域のポイ捨ての減少が期待でき、活動団体のステータス（誇り）にもなる。

② 市中心部におけるポイ捨てごみの総数

担当課：資源循環課

◆指標の見方　ポイ捨てごみ定点観測調査によるポイ捨てごみの総数

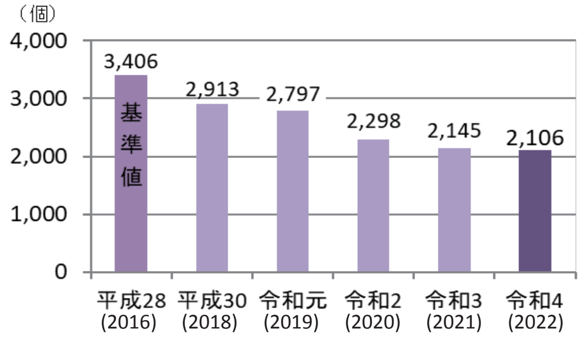

◆現況値（令和4年度）	達成度
2,106 個	◎

◆基準値（平成28年度）	◆目標値（令和4年度）
3,406 個	減少

◆市の取り組み等

■ポイ捨てごみ定点観測調査とは

市中心部（市役所・ぎふメディアコスモス周辺～JR 岐阜駅の路上喫煙禁止区域内 17 区間及び区域外 5 区間の計 22 区間）において、年 4 回、ポイ捨てごみ全般を拾い集め、区間ごとにごみの種類（たばこの吸い殻、たばこの箱・フィルム、ビン・カン・ペットボトル、紙くず、プラスチックくず、その他の 6 種類）に分けて集計。

引き続き、様々な広報媒体を活用しながら周知啓発に努めていきます。

③ 路上喫煙禁止区域内でポイ捨てされたたばこの吸い殻の個数

担当課：資源循環課

◆指標の見方　ポイ捨てごみ定点観測調査による路上喫煙禁止区域内でポイ捨てされたたばこの吸い殻の個数

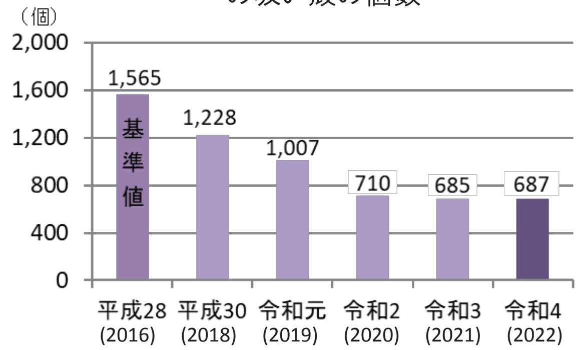

◆現況値（令和4年度）	達成度
687 個	◎

◆基準値（平成28年度）	◆目標値（令和4年度）
1,565 個	減少

◆市の取り組み等

「岐阜市まちを美しくする条例」に基づき、JR 岐阜駅周辺、長良橋通り、柳ケ瀬、旧市役所本庁舎跡・南庁舎跡周辺、みんなの森 ぎふメディアコスモス周辺などの区域と金華山登山道、岐阜公園の一部、川原町界隈の区域を路上喫煙禁止区域に指定し、指定喫煙場所を除き路上喫煙を禁止しています。また、区域内は路上喫煙防止指導員によるパトロールを実施しています。

引き続き、様々な広報媒体を活用しながら周知啓発に努めていきます。

■関連する主な条例･計画等

施策 1-4 に関連する条例･計画等は次のとおりです。

◇岐阜市まちを美しくする条例　　担当:資源循環課

空き缶等ごみの散乱及び犬等のふん害の防止並びに喫煙の禁止について必要な事項を定めた岐阜市まちを美しくする条例を平成 11 年 3 月に制定し、平成 11 年 7 月から施行しています。

【基本理念】（第 3 条）

環境美化のための活動及び施策は、市民等、事業者、占有者等及び市が協働し、すべての者の参加及び公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に取り組むことを基本理念として行わなければならない。

【環境美化の日】（第 8 条）

環境美化について関心と理解を深めるため、5 月 30 日及び 11 月の第 3 日曜日を「環境美化の日」と定め、主に自治会を中心に市内で一斉清掃活動を行っています。

- 5 月 30 日　⇒　5･3･0(ごみゼロ)運動
- 11 月の第 3 日曜日　⇒　クリーンシティぎふの日運動

【空き缶等ごみの投棄等の禁止】（第 13 条）

公共の場所や他人が占有している場所等において、空き缶等ごみの投棄や犬等の排泄したふんの放置がされないよう、看板作成･配布等を行っています。

◇路上喫煙禁止区域の指定(告示)　　担当:資源循環課

たばこの吸い殻のポイ捨てを防止し、さらなる環境美化の推進を図ることを目的に、岐阜市まちを美しくする条例に基づき、平成 20 年度から路上喫煙禁止区域を指定し、名称、区域、指定の効力の発生年月日、指定年月日、指定する時間帯を告示しています。

■路上喫煙禁止区域(令和 5 年 3 月末現在)

指定区域	指定日	効力発生日
JR 岐阜駅周辺、長良橋通り、玉宮通り、柳ヶ瀬及び旧市役所(本庁舎跡･南庁舎跡)周辺	平成 20 年 8 月 22 日	平成 20 年 10 月 1 日（平成 21 年 1 月 1 日から過料徴収開始）
金華山の 10 の登山道、岐阜公園の一部、川原町界隈	平成 23 年 3 月 1 日	平成 23 年 9 月 1 日（同日から過料徴収開始）
みんなの森 ぎふメディアコスモス周辺	平成 27 年 2 月 12 日	平成 27 年 8 月 1 日（同日から過料徴収開始）
JR 岐阜駅東区域	平成 30 年 11 月 15 日	平成 31 年 3 月 1 日（同日から過料徴収開始）
市役所新庁舎及びみんなの森 ぎふメディアコスモス敷地内	令和 3 年 3 月 2 日（指定の解除）	（健康増進法による喫煙禁止の対象となるため、市役所新庁舎の開庁に合わせ、令和 3 年 5 月 6 日から禁止区域の指定を解除）

路上喫煙禁止区域では、路上喫煙防止指導員 3 名によるパトロールを行い、周知･啓発･指導等を通して喫煙のマナー、モラルの向上を図っています。なお、指定した路上喫煙禁止区域内の公共の場所(市長が指定した喫煙場所を除く)において喫煙した者(違反者)には、2,000 円の過料を科しています。

■関連する主な事業等

施策 1-4 に関連する主な事業等は次のとおりです。（令和 4 年度）

◇岐阜市都市美化推進事業補助金　　担当：資源循環課

岐阜市都市美化推進連絡協議会（50 支部）が行う都市美化の推進活動（ごみゼロ運動やクリーンシティぎふの日運動などの道路、公園、河川等の公共場所の清掃活動）に要する清掃用具購入費等に対して、補助金を交付しています。

◇都市美化啓発事業　　担当：資源循環課

環境美化の日に市内で実施される一斉清掃について、広報等で市民に地域の清掃活動への参加を呼び掛けています。また、空き缶等の投棄や犬等のふんの放置を禁止するため、自治会等と連携し看板等を設置し啓発を行っています。

◇路上喫煙禁止啓発　　担当：資源循環課

路上喫煙禁止区域では、路上喫煙防止指導員が区域内を巡回し、啓発指導及び過料徴収を行っています。また、啓発看板や路面標示等を整備するとともに、本市で行われる祭りなどのイベント等に合わせて、ポイ捨て防止の街頭啓発を行っています。

■フラッグアーケード

■路面標示

■看板

■啓発

◇都市美化ごみ収集運搬事業　　担当：環境一課

良好で快適な生活環境を保つため、自治会やボランティア団体などが地域清掃などで集めた都市美化ごみを収集しています。

■関連する主な市役所の活動

施策 1-4 に関連する市役所の活動を紹介します。（令和 4 年度）

◇清掃･美化活動　　担当：資源循環課

市民に環境美化について関心と理解を深めてもらうため、岐阜市まちを美しくする条例に定められた環境美化の日の清掃（5･3･0（ごみゼロ）運動）をはじめ、長良川清掃など、職員が率先して清掃を行いました。

基本目標②　地球環境
「地球温暖化対策に取り組み、低炭素社会が形成されたまち」を目指します。

施策２「地球環境を保全します」

■指標の達成状況

	施策指標	達成状況※				
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
①	市域における温室効果ガス排出量	○	○	○	◎	◎
②	ぎふ減CO2ポイント制度参加者数	◎	◎	△	×	△
③	森林施業率	×	×	×	×	×
④	市内に導入された太陽光発電設備容量	◎	◎	◎	◎	◎
⑤	市公共施設等の温室効果ガス排出量	○	○	○	○	○
⑥	市が使用する公用車の温室効果ガス排出量	×	△	◎	◎	◎

※達成状況：「◎」は目標値達成、「○」は目標値に近づく、「△」は横ばい（基準値と比較して±10%の増減）、「×」は目標値から遠ざかる

■令和４年度の取り組み状況

施策２の指標の取り組み状況は次のとおりです。

①　市域における温室効果ガス排出量　　担当課：脱炭素社会推進課

◆指標の見方　市域の各部門から排出される温室効果ガスの年間総排出量

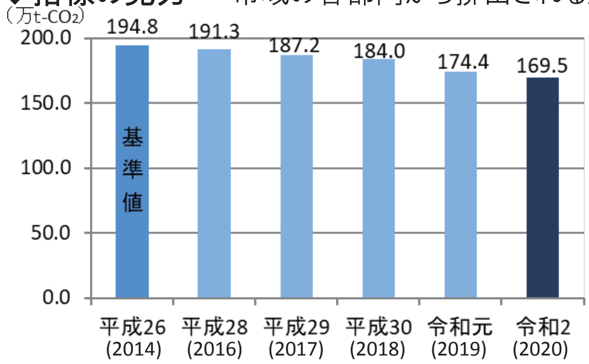

◆現況値（令和２年度）	達成度
169.5 万 t-CO_2	◎

◆基準値(平成26年度)	◆目標値（令和２年度）
194.8 万 t-CO_2	178.2 万 t-CO_2

◆市の取り組み等

「岐阜市地球温暖化対策実行計画」に掲げる５つのレボリューション(Ⅰライフスタイルの低炭素化、Ⅱ低炭素都市へのまちづくり、Ⅲエネルギーの地産地消、Ⅳ市施設の低炭素化、Ⅴ事業所の低炭素化)による施策を実施し、温室効果ガスの排出削減に向け取り組みました。市内の部門別二酸化炭素排出量の直近の算定値は右表のとおりです。

これからも令和５年３月に改定した「岐阜市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に基づき、国の動向を注視しつつ、太陽光などの再生可能エネルギーを活用しながら温室効果ガス削減に努めるなど、地球温暖化対策を進めていきます。

■部門別二酸化炭素排出量
（令和２年度）

部門	排出量
産業部門	24.0 万 t-CO_2
民生家庭部門	55.4 万 t-CO_2
民生業務部門	27.1 万 t-CO_2
運輸部門	51.3 万 t-CO_2
廃棄物分野	5.3 万 t-CO_2

② ぎふ減CO2ポイント制度参加者数

担当課：脱炭素社会推進課

◆指標の見方　ぎふ減CO2ポイント制度の年間参加者数

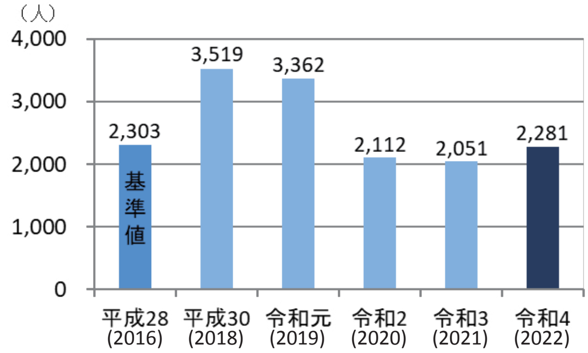

◆現況値（令和4年度）	達成度
2,281 人	△

◆基準値(平成28年度)	◆目標値（令和４年度)
2,303 人	増加

◆市の取り組み等

一人ひとりの継続的な省エネルギーの取り組みを促すため、平成 20 年度から制度を実施しており、令和 4 年度は、2,281 人の参加により二酸化炭素の削減に努めました。

引き続き、より多くの人に参加してもらえるよう、広報紙やタウン誌等を活用し制度の周知・啓発に努めます。

■ぎふ減CO2ポイント制度の効果

区分	令和 4 年度
二酸化炭素削減量	141.2 t-CO_2

コラム

地球温暖化防止活動の一つのきっかけ
「ぎふ減ＣＯ２ポイント制度」に参加しよう！

地球温暖化防止の取り組みは、皆さんの身近なところから始められます。

そのきっかけとして、「ぎふ減ＣＯ２ポイント制度」を行っています。

電気・ガス・水道の使用量削減、省エネ家電や低燃費自動車の購入、岐阜バス IC カード乗車券（アユカ）へのチャージなど、各家庭において二酸化炭素（CO_2）の排出量を減らす取り組みをすることで「減ＣＯ２ポイント」が貯まります。

貯まったポイントで自転車や炊飯器などの「もっと省エネ啓発品」が当たる抽選に応募できます。

もっと省エネ啓発品の一例

←スマートフォンでコードを読み取ると「ぎふ減CO2ポイントマイページ」に移動します。

げんこつポイント

【問合せ先】
岐阜市地球温暖化対策推進委員会事務局（市役所脱炭素社会推進課内）　TEL：058-214-2149

③ 森林施業率

担当課：農林課

◆指標の見方

民有林において、間伐等の保育を行った面積の割合（過去５年の平均）

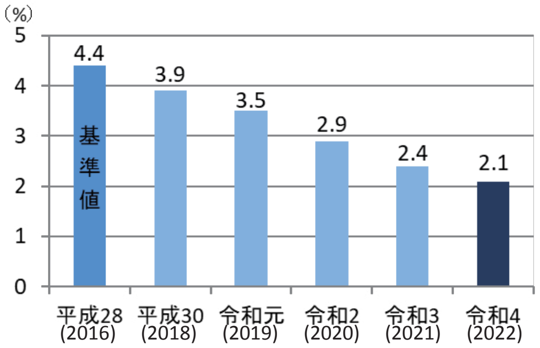

◆現況値（令和4年度）	達成度
2.1 %	×

◆基準値（平成28年度）	◆目標値（令和4年度）
4.4%	増加

◆市の取り組み等

災害に強い森林づくり･地球温暖化防止に貢献する森林づくりを森林整備の基本的な考え方とし、森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるため、民有林などの保育（下刈り、除伐、間伐等）を推進しました。

岐阜市森林整備計画に基づき、引き続き、地域住民等の理解と協力を得つつ、県や森林所有者等と一体となって関連施策の取り組みを実施していきます。

■岐阜市の森林面積

区分	面積
総土地面積	20,360 ha
森林面積	6,040 ha
国有林面積	220 ha
民有林面積	5,819 ha

資料：第 14 次長良川地域森林計画書

コラム

森林の役割とは

森林は、水源を豊かにし、土砂災害を抑え、人の心を癒してくれるなど、人が生きる環境を守るためにさまざまな役割を果たしてくれています。森林には多種多様な機能がありますが、その役割は大きく分けて次の８つです。「生物多様性保全機能」「地球環境保全機能」「土壌保全･土砂災害防止機能」「水源かん養機能」「快適環境形成機能」「保健･レクリエーション機能」「文化･教育機能」「物質生産機能」

『生物多様性保全機能』

国土の約７割を占めるわが国の森には、約 80 種の鳥類、3,400 種の植物が生息しており、その土地の環境に応じて、複雑かつ多様な生態系を形成しています。このような森を保全することは、遺伝子や生物種、生態系など生物多様性の保全につながります。

『地球環境保全機能』

森は、産業活動や家庭生活によって排出される二酸化炭素を吸収して、地球温暖化を抑えるはたらきを持っています。私たちは、暮らしの中で排出する二酸化炭素を抑制できても、「ゼロ」にすることはできません。植林や間伐を適切に行うことにより、森による二酸化炭素の吸収効果を高めることが重要です。

出典：林野庁／美しい森林づくり推進国民運動「フォレスト・サポーターズ」

④ 市内に導入された太陽光発電設備容量

担当課:脱炭素社会推進課

◆指標の見方

市内に導入された太陽光発電設備容量（経済産業省資源エネルギー庁公表データ）

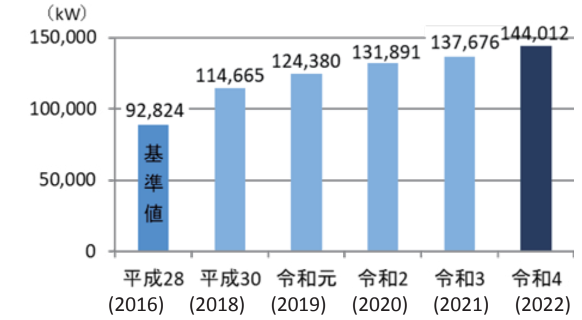

◆現況値（令和4年度）	達成度
144,012kW	◎
◆基準値（平成28年度）	**◆目標値（令和4年度）**
92,824kW	107,019kW

◆市の取り組み等

家庭部門における二酸化炭素の排出削減に向けた温暖化対策として、令和 4 年度は住宅の省エネ性能を高め、太陽光発電設備でエネルギーを創ることで、住宅のエネルギー消費量が概ねゼロとなる「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）」の補助制度を国の補助に上乗せする形で実施しました。

これからも国の補助制度の活用を検討しながら、太陽光発電システム、リチウムイオン蓄電池、V2H設備など、電力の地産地消につながる設備の普及促進に継続して取り組んでいきます。

⑤ 市公共施設等の温室効果ガス排出量

担当課:脱炭素社会推進課

◆指標の見方

市公共施設等における温室効果ガスの年間排出量

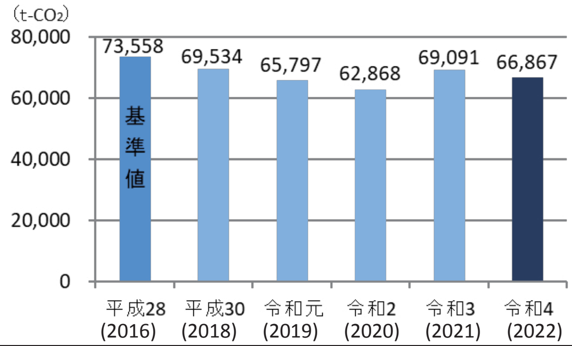

◆現況値（令和4年度）	達成度
66,867 t-CO_2	○
◆基準値（平成28年度）	**◆目標値（令和4年度）**
73,558 t-CO_2	62,526 t-CO_2

◆市の取り組み等

事業者・消費者として市役所自らが率先実行し、環境負荷の低減を図るため、「環境アクションプランぎふ」に基づく取り組みを行い、民生業務部門における温室効果ガス低減に努めました。

引き続き、PDCA サイクルによる継続的環境改善の推進に努めていきます。

⑥ 市が使用する公用車の温室効果ガス排出量

担当課：脱炭素社会推進課

◆指標の見方　市が使用する公用車からの温室効果ガスの年間排出量

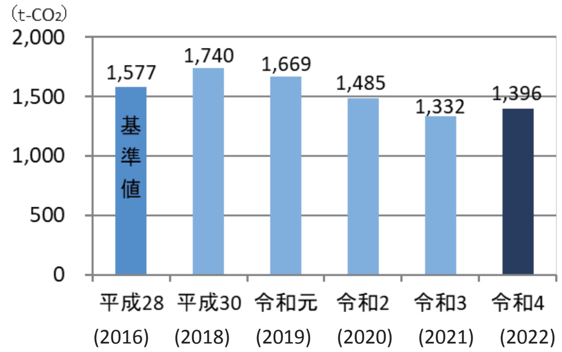

◆現況値（令和4年度）	達成度
1,396 t-CO_2	◎

◆基準値（平成28年度）	◆目標値（令和4年度）
1,577 t-CO_2	1,559 t-CO_2

◆市の取り組み等

事業者・消費者として市が率先実行し、環境負荷の低減を図るため、「環境アクションプランぎふ」に基づく取り組みを行い、運輸部門における温室効果ガスの排出削減に努めました。

引き続き、PDCA サイクルによる継続的環境改善の推進に努めていきます。

コラム

デコ活

環境省では、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの実現に向けた国民の行動変容、ライフスタイルの転換のうねり･ムーブメントを起こすべく、新しい国民運動を開始し、世界に発信しています。

デコ活
くらしの中のエコろがけ

新国民運動の愛称は、8,200 件の応募から、「二酸化炭素（CO2）」を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む“デコ”と活動･生活を組み合わせて、「デコ活」に決定しました。

岐阜市は、「デコ活応援団（新国民運動官民連携協議会）」に参画しており、脱炭素につながる製品、サービス、取組展開を通じてデコ活を後押しするとともに、日々の生活･仕事の中で、デコ活を実践する、「デコ活宣言」を行いました。

デコ活の推進を通じて、「新しい豊かな暮らし」とその先にある「脱炭素目標の達成」を実現していきます。

■関連する主な条例・計画等

施策 2 に関連する条例・計画等は次のとおりです。

◇岐阜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）　担当：脱炭素社会推進課

パリ協定の発効など世界的に温室効果ガス排出削減に向けた機運が高まっている潮流に鑑み、平成 29(2017)年 3 月に「岐阜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を改定しました。

【削減目標】
・2030 年度における温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26%削減（中期目標）
・2050 年度に 80%削減（長期目標）

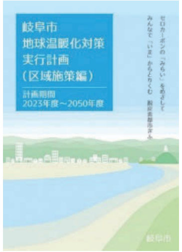

また、令和 5(2023)年 3 月に岐阜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を改定し、2050 年度までに温室効果ガス排出実質ゼロを目標とするとともに、気候変動による影響への適応策を盛り込みました。計画期間は 2023 年度から 2050 年度までとし、本計画に基づき、本市における地球温暖化対策の更なる推進を図っていきます。

【削減目標】
・2030 年度における温室効果ガス排出量※を 2013 年度比で 46%削減（中期目標）
・2050 年度における温室効果ガス排出量※を実質ゼロ（長期目標）

※森林吸収・その他オフセットを考慮した正味排出量

◇環境アクションプランぎふ　岐阜市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）　担当：脱炭素社会推進課

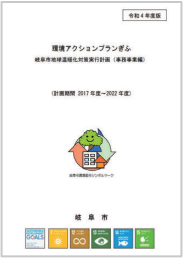

市役所が率先して自らの事業に係る環境負荷を低減するための取り組みを定めたもので、平成 29 年 3 月に改定し、PDCA のマネジメントサイクルにより各所属で環境配慮行動を継続的に実施するためのシステムである「岐阜市環境管理システム（GEMS）」を活用して、日常業務における省エネルギー・省資源の取り組みや設備・機器の運用改善などに取り組みました。

令和 5 年 3 月には、「環境アクションプランぎふ」を改定し、2030 年度までに、市の事務事業の温室効果ガス排出量を2013 年度比で60%削減することを目標とし、重点的な取り組みとして、市有施設の照明 LED 化や再生可能エネルギーの積極導入等を盛り込んでいます。

◇スマートエネルギー岐阜推進プラン　担当：脱炭素社会推進課

本市が率先して市公共施設の「エネルギー利用の効率化」に取り組むための手引きとして、エネルギー利用の効率化を推進するための方向性、具体的な技術や手順、進捗管理方法などをとりまとめました。

◇岐阜市総合交通戦略　担当：交通政策課

「集約型都市構造の実現」を目指し、誰もが自由に移動できる交通環境社会を実現するため、平成 31 年 3 月に第 3 次岐阜市総合交通戦略を策定しました。令和 5 年度までに取り組む施策を 7 つの戦略にまとめ、事業推進を図るものです。この中で「健康的で、環境負荷の少ない質の高い交通環境の構築」を戦略として掲げています。

◇岐阜市森林整備計画　担当：農林課

公益的機能別施業森林、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林別に、森林の望ましい姿と森林整備及び保全の基本方針に従い適切な森林整備を推進していくことを目的とした計画です。令和 3 年 3 月に、令和 13 年度までの 10 年間を一期とする計画を樹立しました。

■関連する主な事業等

施策 2 に関連する主な事業等は次のとおりです。（令和 4 年度）

◇ぎふ減CO2ポイント制度 -市地球温暖化対策推進委員会事業-　担当：脱炭素社会推進課

電気･ガス使用量の削減や公共交通機関の利用など、身近にできることから始める「二酸化炭素削減活動」にポイントを付与し、抽選で啓発品を進呈することで、家庭からの二酸化炭素排出量削減を図り、「ライフスタイルの低炭素化」を推進することを目的として、平成 20 年度から実施しています。

※p.56 コラムで詳細を紹介しています。

◇ぎふエコチャレンジエコスクールレポート -市地球温暖化対策推進委員会事業-　担当：脱炭素社会推進課

地球温暖化をはじめとする環境問題に対して、岐阜市に所在する学校ごとの取り組み及び地域、PTA 等を巻き込んだ取り組みを評価し、その取り組みを広く紹介することにより、岐阜市域における地球温暖化対策の推進及び環境意識の活性化を促進します。

平成 27 年度までは、エコスクールコンテストとして、取り組みを表彰してきましたが、平成 28 年度からは、エコスクールとして認定し、エコスクールレポートで紹介しています。

※p.121 で詳細を紹介しています。

◇家庭用リチウムイオン蓄電池普及促進補助金　担当：脱炭素社会推進課

家庭からの二酸化炭素の排出量の削減を図るため、太陽光発電システムを設置している市内の住宅にリチウムイオン蓄電池を新たに設置した方、もしくは市内の住宅に太陽光発電システム及びリチウムイオン蓄電池を新たに同時設置した方に対し、リチウムイオン蓄電池設置工事に関する費用の一部を補助します。令和 4 年度の補助実績は 106 件でした。

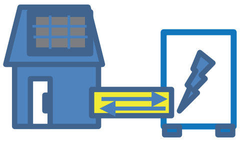

◇家庭用次世代自動車充給電設備（V2H）普及促進補助金　担当：脱炭素社会推進課

次世代自動車の普及の促進を図り、地球温暖化対策を推進するため、市内の住宅に次世代自動車充給電設備（V2H）を新たに設置した方に対し、その設置費の一部を補助するものです。令和 4 年度の補助実績は 0 件でした。

※V2H（Vehicle to home）：次世代自動車のうち電気自動車（EV）又はプラグインハイブリッド自動車（PHV）と住宅の間で相互に電力を供給する設備

◇家庭用太陽光発電設備等普及促進補助金 −岐阜県太陽光発電設備等設置費補助金−　担当：脱炭素社会推進課

環境省の「地域脱炭素・再エネ推進交付金（重点対策）」を活用した岐阜県太陽光発電設備等設置費補助金を受け、家庭からの温室効果ガス排出削減を図るため、太陽光発電設備と蓄電池（太陽光発電設備と同時設置に限る）を設置した方に対し、設置費用の一部を補助するものです。令和 4 年度の補助実績は太陽光発電設備 37 件、蓄電池は 31 件でした。

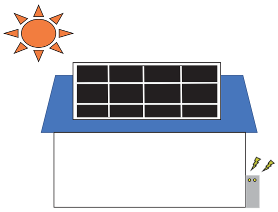

◇バイオマス普及啓発事業 −市地球温暖化対策推進委員会事業−　担当：脱炭素社会推進課

地球にやさしい「バイオマス」を広く普及し、二酸化炭素排出量を抑制することを目的として、令和 4 年度はバイオマスプラスチックを使用したプランターを夏の省エネ講座で提供したり、エコスクール認定校の生徒・児童に対し、県産間伐材を利用した定規を提供したりしました。

◇ながら川ふれあいの森　担当：農林課

緑豊かな森林を保全し、都市の生活環境の改善を図るとともに、市民が森林浴、自然散策等の体験を通して森林の有する多面的な機能に関する理解を深め、健康的でゆとりのある市民生活を送ることができるよう平成 12 年 11 月に整備しました。

◇GOGO 作戦　担当：公園整備課

市民の皆さんが「緑ふやし隊」の一員となり、花や緑にあふれた美しい街を構築するため、「緑を増やす」・「緑を広める」・「緑を引き継ぐ」の 3 事業を中心に GOGO 作戦を展開しています。この GOGO 作戦は Green Over the Ground Operation（大地にあふれる緑作戦）の頭文字をとって名付けられました。

◇「たずさえの森」事業　担当：農林課

森林の公益的機能の回復や、長良川の豊かな水資源の保全などを目的に、昭和 57 年から上流域の自治体と連携して森林整備を行い、水源涵養などに努めています。

長良川上流域の自治体が土地を提供し、岐阜市は森林整備に必要な費用を負担し、成林後、伐採しその収益を分配しています。契約期間は 60 年～110 年です。

■契約締結面積

締結市	締結面積	箇所数
郡上市	26.66ha	8 箇所
関市	38.56ha	6 箇所
山県市	4.66ha	1 箇所
合　計	69.88ha	15 箇所

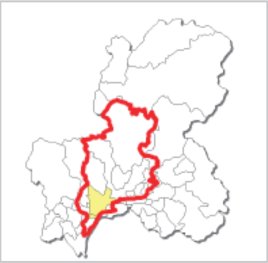

■関連する主な市役所の活動

施策 2 に関連する市役所の活動を紹介します。（令和 4 年度）

◇環境アクションプランぎふによる取り組み　　担当：脱炭素社会推進課

市役所自らが環境にやさしい事業者・消費者になるための率先行動計画である「環境アクションプランぎふ」に掲げる温室効果ガスの排出量や環境配慮項目などの削減目標を達成するため、全庁的に電気、ガス、ガソリンなどの使用量の削減に努めています。平成 29 年 3 月に本計画を改定し、環境負荷を低減するための取り組みの推進を図っています。

■エネルギー起源の温室効果ガス排出量

部門	対象項目	令和 4 年度実績	令和 4 年度目標
民生業務部門	電気、都市ガス、LP ガス、重油、灯油	66,867 t-CO_2 平成 27 年度実績比 6.6%削減	平成 27 年度実績比で 10.0%以上削減
運輸部門	ガソリン、軽油、車両用天然ガス、車両用 LP ガス	1,396 t-CO_2 平成 27 年度実績比 11.5%削減	平成 27 年度実績比で 2.0%以上削減

■その他環境配慮項目

対象項目	令和 4 年度実績	令和 4 年度目標
用紙類の購入量	304 t 平成 27 年度実績比 22.3%削減	平成 27 年度実績以下
庁内施設排出廃棄物量	1,476 t 平成 27 年度実績比 9.7%増加	平成 27 年度実績以下
水道使用量	2,015 千㎥ 平成 27 年度実績比 2.3%増加	平成 27 年度実績以下

市民、事業者に率先して、環境に配慮した日々の取り組みとして、不要な照明の消灯、エコドライブの徹底などを行っています。また、環境と共生するビジネススタイルを実践するため、職員の執務における服装を、暑さ寒さをしのぎやすいものとし、冷暖房のエネルギー消費を抑制する「地球におもいやり エコオフィス」運動を実施するとともに、市内の事業者・団体に賛同してもらい、地球にやさしい事業活動の実施を呼びかけています。

また、「岐阜市グリーン購入方針」に基づき、全庁的にグリーン購入の推進に取り組んでいます。

■グリーン購入実績

グリーン購入対象分野	令和 4 年度 実績	目　標
OA 用紙	98.3%	95%以上（重量）
外注印刷物	52.9%	95%以上（重量）
文具・事務用品	93.3%	97%以上（金額）
OA 機器	80.6%	95%以上（台数）
照明器具	86.3%	95%以上（金額）
自動車	100%	70%以上（台数）

◇スマートクールビズ・ギフの実施
担当：人事課

地球温暖化対策と環境にやさしい生活様式の定着を図るため、「地球におもいやりエコオフィス」運動の期間において、暑さをしのぎやすい服装で執務する取り組み「スマートクールビズ・ギフ」を実施しています。

◇ライトダウンキャンペーンの参加
担当：脱炭素社会推進課

地球温暖化防止のため、ライトアップ施設を消灯する「ライトダウンキャンペーン」を市民に呼び掛けています。本キャンペーンは、夏至の日から７月７日（クールアース・デー）までの間を啓発期間としています。

◇スマートエネルギー岐阜推進プランによる取り組み
担当：脱炭素社会推進課

市公共施設の施設・設備の更新・改修時期やエネルギー消費量の大きさを考慮して、「省エネ診断」の受診を推奨し、「エネルギー利用の効率化」に取り組んでいます。市域全体の取り組みを牽引するとともに、その取り組みを民間事業者へ波及させています。

基本目標③　自然環境
「自然と共生･共存を図り、多様な生きものとふれあえるまち」を目指します。

施策 3 「生物多様性を保全します」

■指標の達成状況

施策指標		達成状況※				
		平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和 2 (2020)年度	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度
①	生物多様性の認知度	△	△	○	◎	◎
②	生物多様性シンポジウムの開催回数	×	◎	×	×	◎
③	自然環境保全活動団体数	△	△	△	△	△
④	多自然川づくりにより整備された河川の延長	○	○	◎	◎	◎

※達成状況：「◎」は目標値達成、「○」は目標値に近づく、「△」は横ばい（基準値と比較して±10%の増減）、「×」は目標値から遠ざかる

■令和 4 年度の取り組み状況

施策 3 の指標の取り組み状況は次のとおりです。

①　生物多様性の認知度　　担当課：環境保全課

◆指標の見方　環境に関するアンケート調査による認知度

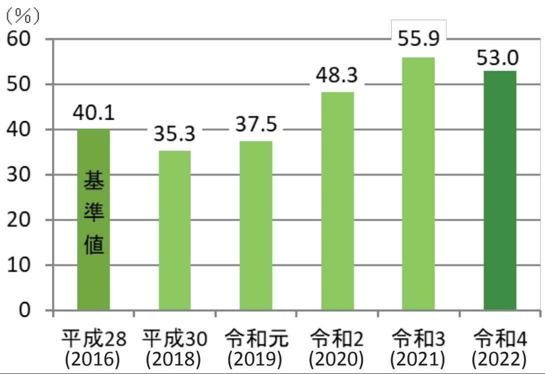

◆現況値（令和4年度）	達成度
53.0%	◎

◆基準値（平成28年度）	◆目標値（令和4年度）
40.1%	50%

◆市の取り組み等

みんなの森 ぎふメディアコスモス来館者を対象に、環境に関するアンケートを実施し、「生物多様性」の言葉の認知度を調査しました。その結果、回答者 481 人のうち、「知っている」と答えた人は 255 人（53.0%）で、目標値を達成しました。

引き続き、市ホームページや岐阜市環境白書、生物多様性シンポジウムを活用し、生物多様性について理解してもらえるよう分かりやすい情報発信に努めていきます。

■アンケート調査結果（令和 4 年度）

質問：地球上の様々な場所で、様々な環境に適応したたくさんの生きものが暮らしていることを「生物多様性」と言いますが、知っていましたか？

回答項目	回答者数（割合）
知っている	255 人（53.0%）
名前は知っている	148 人（30.8%）
知らない	78 人（16.2%）

※回答者数 481 人

② 生物多様性シンポジウムの開催回数

担当課：環境保全課

◆指標の見方　生物多様性シンポジウムの開催回数

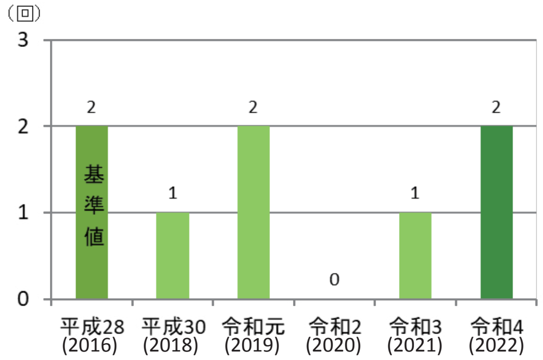

◆現況値（令和4年度）	達成度
2 回／年度	◎

◆基準値（平成 28 年度）	◆目標値（令和 4 年度）
2 回／年度	維持

◆市の取り組み等

岐阜市の生物多様性地域戦略の推進にあたり、生物多様性についての理解や保全の意義、重要性を市民の皆さんとともに考えていくため、シンポジウムを開催しました。

引き続き、生物多様性シンポジウムを開催し、生物多様性について理解してもらえるよう周知啓発を行います。

■生物多様性シンポジウムの概要（令和 4 年度）

＜第 1 回＞
開催日：令和 4 年 8 月 6 日（土曜日）
会　場：みんなの森　ぎふメディアコスモス
内　容：「みんなのまわりの身近な生きものたち」と題し、講演を行いました。

＜第 2 回＞
開催日：令和 5 年 1 月 29 日（日曜日）
会　場：みんなの森　ぎふメディアコスモス
内　容：「たくさんの生きものに出会える場所」と題し、講演を行いました。

コラム　生物多様性とは

地球上の生物は、数十億年に及ぶ生命の進化の過程で多様に分化し、生息環境に応じて互いの関係を築きながら、生態系を形成しています。このような複雑で多様なつながりを「生物多様性」といいます。

生物多様性には、①生態系の多様性（森林、里山、川、海、農地など生物が生息する環境）、②種の多様性（多くの種類の生物が存在していること）、③遺伝子の多様性（同じ生物種の中でも様々な遺伝的変異があること）があります。

私たち人間は、地球という大きな生態系の一員であり、私たちの暮らしは、多様な生物が関わりあう生物多様性から得られる恵みによって支えられています。そのため、私たちは人類共通の財産であるこの生物多様性を保全し、その恵沢を将来に亘り享受できるよう次世代に引き継いでいく責務があります。

出典：生物多様性広報パネル（環境省）

③ 自然環境保全活動団体数　　担当課：環境保全課

◆指標の見方　岐阜市自然環境の保全に関する条例第21条による承認団体数

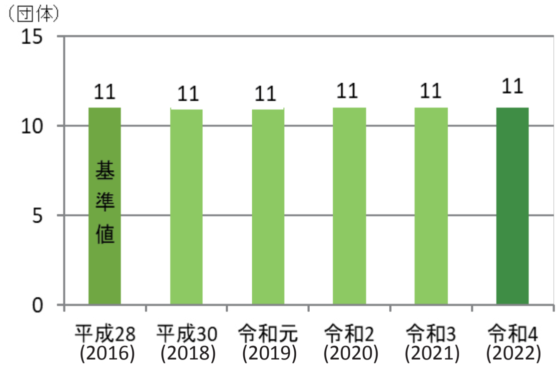

◆現況値（令和4年度）	達成度
11 団体	△

◆基準値（平成28年度）	◆目標値（令和4年度）
11 団体	増加

◆市の取り組み等

岐阜市自然環境の保全に関する条例に基づき、11 団体を自然環境保全活動団体として承認し、支援を行っています。

団体の活動内容は、岐阜市自然・環境活動情報サイト「ぎふネイチャーネット」のホームページで紹介しています。※p.119-120 で団体を紹介しています。

自主的に活動し独立して運営ができる団体が増えるよう、引き続き承認団体の活動内容を紹介し、啓発に努めます。

■岐阜市自然環境の保全に関する条例

第 21 条【自然環境保全活動団体の承認要件】

・営利を目的としないもの
・独立して組織を運営していること
・市内で活動を実施していること
・承認は、3 年ごとに更新する

コラム　自然・環境活動情報サイト「ぎふネイチャーネット」とは

ぎふネイチャーネットは、岐阜市の身近な自然を周知し、未来へと引き継ぐための情報ツールとなることを目指して立ち上げた自然・環境活動情報サイトです。金華山・達目洞・大洞・山県北野地区などの岐阜市の自然環境の情報や四季折々の情報を発信しています。その他にも、岐阜市で活動する自然環境保全活動団体の紹介や活動予定も発信しています。

岐阜市の自然に関する情報や保全活動、イベント情報は、市民・活動団体の皆様からの投稿によって収集していますので、皆さんの身近にある自然の情報などをぜひ投稿して下さい。

「ぎふネイチャーネット」ホームページ
☞ https://gifu-nature.net

コラム　レッドデータブック・ブルーデータブック 2023

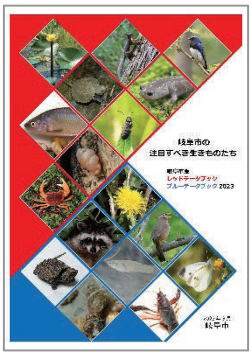

令和元年から 3 年度にかけて実施した自然情報調査に基づき、「岐阜市の注目すべき生きものたち　岐阜市版レッドデータブック・ブルーデータブック 2023」を作成しました。

本データブックでは、市内の 5,809 種の動植物のうち、絶滅が危惧される生物として 420 種をレッドリストに選定し、また人為的影響で侵入した生物として 276 種をブルーリストに選定しています。

本データブックを貴重なデータとして活用し、生物多様性の保全を図っていきます。

【掲載種数】　レッドリスト掲載種：新規追加 20 種、削除 65 種　　ブルーリスト掲載種：新規追加 40 種、削除 49 種

分類群		植物	哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	魚類	昆虫類	貝類	甲殻類	計
レッドリスト掲載種	2023年度版 (2015年度版)	268 (309)	10 (10)	24 (22)	6 (6)	11 (11)	27 (36)	28 (25)	42 (42)	4 (4)	420 (465)
ブルーリスト掲載種	2023年度版 (2015年度版)	166 (200)	8 (5)	4 (3)	9 (2)	1 (1)	19 (15)	44 (40)	23 (18)	2 (1)	276 (265)

また、次世代を担う子どもたちにも、自然と生きものに興味をもってもらえるよう、概要版を作成しました。

概要版は、生物多様性や本市の自然について、わかりやすく解説しているほか、市内で自然にふれあえる場所と、そこで出会える生きものを紹介しています。詳しくは市ホームページをご覧ください。

外来種のこと、知っていますか？

オオキンケイギク
（特定外来生物）

アレチウリ
（特定外来生物）

オオクチバス
（特定外来生物）

もともとその地域にいる生きものが追いやられるなどの生態系への被害、私たちへの健康被害、また、野菜や果物、魚などが食べられてしまうなどの農林水産業への被害など、私たちの生活に影響を及ぼすおそれがあります。

環境省は、外来種の被害を予防するために、「外来種被害予防三原則」を示しており、市民・事業者・行政それぞれがこの原則を心にとめ、行動することが重要です。

外来種被害予防三原則

1. **入れない**　生態系等への悪影響を及ぼすかもしれない外来種はむやみに**「入れない」**
2. **捨てない**　飼養・栽培している外来種を適切に管理し、**「捨てない」**
3. **拡げない**　既に野外にいる外来種を他地域に**「拡げない」**（増やさない）

④ 多自然川づくりにより整備された河川の延長

担当課：河川課

◆指標の見方

生きものの良好な生息・生育環境に配慮して整備を行った河川の延長

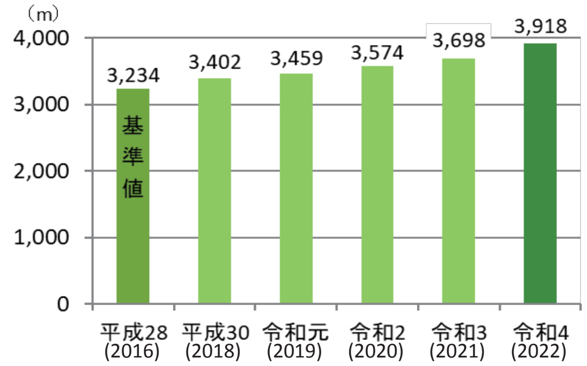

◆現況値（令和4年度）	達成度
3,918m	◎

◆基準値（平成28年度）	◆目標値（令和4年度）
3,234m	3,550m

◆市の取り組み等

治水上の安全性を確保しつつ、生物のよりよい生育環境に気を配り、美しい自然景観を保全・創出するため、村山川207.6m、正木川12.5mを多自然川づくりにより整備しました。

【具体的な配慮方法】

・植生ブロックや周囲の景観と調和した粗面ブロックの使用

・河床幅を広くとり、河川の自由度を確保

・素掘りによるみお筋の設置

引き続き、河川を多自然川づくりにより整備し、生物多様性の保全に努めます。

村山川

正木川

コラム　岐阜市生物多様性プラン

岐阜市生物多様性アクションプラン 2020-2022

平成 28(2016)年 3 月、貴重な地域資源を持続的に利活用するため、岐阜市生物多様性プランを策定しました。岐阜市生物多様性プランの計画期間は、平成 28(2016)年度から令和 7(2025)年度までの 10 年間であり、目指すべき本市の生物多様性の姿として、「多様な生きものと“あたりまえ”に暮らすまち」を示しています。

令和 5(2023)年 1 月には、具体的な実施計画として「アクションプラン 2023-2025」を策定しました。

【令和 4 年度の主な取り組み】

岐阜市自然環境保全推進委員会において、岐阜市版レッドデータブック･ブルーデータブックの改訂及び、生物多様性プラン第 3 期アクションプランについて諮りました。

■岐阜市自然環境保全推進委員会の審議の経緯

回	開催日	内容
第 1 回	令和 4 年 6 月 28 日(火)	1　報告事項 (1)岐阜市版レッドリスト等改訂検討委員会について (2)令和 4 年度岐阜市自然環境保全推進委員会のスケジュールについて
第 2 回	令和 5 年 1 月 12 日(木)	1　報告事項 (1)岐阜市生物多様性プラン第 3 期アクションプランについて (2)岐阜市版レッドデータブック･ブルーデータブックの改訂について
第 3 回	令和 5 年 2 月 24 日(金)	1　報告事項 岐阜市版レッドデータブック･ブルーデータブックの改訂について

■岐阜市自然環境保全推進委員会専門部会の開催状況

専門部会	開催日	内容
普及･活用部会	令和 4 年 8 月 9 日(火)	1　審議事項 第 3 期アクションプランの改訂について
保全･再生部会	令和 4 年 10 月 5 日(水)	1　審議事項 岐阜市版レッドリスト等改訂検討委員会について

■関連する主な条例・計画等

施策 3 に関連する条例・計画等は次のとおりです。

◇岐阜市自然環境の保全に関する条例　　担当：環境保全課

自然環境保全及び自然環境の創造に関し、市民、事業者及び市の役割を明確にし、自然と共生するまちづくりの推進に向けた事項を定めた自然環境の保全に関する条例を平成 15 年 3 月に制定し、平成 16 年 4 月から施行しています。

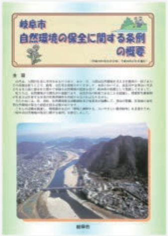

◇岐阜市生物多様性プラン　　担当：環境保全課

【基本方針】

- 生物多様性への理解を進めます
- 生物多様性の保全と再生に取り組みます
- 生物多様性の恵みを活用します

⇒ 【目指すべき将来の姿】

多様な生きものと“あたりまえ”に暮らすまち

◇岐阜市生物多様性プラン　アクションプラン 2023-2025　　担当：環境保全課

岐阜市生物多様性プランの具体的な実施計画となるものです。プランで示す 3 つの基本方針、取組を達成するために、4 つの重点目標とそれに対応する個別目標を設定しています。

【重点目標】

・市民、行政内への周知・啓発
・生物多様性保全の連携ネットワークの拡大
・生物多様性の現状把握と対策検討
・産業と生物多様性の関連についての周知・啓発

◇岐阜市版レッドリスト・ブルーリスト 2023　　担当：環境保全課

市内で絶滅が危惧される動植物を「レッドリスト」に選定し、本来市内に自然分布していなかったが、人為的影響で侵入した動植物を「ブルーリスト」に選定した「岐阜市版レッドデータブック・ブルーデータブック 2023」を作成しています。また、本データブックを、子ども達にも分かりやすく紹介した概要版も併せて作成しています。

◇岐阜市自然ふれあい地域ビジョン　　担当：環境保全課

自然と共存し、さらにその保全や回復を図るため、平成 18 年に「岐阜市自然ふれあい地域ビジョン」を策定し、自然特性ごとにゾーニングしながら、市民協働により最も適した保全活動を行っています。

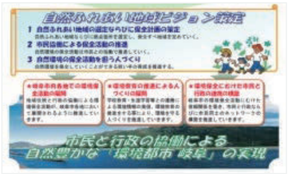

■関連する主な事業等

施策 3 に関連する主な事業等は次のとおりです。（令和 4 年度）

◇自然ふれあい活動支援事業　　担当：環境保全課

岐阜市自然ふれあい地域ビジョンに基づき、地域の自然環境保全活動の支援や環境学習のプログラムづくり、また、自然・環境活動情報サイト「ぎふネイチャーネット」の運営・管理などを行っています。

◇貴重野生動植物種生息･生育状況実態調査　　担当：環境保全課

岐阜市自然環境の保全に関する条例に基づき、平成 16 年度から貴重野生動植物種に指定したヒメコウホネ、ヤマトサンショウウオ、ホトケドジョウについて生息・生育状況を調査し、基礎データを蓄積しています。

撮影協力：岐阜高等学校自然科学部生物班

■貴重野生動植物種とは

岐阜市自然環境実態調査の結果、環境省のレッドリスト、岐阜県のレッドデータブックなどを参考に、岐阜市自然環境の保全に関する条例に基づき、下記 3 種を貴重野生動植物種に指定しています。

なお、指定した 3 種は、生きている個体を捕獲・採取などする場合、市長の許可が必要です。

上位分類群 科名	種名	内容
離弁花類 スイレン科 岐阜市版レッドリスト 絶滅危惧Ⅰ類	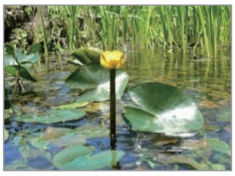 ヒメコウホネ （撮影　平田亨氏）	沈水葉と浮葉を持つ多年草で、6～10 月頃に黄色い花が水面から突き出て咲きます。湧水を水源に持つ丘陵山間部の池沼や農業用水路などに生育します。
サンショウウオ目 サンショウウオ科 岐阜市版レッドリスト 絶滅危惧Ⅰ類	 ヤマトサンショウウオ （撮影　直井秀幸氏）	全長10㎝程度の小型のサンショウウオで、体は褐色で黒褐色斑が密にあり、尾の上下の縁に黄条があることが多いのが特徴です。成体は低山や丘陵地の落葉広葉樹林などに生息し、山間の水田脇の水溜りや湿地などの止水域において産卵します。
コイ目 ドジョウ科 岐阜市版レッドリスト 準絶滅危惧	 ホトケドジョウ （撮影　寺町茂氏）	大型の固体では全長 8cm を超え、体型は円筒形で、4 対 8 本の髭があります。体色は地域差・個体差がありますが、茶褐色又は赤褐色で体側には黒点が散在しています。湧水を水源に持つ細流や用排水路、池の砂礫底又は泥底に生息しています。

◇ヒメコウホネ特別保全地区維持管理

担当：環境保全課

岐阜市自然環境の保全に関する条例に基づき、達目洞ヒメコウホネ特別保全地区を平成 19 年 3 月に指定しました。自然環境保全活動団体（達目洞自然の会）や自然環境保護監視員と連携して保全管理に努めています。

■達目洞ヒメコウホネ特別保全地区とは

生物多様性が高く、重要な自然環境を有する地域「達目洞のヒメコウホネ自生地（達目洞 6 番 2 地先から 18 番 1 地先までの水路（岐阜市所有）及び 21 番（岐阜県所有））」を岐阜市自然環境の保全に関する条例に基づき自然環境保全地区（特別保全地区）に指定しています。

達目洞の保全活動

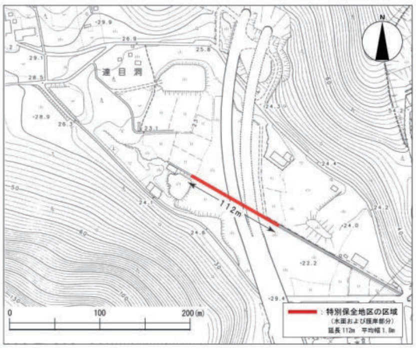

自然環境保全地区

◇岐阜市自然環境アドバイザー

担当：環境保全課

自然環境の保全や環境学習の推進を図るため、専門家や有識者を登録し、各分野における専門的な知見や豊かな経験に基づく指導や助言をお願いしています。

下記の分野に関わる専門家や有識者を「岐阜市自然環境アドバイザー」として委嘱し、指導や助言をいただきながら、より適切で効果的な自然環境施策を実施するよう努めています。

■岐阜市自然環境アドバイザー登録数（令和 5 年 3 月末現在）

分野	人数
自然環境全般・生物多様性	1 人
植物	6 人
ほ乳類	3 人
鳥類	3 人
両生類・は虫類	5 人

分野	人数
水生生物（魚類・貝類）	7 人
昆虫類	6 人
市民活動	2 人
環境学習・持続可能な開発のための教育	3 人

◇水生生物調査

担当:環境保全課

河川に生息する水生生物を採集し、その種類を調べることで水の汚れの程度を判定します。また、試薬(パックテスト)を用いて pH(水素イオン濃度指数)、COD(化学的酸素要求量)を計測することによっても、水の汚れの程度を判定します。

主に小中学生を対象として実施し、調査を通して河川環境保全の大切さを啓発しています。令和4年度の開催回数は16回、1,223人が参加しました。

◇親水空間の整備

担当:河川課

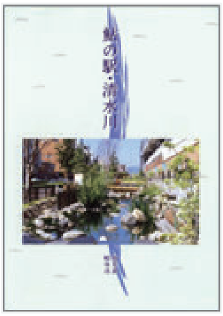

市街地内の特に住宅の密集する場所を流れる小河川・水路に、「みず」と「ひと」というキャッチフレーズのもと、より潤いのある市民の交流の場を創出するため、「コミュニティ水路整備事業」として11箇所の親水空間を整備しました。

■コミュニティ水路(11箇所)

(1)早田川コミュニティ水路
(2)清水川コミュニティ水路
(3)西野町コミュニティ水路
(4)戸石川親水広場
(5)湊コミュニティ水路
(6)木之本ふれあいの泉
(7)天神川プロムナード
(8)アクアージュ柳ヶ瀬
(9)新荒田川ふるさとの川
(10)せせらぎ広場
(11)鮎の駅・清水川

■関連する主な市役所の活動

施策３に関連する市役所の活動を紹介します。（令和４年度）

◇達目洞の保全活動　　担当：環境保全課

岐阜市自然環境の保全に関する条例により指定された「達目洞ヒメコウホネ特別保全地区」の自然環境等を保全するため、管理団体である「達目洞自然の会」が定期的に実施する保全活動に、職員が積極的に参加しています。

◇岐阜市自然環境保全条例指定種の保全①　ヤマトサンショウウオ　　担当：環境保全課

岐阜市版レッドリストで絶滅危惧Ⅰ類に選定されているヤマトサンショウウオを保全するため、岐阜高等学校自然科学部生物班、岐阜大学や世界淡水魚園水族館アクア・トトぎふ（各務原市）と連携して、卵のうの保護、域外保全の推進、幼生の放流などを行っています。

◇岐阜市自然環境保全条例指定種の保全②　ホトケドジョウ　　担当：環境保全課

環境省レッドリストで絶滅危惧ⅠB類、岐阜市版レッドリストで準絶滅危惧に選定されているホトケドジョウの生息及び繁殖状況を確認するため、生息が確認されている市北部の33地点をモニタリング調査しています。

◇長良川流域の環境保全活動　　担当：環境保全課

自然豊かな長良川の清流を守るため、長良川流域で行われる清掃、植樹、環境調査等の活動に、職員が積極的に参加しています。

基本目標④　循環型社会
「ごみの減量化が図られ、資源が循環しているまち」を目指します。

施策 4 「ごみを減量・資源化します」

■指標の達成状況

	施策指標	達成状況※				
		平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
①	ごみ焼却量	△	△	△	△	◎
②	エコ・アクションパートナー協定締結店数	△	◎	◎	◎	◎
③	一人あたりの雑がみ回収量	○	○	△	△	△
④	ごみ減量に取り組む市民意識	◎	◎	△	×	◎

※達成状況：「◎」は目標値達成、「○」は目標値に近づく、「△」は横ばい（基準値と比較して±10%の増減）、「×」は目標値から遠ざかる

■令和 4 年度の取り組み状況

施策 4 の指標の取り組み状況は次のとおりです。

① ごみ焼却量　　担当課：資源循環課

◆指標の見方　選別、破砕処理後の可燃物、浄化槽汚泥処理後の残さの焼却等を含む

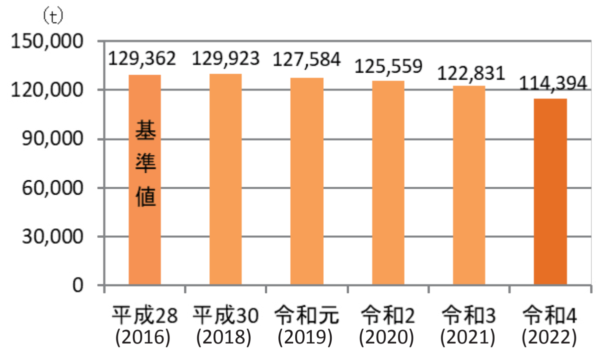

◆現況値（令和4年度）	達成度
114,394 t	◎

◆基準値（平成28年度）	◆目標値（令和4年度）
129,362 t	116,000 t

◆市の取り組み等

「ごみ減量・資源化指針」に掲げるごみ焼却量の削減目標の達成に向け、6 つの作戦（①多様な資源ごみ回収の仕組をつくる、②紙ごみを減らす、③生ごみを減らす、④プラスチックごみを減らす、⑤事業系ごみを減らす、⑥ごみ処理有料化制度の導入を検討する）に取り組んでいます。

引き続き「ごみ減量・資源化指針」に基づき、市民とともに各作戦を着実に実行し、焼却量の削減を図っていきます。

■排出ごみ量及び焼却量

区分		令和 4 年度
排出ごみ量		125,794 t
内訳	生活系ごみ	85,685 t
	事業系ごみ	40,109 t
焼却量		114,394 t
最終処分埋立量		13,072 t

コラム　ごみ焼却量等の推移

本市のごみ焼却量は、平成 9(1997)年度の 15.6 万 t をピークに減少傾向にあり、令和 4 年度は 11.4 万 t で、前年度より 0.8 万 t も減少しました。

令和 4 年 7 月に改定した「ごみ減量・資源化指針」では、令和 7(2025)年度までにごみ焼却量を 10 万 t 以下にする削減目標を掲げており、現在、削減目標の達成に向け、指針に基づく取り組みにより、ごみの減量・資源化を進めています。

■ごみ焼却量等の推移

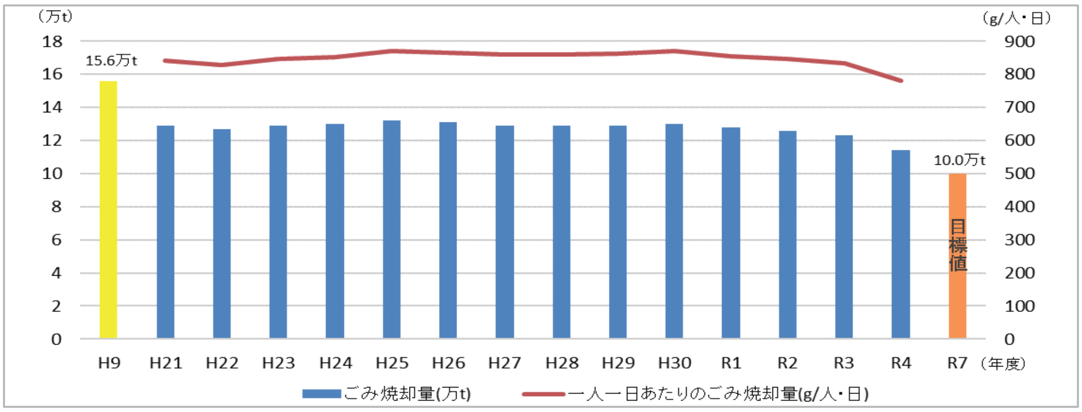

年度	人口	ごみ焼却量	最終処分 埋立量	ごみ処理 経費	1 人 1 日あたりの ごみ焼却量	中核市 順位
平成 21(2009)年度	419,847 人	128,823 t	15,619 t	4,823,022 千円	841 g/人・日	29 市/40 市
平成 22(2010)年度	419,306 人	126,938 t	15,696 t	4,741,348 千円	829 g/人・日	25 市/41 市
平成 23(2011)年度	418,498 人	129,183 t	15,574 t	4,750,937 千円	846 g/人・日	25 市/41 市
平成 24(2012)年度	416,750 人	130,019 t	14,783 t	5,144,754 千円	852 g/人・日	27 市/42 市
平成 25(2013)年度	415,113 人	132,128 t	14,572 t	5,395,145 千円	872 g/人・日	30 市/43 市
平成 26(2014)年度	414,382 人	130,771 t	14,492 t	6,301,091 千円	865 g/人・日	33 市/47 市
平成 27(2015)年度	412,589 人	129,371 t	13,930 t	5,157,143 千円	859 g/人・日	34 市/48 市
平成 28(2016)年度	412,254 人	129,362 t	14,735 t	4,509,397 千円	860 g/人・日	35 市/48 市
平成 29(2017)年度	410,297 人	129,234 t	14,894 t	4,523,864 千円	863 g/人・日	40 市/54 市
平成 30(2018)年度	408,970 人	129,923 t	14,724 t	4,604,382 千円	870 g/人・日	45 市/58 市
令和 元(2019)年度	408,109 人	127,584 t	14,446 t	4,564,409 千円	854 g/人・日	46 市/60 市
令和 2(2020)年度	406,407 人	125,559 t	14,690 t	4,598,002 千円	846 g/人・日	47 市/62 市
令和 3(2021)年度	402,965 人	122,831 t	13,905 t	4,642,185 千円	835 g/人・日	47 市/62 市
令和 4(2022)年度	401,294 人	114,394 t	13,072 t	5,046,117 千円	781 g/人・日	－

■家庭系普通ごみの組成(令和 4 年度)

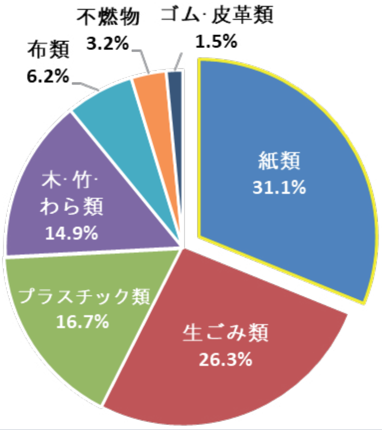

■家庭系普通ごみに含まれる紙ごみの組成(令和 4 年度)

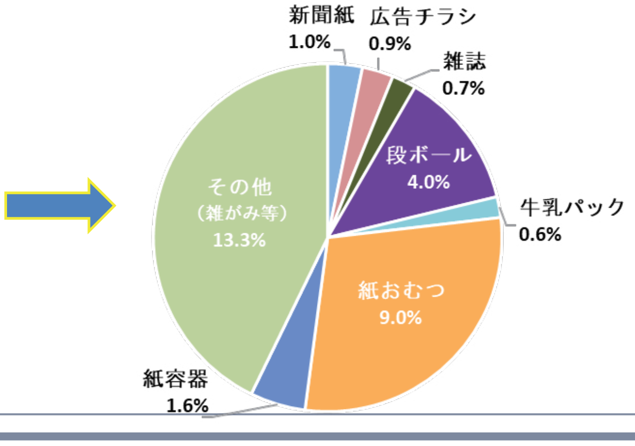

② エコ･アクションパートナー協定締結店数　担当課：資源循環課

◆指標の見方　エコ･アクションパートナー協定を締結した店舗数

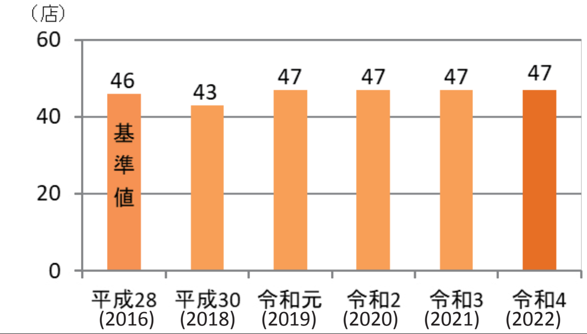

◆現況値（令和4年度）	達成度
47店	◎

◆基準値（平成28年度）	◆目標値（令和4年度）
46店	増加

◆市の取り組み等

環境負荷の少ない店づくりにより、ごみ減量施策の推進を図ることを目的に、市が示したガイドラインに対して協働して取り組む店舗（スーパー、百貨店、小売業者）と平成 19 年度からエコ･アクションパートナー協定を締結しています。

これからも協定締結店と連携を図りながら、容器包装廃棄物等の減量と資源化を一層進めていくとともに、市内店舗に対し協定への参加を呼びかけていきます。

③ 一人あたりの雑がみ回収量　担当課：資源循環課

◆指標の見方　年間の雑がみ回収量／人口

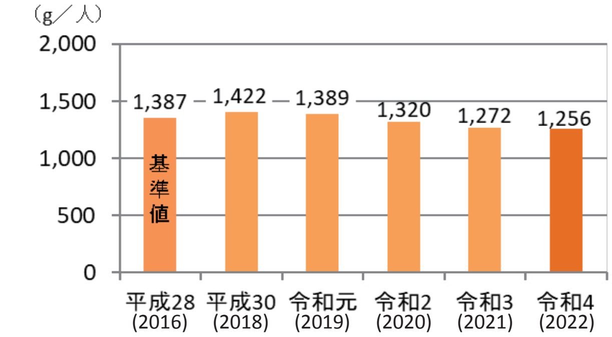

◆現況値（令和4年度）	達成度
1,256 g/人	△

◆基準値（平成28年度）	◆目標値（令和4年度）
1,387 g/人	3,700 g/人

◆市の取り組み等

普通ごみの組成では紙類が約 1/3 を占めており、中でも雑がみの占める割合が高いことから、「雑がみ集めてグランプリ」の実施による意識啓発や、雑がみ出前講座による学習機会の提供、雑がみ回収スクール事業による小学生の取組支援などを実施しました。また、雑がみ回収を促進するため、古紙回収用ボックスの設置、雑がみ回収台紙の作成、啓発用動画「みんなで雑がみリサイクル」の製作などを行いました。

雑がみ講座

引き続き資源分別回収時に雑がみ回収が行われていることを一層周知するとともに、各種媒体による啓発や出前講座などを通じて、回収量の増加を目指していきます。

④ ごみ減量に取り組む市民意識　　担当課：資源循環課

◆指標の見方

環境に関するアンケート調査において、「いつもしている」又は「ときどきしている」（5段階評価の4又は5）と回答した人の合計の割合

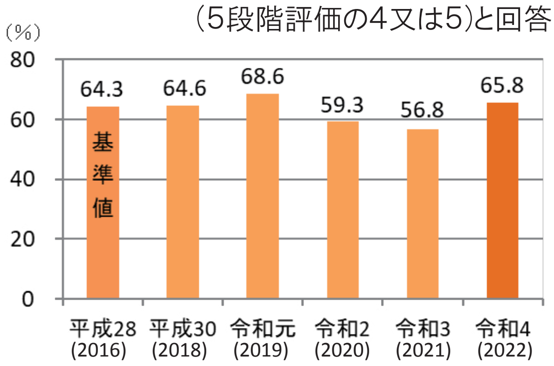

◆現況値（令和4年度）	達成度
65.8%	◎

◆基準値（平成28年度）	◆目標値（令和4年度）
64.3%	増加

◆市の取り組み等

みんなの森　ぎふメディアコスモス来館者を対象に、環境に関するアンケートを実施し、ごみ減量の取り組みをしているか調査しました。その結果、回答者 479 人のうち、取り組んでいる（5 段階評価の 4 又は 5）と答えた人は 315 人（65.8%）で、半数以上の人が取り組んでいます。

引き続き出前講座の実施や「ごみ 1/3 減量大作戦」市民運動を展開しながら、市域全体にごみ減量への取り組みの機運を高めていきます。

■アンケート調査結果（令和 4 年度）

質問：ごみ減量の取り組みをしていますか？

いつも している　5　4　3　2　1　していない

主な取り組み内容	
1	雑がみを集めた
2	資源分別回収に参加した
3	ダンボールコンポスト

コラム

雑がみとは

雑がみとは、例えば菓子箱、ティッシュ箱、トイレットペーパーの芯といったもので、別の品目として回収されている紙類（新聞、新聞の折り込みチラシ、雑誌、段ボール、紙パック）以外のリサイクルできる紙のことです。市では、各地域で月一回程度行われる資源分別回収において、雑がみを含めた紙類の回収を行っています。ただし、出してはいけない紙類もありますので注意してください。

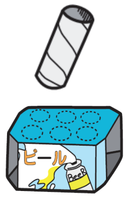

【雑がみ】
- トイレットペーパーの芯
- 紙箱、包装紙（菓子・たばこ・食品・薬など）
- 印刷された紙（学校や自治会からの印刷物など）
- 封筒（セロハンは切り取る）、祝儀袋、ポチ袋、はがき、名刺、手紙
- ビール 6 本入パックの紙ケース
- カレンダー、スケッチブック（金具は取り除く）
- 紙袋
- ワイシャツ等の台紙　など

※雑がみは、紙袋に入れて袋ごとしばって出せます。

コラム 家庭系ごみの種類と処理方法

生活系ごみのうち、家庭系ごみの種類は 11 区分で、ごみステーションや公民館等の拠点に排出され、直営、又は委託により収集しています。収集したごみは種類に応じ、中間処理施設において焼却処理や選別・圧縮・梱包処理などを行い、最終処理として最終処分場へ埋立したり再資源化を図っています。

区分・種類		中間処理	最終処理
1	普通ごみ	焼却処理	残さ埋立（金属類（鉄）は再資源化）
2	粗大ごみ	破砕処理（処理後、一部焼却処理）	再資源化
3	小型家電		
4	がれき類		
5	ビン	選別、圧縮、梱包処理（残さ焼却処理）	
6	ペットボトル		
7	カン		
8	廃乾電池		
9	廃蛍光管		
10	廃食用油		
11	プラスチック製容器包装	選別、圧縮、梱包処理（残さ焼却処理）	

■中間処理施設

施設名称	岐阜市掛洞プラント	岐阜市東部クリーンセンター		岐阜市リサイクルセンター
住　所	奥字掛洞 375	芥見 6-368		木田 5-62-2
施設区分	ごみ焼却施設	ごみ焼却施設	粗大ごみ処理施設	資源物等中間処理施設
公称能力	150t×1 炉/日	150t×3 炉/日	30t/5h	カン 6.5t/5h ビン 16.8t/5h ペットボトル 10.3t/5h プラスチック製容器包装 20t/8h
竣工年月	昭和 54 年 3 月	平成 10 年 3 月	令和 3 年 3 月	令和 4 年 3 月
事 業 費	約 21 億円	約 237 億円	約 36 億円	約 38 億円
施設写真				

■最終処分場

施設名称	岐阜市大杉一般廃棄物最終処分場
埋立地住所	山県岩字大杉奥洞 1045
埋立面積	33,000 ㎡
埋立容量	270,000 ㎥
埋立期間	平成 24 年 1 月～
事 業 費	約 31 億円
施設写真	

コラム 「ごみ 1/3 減量大作戦」市民運動の展開

主な取り組み　行動を誘う仕組みの提供　～「市民運動の展開」～

地域や家庭、事業所でごみ減量に日常的に取り組むことができる具体的な活動、仕組みや啓発を「ごみ 1/3 減量大作戦」市民運動として展開しています。

【令和 4 年度の主な取り組み】

■「ごみの減量と資源化」に関する市民意見交換会、市民アンケート

7 月に改定した「ごみ減量・資源化指針」に基づき、ごみ問題に対する市民の皆様のご意見を伺うとともに、4 月から開始したプラスチック製容器包装の実績・報告などを行う市民意見交換会やアンケートを実施し、今後の「ごみ 1/3 減量大作戦」市民運動等の施策の参考としました。

■生ごみ地域循環事業

ダンボールコンポストを活用した生ごみ堆肥のうち、家庭で使い切れない余剰堆肥を市が回収し、花壇で活用する仕組みを整えました。令和 4 年度は、長良西女性の会及び長良西小学校児童の家庭から余剰堆肥を回収し、長良西小学校で活用しました。

■食べキリ協力店・協力企業募集事業

日本では、年間約 1,500 万 t の食品廃棄物が排出され、このうち、食べずに捨てられている食品ロスは約 522 万 t と推計されています。飲食店や食品小売店などの事業所から出る生ごみの減量を進めるため、料理の食べ残し削減や食料品の売り切り等に取り組む事業所を「3・3（さんさん）プロジェクト岐阜市食べキリ協力店・協力企業」として募集しています。

■関連する主な条例･計画等

施策 4 に関連する条例･計画等は次のとおりです。

◇岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例　　担当：環境政策課

廃棄物の処理及び清掃に関し一般廃棄物処理手数料など必要な事項を定めた条例で、昭和 47 年 4 月に制定し施行しています。

◇岐阜市ごみ処理基本計画　　担当：環境政策課

社会の変化や本市の廃棄物処理施策の展開などを踏まえた長期的指標とするため、平成 28 年 3 月に策定しました。本計画の計画期間は、平成 27 年度から令和 7 年度の 11 年間で、4 つの目標値（ごみ総排出量、ごみ排出量、リサイクル率、最終処分量）の達成に向け、取り組みを進めています。

◇ごみ減量･資源化指針　　担当：資源循環課

【取り組み目標】
ごみ焼却量 10 万 t 以下　⇒　ピーク時（15.6 万 t）から 1/3 以上削減

【取り組み期間】
平成 28 年度から令和 7 年度の 10 年間

【指針に掲げる 6 つの作戦】

作戦 1	多様な資源ごみ回収を促進する	ごみ削減量	1,911 t
作戦 2	紙ごみを減らす	ごみ削減量	2,707 t
作戦 3	生ごみを減らす	ごみ削減量	2,343 t
作戦 4	プラスチックごみを減らす	ごみ削減量	4,458 t
作戦 5	事業系ごみを減らす	ごみ削減量	1,347 t
作戦 6	ごみ処理有料化制度の導入を検討する		

※作戦 6 の「ごみ処理有料化制度の導入を検討する」については、令和 3 年 9 月に「ごみ減量･資源化指針」の改定について、市ごみ減量対策推進協議会へ諮問し、有料化の課題などをさらに調査研究するとともに、市民の意見を集約し、ごみの減量作戦の効果や、ごみを取り巻く社会情勢などを総合的に勘案し、実施を判断すべきである」と答申がなされています。

◇ごみ減量･資源化指針アクションプラン　　担当：資源循環課

ごみ減量･資源化指針に掲げる 6 つの作戦のうち 5 つの取り組みを進捗管理するため、令和 4 年 11 月にアクションプランを策定しました。本アクションプランの計画期間は、令和 4 年度から令和 7 年度の 4 年間で、岐阜市ごみ減量対策推進協議会で点検評価を実施します。

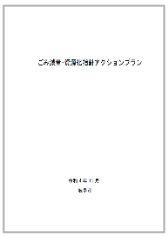

◇岐阜市分別収集計画　　担当：資源循環課

容器包装廃棄物を分別収集し資源の有効利用や最終処分量の削減を図るための方針を定めた計画で、令和 4 年 8 月に策定しました。本計画の計画期間は、令和 5 年度から令和 9 年度の 5 年間で、市民、事業者、行政の協働により取り組みを進めています。

■関連する主な事業等

施策 4 に関連する主な事業等は次のとおりです。（令和 4 年度）

◇資源分別回収事業　　担当：資源循環課

身近なリサイクル活動として、昭和 58 年度から自治会連合会を中心に資源の集団回収を実施しています。また、回収業者から支払われる売却金のほかに、回収された資源の量に応じて、市から奨励金を交付しています。

■回収品目と奨励金（令和 4 年度）

品　目	品　例	回収量(kg)	奨励金(円)
紙類	新聞、チラシ、雑誌、段ボール、紙パック、雑がみ	4,007,578	
古着	古着、下着、タオル、シーツ など	267,180	6 円/kg（雑がみは 8 円/kg）
カン・フライパン類	アルミカン、スチールカン、缶詰カン、やかん など	88,985	
合　計		4,363,743	29,718,498

◇古紙回収用ボックス設置事業　　担当：資源循環課

地域の資源分別回収量の増加と利用者の利便性向上を図ることを目的に、平成 24 年度から地元管理による紙類回収拠点を順次、公有地にある公民館等に設置し、さらに、令和 3 年度には、民有地へも拡大しました。今後も自治会からの要望を基に、設置拡大に取り組んでいきます。

また、回収業者から支払われる売却金のほかに、回収された資源の量に応じて、市から奨励金を交付しています。

■設置個所の地域（設置順）　令和 4 年度末時点で 32 地域 39 カ所設置

木田、芥見東、厚見、芥見南※、加納西、白山、本荘、日置江、柳津町※、三里、長森北、梅林、加納東、合渡、島、七郷、城西、日野※、長森南※、芥見※、茜部、岩野田北、早田、長良西※、西郷※、本郷、藍川、長森東、岩、黒野、三輪北、三輪南

※は 2 カ所設置

◇柳津資源ステーション運営事業　　担当：資源循環課

ごみ減量とリサイクルを推進するため、家庭から出る資源ごみ（紙類、古着）を常時持ち込める施設として、合併前から柳津町地域に設置しています。

場　　所：岐阜市柳津町下佐波 1 丁目 5 番地
休 館 日：毎週木曜日（ただし、祝日及び 12 月 28～30 日は開館）
　　　　　年末年始（12 月 31 日から 1 月 4 日まで）
開設時間：午前 9 時から午後 4 時まで

◇3R啓発事業　　担当：資源循環課

ごみ減量の取り組みを啓発するため、家庭から排出される小規模の資源化可能物を、企業等と連携しながら回収・再資源化処理を行っています。

●グリーンボックス事業

市内の郵便局と共同で使用済みはがきを回収し、市内の製紙工場で溶解処理され、トイレットペーパーに生まれ変わります。令和 4 年度の回収量は、1,080 kg(枚数換算 36 万枚)でした。

●インクカートリッジ里帰りプロジェクト

インクカートリッジの回収から再資源化までのリサイクル活動を推進するため、プリンタメーカーの共同プロジェクトによる「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に参画しています。令和 4 年度の回収量は、134.64kg でした。

また、令和 5 年 3 月より、設置場所をこれまでの 2 か所(岐阜市役所、柳津資源ステーション)に 9 か所(西部事務所、東部事務所、北部事務所、南部事務所、南部西事務所、日光事務所、柳津地域事務所、ステーションプラザ、みんなの森ぎふメディアコスモス)を追加し、計 11 か所に拡大しています。

◇小型家電リサイクル　　担当：環境一課

携帯電話、デジタルカメラなどの小型家電には、貴金属やレアメタルなどの有用金属が含まれており、本市では、資源の再生利用を推進するため、回収ボックスを設置し、小型家電のリサイクルを行っています。令和 4 年度の回収量は 20tでした。また、令和 3 年度に環境省認定事業者リネットジャパンリサイクル㈱と協定締結し、市民の自宅から宅配便により回収しリサイクルを行っており、令和 4 年度の回収量は 15tでした。

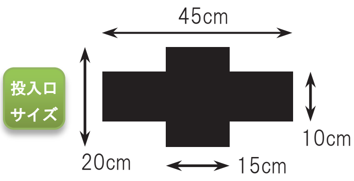

【設置場所】
・市役所本庁舎 1 階
・粗大ごみ自己搬入施設(東部、南部、北西部)
・コミュニティセンター(東部、西部、北部、南部、日光、長森、市橋、北東部)

◇3・3(さんさん)プロジェクト（「ごみ 1/3 減量大作戦」市民運動）　　担当：資源循環課

食材は"使いキリ"、出された料理は"食べキリ"、生ごみを出すときは"水キリ"の「3(さん)キリ」と「3R(スリーアール)クッキング」をあわせて行い、生ごみを減量する取り組みです。

3Rクッキング講座、ごみ減量・資源化講座などの出前講座や、チラシの配布を通して普及啓発を行っています。

料理の食べ残し削減や食料品の売り切り等に取り組む飲食店や食品小売店等の事業所を募集し、「岐阜市食べキリ協力店・協力企業」として登録しています。協力事業所についての情報を市民の皆さんに提供することで、積極的に利用してもらい、生ごみの減量を促しています。令和 5 年 3 月末時点での登録事業所数は、158 事業所でした。

◇生ごみ減量･資源化事業　　担当:資源循環課

生ごみの減量･資源化を推進するため、堆肥化方法であるダンボールコンポスト講座や調理方法を工夫した3Rクッキング講座などを実施しています。また、ダンボールコンポストにより生ごみが地域循環する仕組みの構築を目指し、生ごみ地域循環事業を実施しています。

■ダンボールコンポスト講座

生ごみの堆肥化方法の 1 つとして、安価で手軽に始められるダンボールコンポストを広く周知･普及させるため、講座を実施しています。

（令和 4 年度）

講座	内容	回数	参加人数
導入講座	専門講師から使用方法を学びます	31回	1,101 人
アフター講座	再度、使用方法を確認します	4 回	132 人
動画視聴	動画を視聴し、使用方法を学びます	–	104 人

■堆肥講座

落ち葉や雑草の堆肥化方法を周知するため講座を実施しています。（令和 4 年度）

講座	内容	回数	参加人数
堆肥講座	落ち葉などの堆肥化を学びます	2 回	7 人

■3Rクッキング講座

調理方法を工夫することで、生ごみを減量（リデュース）し、残った食材も再利用（リユース）し、どうしても出てしまう生ごみを再生利用（リサイクル）できる講座を実施しています。令和 4 年度は、1 回実施しました。

■生ごみ地域循環事業

ダンボールコンポストを活用した生ごみ堆肥化による生ごみ減量を進める上で、家庭で使い切れない余剰堆肥を、市が回収し、学校等で活用していく事業です。令和4年度は、長良西女性の会及び長良西小学校児童の家庭から余剰堆肥を 23kg 回収し、そこから生成した堆肥 13.9kg を長良西小学校で活用しました。

◇ダンボールコンポスト普及促進補助制度　　担当:資源循環課

家庭での生ごみ減量が手軽に実践できるダンボールコンポストを普及し、継続的に取り組んでもらうために、消耗品（ダンボール箱、基材）購入の費用を一部補助するものです。

令和 4 年度は、418 世帯に 601,000 円を補助しました。

◇電気式生ごみ処理機購入補助制度　　担当:資源循環課

忙しく時間がない子育て世代や共働き世帯にも、手軽に生ごみの減量に取り組んでもらえるよう、家庭用電気式生ごみ処理機の購入補助を、令和 4 年度から再実施しています（平成 10～平成 18 年度にも実施）。

令和 4 年度は、64 世帯に 1,021,650 円を補助しました。

◇ごみ減量子ども教室　担当：資源循環課

ごみ減量意識・行動を習慣化していくため、家族単位でごみ減量に取り組む機運をつくるキーマンとしての人材を育成するため、子どもを対象としたごみ減量啓発事業を展開しています。

■子どもポスターコンクール

ごみ減量・資源リサイクルの啓発活動に活用するため、昭和 56 年度から市内の小中学生を対象にごみ減量・資源リサイクルをテーマとし、ポスターコンクールを実施しています。

下記の 8 つのテーマに関して、ポスターを募集したところ令和 4 年度は 120 作品の応募がありました。岐阜市ごみ減量フォーラムで入賞作品を会場に展示したほか、ごみ減量に関するポスターやパッカー車に掲載し、広報啓発活動に活用しました。

※p.122 で入賞作品を紹介

【令和 4 年度テーマ】

①雑がみを分別しよう！　②ペットボトルのキャップとラベルをはずそう！
③食品ロス　もったいない！　④プラマークのついた資源ごみを分別しよう！
⑤不法投棄禁止！　⑥混ぜればごみ、分ければ資源！
⑦水切りをしよう！　⑧繰り返し使おう！

■社会科副読本　ごみとわたしたち

環境教育の一環として、昭和 59 年度から岐阜市のごみ処理の概要をまとめた社会科副読本を作成し、市内小学 4 年生を対象に配布しています。令和 4 年度からは、児童のタブレット PC へデジタルファイルを配信しました。

◇夏休み親子リサイクル体験講座　担当：東部クリーンセンター

資源の再生利用やリサイクルについて認識を深め実践してもらうよう、岐阜市内の小学生とその保護者を対象に、平成 12 年度から開催しています。

令和 4 年度は、大杉一般廃棄物最終処分場の環境学習棟で、9 組 22 人の参加者を迎えて開催しました。

◇リサイクル学習バス　シビック・アクション号　担当：資源循環課

ごみ減量・資源リサイクル運動の推進を図ることを目的に、平成 8 年度から地域（自治会などの団体）が実施するごみ処理施設等の見学会に対し、リサイクル学習バス「シビック・アクション号」を運行し、支援しています。

令和 4 年度は、14 団体、359 名にご参加いただきました。

◇雑がみ回収プロジェクト（「ごみ 1/3 減量大作戦」市民運動）　担当：資源循環課

雑がみ回収の定着化を図るため、小(中)学校、子ども会等で雑がみ講座を開催するとともに、地域のイベント等で雑がみ回収を実施しています。

■雑がみ集めてグランプリ

実施期間内の雑がみ回収量や取り組みによって優れた地域を表彰します。

令和 4 年度は、6～8 月に実施して優秀だった上位 1～5 位をごみ減量フォーラムで表彰しました。

■大学祭雑がみ回収

市内にある大学の大学祭において雑がみ回収を行います。

令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

◇雑がみ回収スクール（「ごみ 1/3 減量大作戦」市民運動）　担当：資源循環課

子どもがいる家庭での雑がみ回収の啓発及び環境教育として、家で集めた雑がみを学校で回収する事業を実施しています。

令和 4 年度は、芥見東小学校、白山小学校、鷺山小学校で実施しました。

◇ごみ減量フォーラム（「ごみ 1/3 減量大作戦」市民運動）　担当：資源循環課

ごみ減量に関する市民意識を高め、「ごみ 1/3 減量大作戦」市民運動を盛り上げていくため、フォーラムを開催しています。「『ごみ 1/3 減量大作戦』子どもポスターコンクール」、「雑がみ集めてグランプリ」の表彰式やごみ減量・資源化についての講演を行いました。

◇プラスチック製容器包装分別収集啓発事業

担当：環境一課

プラスチック製容器包装の分別収集について、市民を対象にした説明会(出前講座、イベントでの啓発活動、小中学校での環境教育)を実施し、市民への理解を深めています。

◇エコ・アクションパートナー事業

担当：資源循環課

環境負荷の少ない店づくりにより、ごみ減量施策の推進を図ることを目的に、市が示したガイドラインに対して協働して取り組む店舗(スーパー、百貨店、小売業者)と平成 19 年度からエコ・アクションパートナー協定を締結しています。

◇事業系一般廃棄物減量対策　担当：資源循環課

「事業用建築物における一般廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱」に基づき、平成 11 年度から「一般廃棄物減量計画書」の提出指導及び事業所への立入調査などを行っています。令和 4 年度は 100 の事業所への立入調査を実施しました。

◇りん回収事業　担当：下水道施設課

下水に含まれるりん成分に着目し、資源の循環利用を目的に、北部プラントりん回収施設において、下水汚泥焼却灰からりんを取出し、副産りん酸肥料「岐阜の大地」として商品化し、販売しています。

◇エコプラント椿事業　担当：畜産課

家畜ふん等を有機肥料として有効利用することを目的に、養鶏業者から出る鶏ふん等及び本市の設置する学校等から排出される給食残さを堆肥化し、「椿」として商品化し販売しています。

◇ごみ減量サポーター（通称：エコサポ）（「ごみ 1/3 減量大作戦」市民運動）　担当：資源循環課

ごみ減量に関心を持ち、積極的に行動できる市民等を「ごみ減量サポーター（通称：エコサポ）」として登録し、活躍の場を提供することで、岐阜市のごみ減量・資源化指針に掲げる「ごみ 1/3 減量大作戦」市民運動を先導する人材を育成しています。

◇環境推進員　担当：資源循環課

市民のごみ減量・リサイクル意識の普及高揚と環境行政の円滑な運営を図ることを目的に、自治会連合会単位に 3 名～4 名の環境推進員を委嘱し、資源分別の指導などを行っています。また、役割を周知徹底するため、毎年、環境推進員を対象に研修会を開催しています。

■関連する主な事業等市役所の活動

施策 4 に関連する市役所の活動を紹介します。（令和 4 年度）

◇環境アクションプランぎふによる取り組み（廃棄物排出量削減）　担当：全庁各課

「環境アクションプランぎふ」に掲げる取り組みの一つである市施設からの廃棄物排出量の削減に向け、分別ボックス等による分別の実施や印刷用紙のアメニティの徹底などによる日々の取り組みを行っています。

【市施設からの廃棄物排出量削減】
- 印刷用紙のアメニティの徹底
- 文書管理システムによる用紙削減の徹底
- 分別ボックス等による分別徹底と資源化
- 昼食買い物時などでのノーレジ袋の推進による廃棄物の削減
- 割り箸使用量の削減
- 使用済み封筒の庁内メール便等での再利用

基本目標⑤　環境教育･市民運動
「環境の保全及び創出に対し、全ての市民が主体的に行動するまち」を目指します。

施策 5 「環境意識を高めます」

■指標の達成状況

1 ひとづくり･まちづくりの推進

施策指標		達成状況※				
		平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
1-①	環境に関する取り組みを実施する人の割合	◎	◎	△	△	◎
1-②	岐阜市まるごと環境フェアの満足度	◎	◎	×	―	―
1-③	出前講座への参加者数	◎	◎	◎	◎	◎
1-④	総合的な学習の時間における環境教育の実施校数	△	△	△	△	△
1-⑤	こどもエコクラブへの参加人数	◎	◎	◎	◎	◎
1-⑥	環境基本計画の認知度	◎	×	△	×	△

2 環境重点地区の設定

施策指標		達成状況※				
		平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
2-①	環境重点地区の認知度	△	×	△	×	×
2-②	環境重点地区で環境保全活動などを行う団体数	△	△	△	△	△
2-③	中心市街地居住人口	△	△	△	△	△

※達成状況:「◎」は目標値達成、「○」は目標値に近づく、「△」は横ばい(基準値と比較して±10%の増減)、「×」は目標値から遠ざかる

1 ひとづくり･まちづくりの推進

■令和 4 年度の取り組み状況

施策 5-1 の指標の取り組み状況は次のとおりです。

1-① 環境に関する取り組みを実施する人の割合

担当課：環境政策課

◆指標の見方 環境に関するアンケート調査において、環境に関する取り組みのいずれかで「いつもしている」又は「ときどきしている」（5段階評価の4又は 5）と回答した人の合計の割合

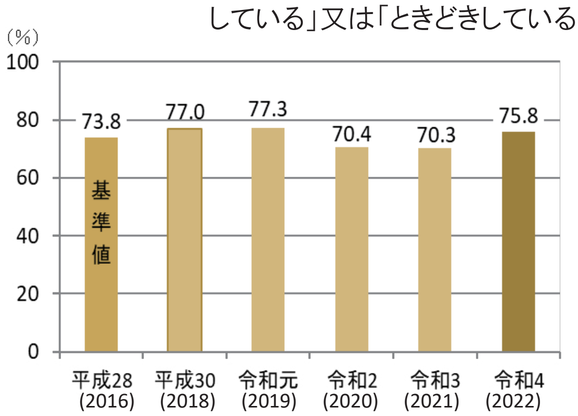

◆現況値（令和4年度）	達成度
75.8%	◎

◆基準値（平成28年度）	◆目標値（令和4年度）
73.8%	増加

◆市の取り組み等

みんなの森 ぎふメディアコスモス来館者を対象に、環境に関するアンケートを実施し、①自然を守る取り組み、②節電や省エネの取り組み、③ごみ減量の取り組み、をしているか調査しました。その結果、回答者 480 人のうち、いずれかに取り組んでいる（5 段階評価の 4 又は 5）と答えた人は 364 人（75.8%）でした。7 割以上の人が取り組んでいますが、横ばいの状況が続いています。

引き続きイベントや様々な広報媒体を活用しながら、環境に関する取り組みの重要性を周知啓発していきます。

■アンケート調査結果（令和 4 年度）

質問①：自然を守る取り組みをしていますか？

いつもしている 5 4 3 2 1 していない

②：節電や省エネの取り組みをしていますか？

いつもしている 5 4 3 2 1 していない

③：ごみ減量の取り組みをしていますか？

いつもしている 5 4 3 2 1 していない

質問項目	取り組んでいる（4 又は 5）と回答した人数	割合
①自然を守る取り組み	170 人／479 人	35.5%
②節電や省エネの取り組み	308 人／479 人	64.3%
③ごみ減量の取り組み	315 人／479 人	65.8%

1-② 岐阜市まるごと環境フェアの満足度 ※令和２年度で終了

担当課：資源循環課

◆指標の見方　岐阜市まるごと環境フェア（岐阜市エコフェスタ）で行うアンケート調査において、５段階評価の「とても満足」又は「満足」と回答した人の合計の割合

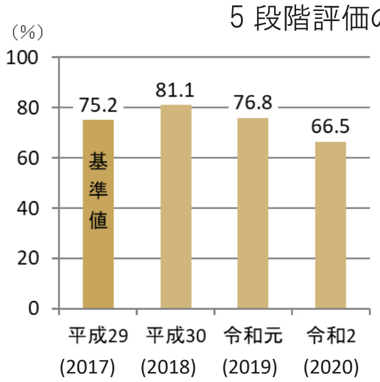

※令和3年度以降は実績なし

◆現況値（令和4年度）	達成度
—	—

◆基準値（平成29年度）	◆目標値（令和4年度）
75.2%	増加

1-③ 出前講座への参加者数

担当課：環境政策課

◆指標の見方　環境に関する出前講座への参加者数

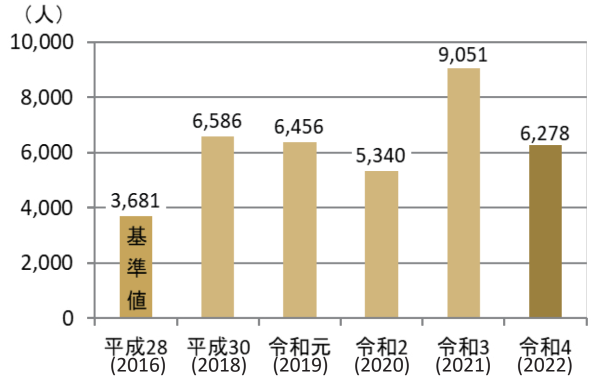

◆現況値（令和4年度）	達成度
6,278人	◎

◆基準値（平成28年度）	◆目標値（令和4年度）
3,681人	増加

◆市の取り組み等

市民等の環境に関する意識を高め行動を促すため、生涯学習「長良川大学」等による行政出前講座等を実施しました。なお、実施した環境分野の出前講座の内容等は、右表のとおりで、市民運動を広げるために、ごみ減量・資源化分野の講座を多く実施しました。

これからも市民ニーズを把握し、充実させながら多くの方が参加してもらえるよう工夫していきます。

■環境分野の出前講座開催数（令和４年度）

分野	回数	参加者数
自然環境関係	12回	909人
地球温暖化関係	21回	1,051人
ごみ減量・資源化関係	100回	4,318人
合計	133回	6,278人

※うち総合的な環境教育（小中学校）は14回開催（参加者1,292人）
※上記以外に水生生物調査を16回実施（参加者1,223人）

1-④ 総合的な学習の時間における環境教育の実施校数　担当課:環境保全課

◆指標の見方　総合的な学習の時間において環境教育を実施する小中学校数

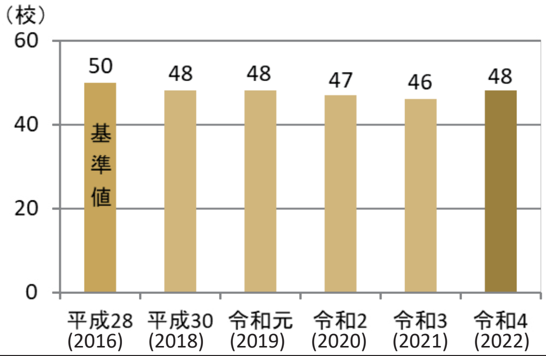

◆現況値（令和4年度）	達成度
48校	△

◆基準値（平成28年度）	◆目標値（令和4年度）
50校	増加

◆市の取り組み等

教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習や探究的な学習を目的に、小中学校では平成14年度から、総合的な学習の時間を本格的に実施しています。

この学習の時間を活用し「環境教育」が行われるよう、各学校へは環境教育プログラムガイド、環境白書、子ども環境白書、ごみに関する副読本などを配布し、本市の環境の現状や取り組みを把握してもらうとともに、環境活動顕彰を通じ、実際に行われている環境教育の取り組み事例を広く情報発信するなど、総合的な学習の時間における「環境教育」への取り組みに理解を求めました。

引き続き、「環境教育プログラムガイド」及び「子ども環境白書」を活用し、環境教育についての理解を求め、目標である実施校の増加を目指します。

コラム　ESD 持続可能な開発のための教育とは

ESDは、Education for Sustainable Developmentの略で「持続可能な開発のための教育」と訳されています。

現在、世界には、環境・貧困・人権・平和・開発といった様々な地球規模の課題があります。ESD とは、人間を含めた命ある生物が、遠い未来までその営みを続けていくために、これらの課題を自らの問題として捉え、一人ひとりが自分にできることを考え、実践していくこと(think globally, act locally)を身につけ、課題解決につながる価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動です。

ESD の実施には、環境・平和や人権等の ESD の対象となる様々な課題への取り組みをベースにしつつ、経済・社会・文化などの関連する様々な分野を"持続可能な社会の構築"の観点からつなげ、総合的に取り組むことが必要です。

ESD の推進拠点としてユネスコスクールが位置付けられています。ユネスコスクールは、ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校のことです。現在、世界180か国以上の国・地域で10,000校以上、国内に約1,000校のユネスコスクールがあります。本市では、島小学校、岐阜中央中学校、青山中学校、長森南中学校、厚見学園が認定されています。(令和6年1月末現在)

1-⑤ こどもエコクラブへの参加人数

担当課：環境保全課

◆指標の見方

市内を拠点として活動するこどもエコクラブへの参加人数

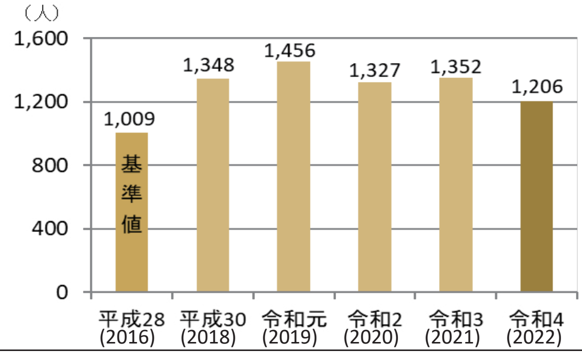

◆現況値（令和4年度）		達成度
1,206 人		◎
◆基準値（平成28年度）	◆目標値（令和4年度）	
1,009 人	増加	

◆市の取り組み等

こどもエコクラブとは、環境省が平成7年から始めた幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブです。子どもたちが人と環境の関わりについて幅広く理解を深め、環境問題について自ら考えて行動する力を育成したり、地域の環境保全活動の環を広げたりするため、市内のこどもエコクラブの活動・学習に対する支援を行っています。

※p.117-118 で主なこどもエコクラブを紹介しています。

これからも子どもたちが楽しみながら、身近な環境について考え行動できるよう、地域サポーターの掘り起こしなども含めた支援を検討していきます。

1-⑥ 環境基本計画の認知度

担当課：環境政策課

◆指標の見方

環境に関するアンケート調査による認知度

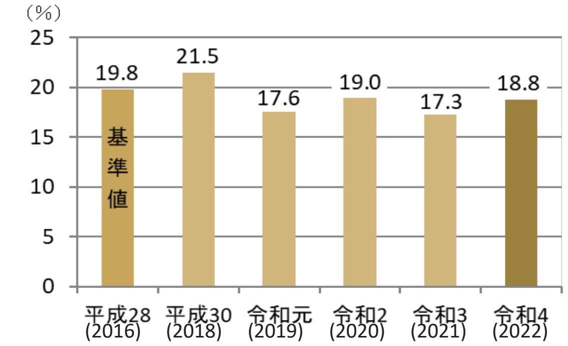

◆現況値（令和4年度）		達成度
18.8%		△
◆基準値（平成28年度）	◆目標値（令和4年度）	
19.8%	増加	

◆市の取り組み等

みんなの森 ぎふメディアコスモス来館者を対象に、環境に関するアンケートを実施し、環境基本計画を知っているか調査しました。その結果、回答者480 人のうち、「知っている」と答えた人は 90 人（18.8%）で、認知度は2割弱に留まりました。

引き続き、様々な広告媒体を活用しながら、周知啓発に努めます。

■アンケート調査結果（令和 4 年度）

質問：岐阜市の環境を守るため、自然との共生・共存、地球温暖化対策、ごみ減量などの取り組みをまとめた「岐阜市環境基本計画」を知っていますか？

回答項目	回答者数（割合）
知っている	90 人（18.8%）
名前は知っている	122 人（25.4%）
知らない	268 人（55.8%）

※回答者数 480 人

■関連する主な条例･計画等

施策 5-1 に関連する条例･計画等は次のとおりです。

◇環境都市宣言 　担当:環境政策課

恵まれた環境を、さらによりよいものとして次世代に引き継ぐため、市民、事業者、行政が一体となり、地球環境の保全と心やすらぐ都市を目指し、平成 14 年 9 月に環境都市宣言を行いました。

■環境都市宣言とは

岐阜市には、自然な姿をそのまま残す緑豊かな金華山や豊富で清浄な水をたたえ、1300 年の鵜飼の伝統が今も続く清流長良川など、先人たちが大切に守り育て、受け継いできたかけがえのない自然があります。こうした恵まれた環境を享受してきた私たちは、この環境を維持するだけでなく、さらによりよいものとして次代に引き継いでいかなければなりません。そこで、「環境と調和する、人にやさしい都市岐阜」の創造を目指して、まちづくり、地域づくりに取り組むことを宣言しました。

1 自然との共生、共存をはかり、快適環境を創出します。
1 循環型社会をめざした、事業活動や市民生活を構築します。
1 地域の環境づくりに、自ら積極的に取り組みます。

◇岐阜市環境基本条例 　担当:環境政策課

環境の保全及び創出について基本理念及び基本原則並びに施策の基本となる事項を定めた環境基本条例を平成 18 年 9 月に制定し、平成 19 年 1 月から施行しています。

■岐阜市環境基本条例とは

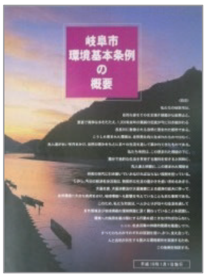

社会活動の持続的発展を推進しつつ、すべてのものがそれぞれの役割を担い、かつ、支え合って、人と自然が共生する豊かな環境都市を実現するため、環境の保全及び創出に係る基本理念及び基本原則並びに施策の基本となる事項を定め、並びに市、事業者、環境保全団体及び市民の役割を明らかにすることにより、環境の保全及び創出に係る施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に制定した条例です。

第 3 条(基本理念)

1 環境の保全及び創出は、市の社会、経済及び文化の持続的発展を推進しつつ、人と自然が共生する豊かな環境都市を実現することによって行われなければならない。
2 環境の保全及び創出は、人と自然が共生する社会において市民が良好な環境の恵みを享受するとともに、これを将来の世代へ継承していけるように行わなければならない。
3 環境への負荷の低減のため、限りある資源の浪費を止め、循環型社会を実現しなければならない。
4 すべてのものは、環境へ負荷を与えることに関しては加害者であり、同時に被害者であるため、自主的かつ積極的に、更に協働して環境への負荷を低減しなければならない。

◇岐阜市環境基本計画

担当：環境政策課

環境基本条例に掲げる基本理念及び基本原則のもと、環境施策を総合的かつ計画的に展開し、岐阜市の中長期的な環境ビジョンとなる計画です。

令和５年３月に第５次となる改定を行い、目指すべき環境都市像である「環境と調和する、人にやさしい都市岐阜」の実現に向けて、５つの基本目標を設定し、対応する５つの施策を推進していきます。基本目標の中でも、「脱炭素化の促進」を重点に、「環境教育・市民協働の推進」をすべての目標に関連する横断的項目にしています。

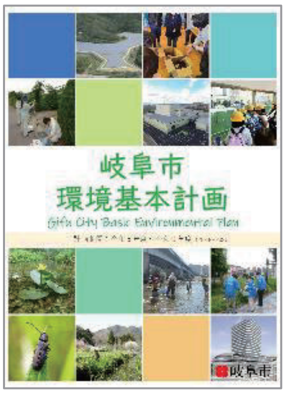

重点 基本目標① 脱炭素化の促進	重点 施策１ 地球温暖化対策として脱炭素化を促進します
基本目標② 循環型社会の構築	重点 施策２ ごみを減量・資源化します
基本目標③ 自然環境の保全	重点 施策３ 生物多様性を保全します
基本目標④ 生活環境の確保	施策４ 生活環境を快適にします
横断的項目 基本目標⑤ 環境教育・市民協働の推進	施策５ 環境意識を高めます

◇岐阜市環境白書

担当：環境政策課

環境基本条例第 10 条に基づく年次報告書として２月に策定し、環境基本計画の施策の進捗状況等を公表しています。本白書は市内学校や図書館等に配布するとともに、環境政策課にて希望者に無料で配布しています。

岐阜市環境白書は、本編のほか、各事業の詳細なデータをまとめた資料編を策定しています。大気・水環境のモニタリング結果や常時監視による測定結果などの詳細なデータを掲載しています。

◇子ども環境白書

担当：環境政策課

環境教育の推進のため、岐阜市環境白書を基に、小学校４年生から６年生を対象として、環境問題や本市の環境の状況を、写真やイラストを用いて紹介しています。

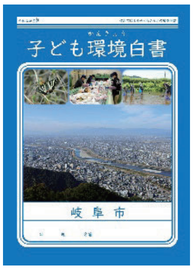

■子ども環境白書の概要

1. 岐阜市の環境のこと
2. 岐阜市環境基本計画のこと
3. 自然のこと（生物多様性のこと）
4. 地球温暖化のこと
5. ごみ減量・資源化のこと
6. 環境について学ぶこと

※子ども環境白書は、タブレット端末での学習を想定しており、電子データで配布しています。

■関連する主な事業等

施策 5-1 に関連する主な事業等は次のとおりです。（令和 4 年度）

◇岐阜市環境活動顕彰　　担当：環境政策課

岐阜市環境基本条例第 13 条第 2 項の規定に基づき、環境の保全及び創出のための活動に関し、顕著な功績があった市民や事業者等を顕彰するもので、被顕彰者は岐阜市環境活動顕彰要綱の基準等を踏まえ、選考委員会の審査を経て決定され、毎年表彰しています。令和 4 年度は顕彰状授与式を市長応接室で行いました。

令和 4 年度 岐阜市環境活動顕彰者
※写真：左から、岐阜市長 柴橋正直／岐阜市立西郷小学校
（p.116 で顕彰者を紹介）

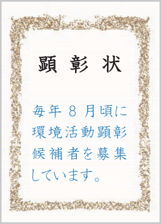

【顕彰基準等】
- ・対象分野は 4 分野
（①環境保全活動、②ごみ減量活動、③環境教育活動、④研究開発活動）
- ・活動の影響が公共の福祉に大きく貢献していること。
- ・環境への影響及び効果が十分に認められるものであること。
- ・①～③は原則 7 年以上継続的に活動が行われ、個人の場合はその活動が市民の先導的な役割を果たしていること。

◇アースレンジャー自然体験塾　　担当：環境保全課

岐阜市の未来を担う小中学生を対象として、身近な自然にふれあって感じたこと、環境を守るために行っていること、環境教育を通して学んだことなどについて、自由な意見交換を行い、環境に対する考えを深めるために、例年エコフェスタにおいて「アースレンジャー子ども会議」を開催していました。

令和 3 年度からは、1年を通じて楽しく自然体験を行い、自然に興味を持つきっかけ作りをする体験型の「アースレンジャー自然体験塾」に変更しました。

■令和 4 年度の実施状況

回	開催日	内容
1	6月19日(日)	達目洞の自然観察、田植え体験
2	7月31日(日)	川の生きもの観察、川の水質調査
3	9月11日(日)	みつばちについての学習、見学、観察会
4	10月16日(日)	達目洞の自然観察、稲刈り
5	12月4日(日)	金華山の自然観察
6	1月15日(日)	ながら川ふれあいの森でクラフト体験、フィールドビンゴゲーム、振り返り

◇学生環境会議　　担当：環境保全課

環境について学んでいる、または興味を持っている大学生や高校生が集まり、自分たちの環境に対する考えや環境活動経験などについて意見交換を行うことによって、学生同士のネットワーク作りや環境に対する意識の向上のきっかけになることを目的として開催しています。

■学生環境会議 2022

開催日：令和 4 年 12 月 3 日（土）
実施方法：オンライン（zoom）
テーマ：「里山と生物多様性、そして SDGs」
アドバイザー：岐阜大学社会システム経営学環　肥後睦輝教授

◇生涯学習「長良川大学」出前講座　担当：男女共生・生涯学習推進課

生涯学習「長良川大学」の講座の一つとして、講座メニュー（市や企業等が行っている仕事）の中から市民等が選ぶことができ、要請に応じ、市及び企業等の担当者が講師となり、地域に出向き講座を行っています。

■“環境分野”の主な出前講座メニュー

講座名	担当課
地球温暖化と私たちの暮らし	脱炭素社会推進課
ごみ 1/3 減量大作戦の話	資源循環課
ダンボールコンポスト講座	資源循環課
雑がみ講座	資源循環課
柳津資源ステーション見学	資源循環課
3Rクッキング講座	資源循環課

講座名	担当課
岐阜市の生物多様性	環境保全課
長良川の自然講座	環境保全課
岐阜市の大気環境	環境保全課
岐阜市の水環境	環境保全課
産業廃棄物事案について	環境政策課
産業廃棄物について	産業廃棄物指導課

◇環境教育プログラムガイド　担当：環境保全課

子どもの頃から環境について学習し、意識を高め、環境に配慮した行動を実践していくため、小中学校の授業で活用できる環境に関する出前講座などのメニューをまとめたガイドブックを作成しています。

◇社会科副読本 ごみとわたしたち　担当：資源循環課

環境教育の一環として、昭和59年度から岐阜市のごみ処理の概要をまとめた社会科副読本を作成し、市内小学４年生を対象に配布しています。

令和４年度からは、児童のタブレット端末へデジタルファイルを配信しました。

◇環境教育　総合的な環境教育モデル　担当：環境保全課

市内の小中学校と協働で、本市が実施している学習メニューを組み合わせ、年間を通じて環境教育を実施する「総合的な環境教育モデル」を構築しました。

令和４年度は小学校９校、中学校２校で総合的な学習の時間を活用した総合的な環境教育を実施しました。

■総合的な環境教育実施校（令和４年度）

小学校			中学校
岩野田小学校	岩野田北小学校	鶉小学校	厚見中学校
且格小学校	長良小学校	七郷小学校	青山中学校
則武小学校	本荘小学校	柳津小学校	

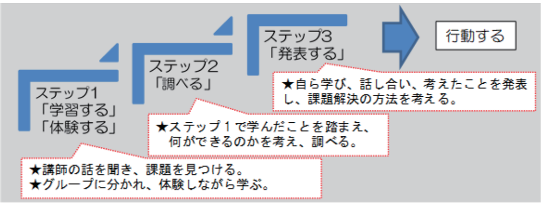

◇市民意識調査　担当：総合政策課

岐阜市の将来像と、その実現に向けたまちづくりの方向性を示す総合的な方針「岐阜市未来のまちづくり構想」（令和4年2月策定）に基づき、岐阜市の将来像『人がつながる 創造が生まれる しなやかさのあるまち』に近づいている度合を表す数値目標や、その実現に向けた各政策の有効性を把握する重要業績評価指標、岐阜市まち･ひと･しごと創生総合戦略等における主観指標の進捗を測定し、市民の意識や行動等をより多面的に把握することで、今後の各種政策立案等に活用していくことを目的に、市民意識調査を実施しました。

■環境関係の設問（N：有効回答数）

・お住まいの周辺の環境は美しく保たれていると感じますか（N=1,664）
　⇒ 感じる 19.5%、どちらかといえば感じる 52.0%
・金華山や長良川などの自然の豊かなまちだと思いますか（N=1,644）
　⇒ そう思う 45.9%、どちらかといえばそう思う 46.7%
・省エネやごみの減量などの環境に配慮したまちだと思いますか（N=1,640）
　⇒ そう思う 10.2%、どちらかといえばそう思う 42.9%

■関連する主な市役所の活動

施策 5-1 に関連する市役所の活動を紹介します。（令和 4 年度）

◇環境アクションプランぎふの運用に係る率先本部員等研修会　担当：脱炭素社会推進課

「環境アクションプランぎふ」の取り組みについて、職員の理解を深め、各職場の環境配慮行動をより一層推進するため、率先実行特別部会員、率先実行委員を対象に研修会を開催しました。

・研修日：令和 4 年 4 月 25 日（月）
・会場：岐阜市役所　6-1 会議室

また、毎年4月に、日々の環境管理活動と環境意識を高めるために、各職員が職員環境配慮行動アンケートを実施し、率先本部員、率先実行委員が中心となり、職場環境研修を実施しています。

◇岐阜市環境管理システム（GEMS）による調査　担当：脱炭素社会推進課

「環境アクションプランぎふ」のマニュアルとして運用している「岐阜市環境管理システム（GEMS）」に基づき、日常業務における各職場の取り組み状況について、環境管理事務局（脱炭素社会推進課）が調査を実施しました。改善指摘事項があった職場は対応を図り、報告書を提出しました。

・調査期間：令和 4 年 9 月 27 日（火）～10 月 31 日（月）
・調査した職場：11 ヵ所

◇エコドライブ研修会　担当：脱炭素社会推進課

公用車使用等におけるガソリン、軽油等の使用量の削減を推進し、運輸部門における二酸化炭素排出量の削減を図るため、JAF 職員を講師に招き、エコドライブ研修会を開催しました。
研修会では、「発進時はふんわりアクセル」、「タイヤの空気圧は適正に」など、エコドライブについて学びました。
・研修日：令和 4 年 11 月 29 日（火）
・会場：岐阜市役所　6-1 会議室

コラム 環境部が実施する環境教育

市民一人ひとりが環境問題を正しく理解し、行動を実践していくため、環境教育を推進しています。

タイトル		概　要	掲載頁※
講座	長良川大学　出前講座	市民の聞きたい内容について、市の職員が講師となり地域に出向きお話しします。	p.97
	ダンボールコンポスト講座	基材を入れたダンボール箱で生ごみを堆肥にリサイクルする方法を説明します。	p.85
	堆肥講座	落ち葉などを堆肥にする方法を説明します。	p.85
体験	3Rクッキング講座	料理をしながら、生ごみの減量や食材の再利用、堆肥化の方法を説明します。	p.85
	水生生物調査	身近な河川にどのような水生生物が生息しているか調べます。	p.74
	こどもエコクラブ	クラブごとに、生きもの調査やリサイクル活動などの環境に関わる活動を行います。	p.93
	アースレンジャー自然体験塾	1年を通じて楽しく自然体験を行い、自然に興味を持つきっかけ作りをします。	p.96

※令和５年度版岐阜市環境白書における当該事業の掲載頁

コラム 地域の核となる環境リーダー

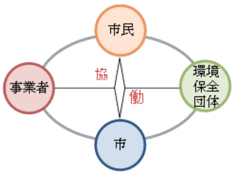

環境保全に関して専門的な知識や豊富な経験を持つ人をアドバイザーとして認定したり、環境保全に関心を持つ市民や事業者をサポーター等として登録し、地域における環境活動を支援しています。

名　称	概　要	掲載頁※
自然環境アドバイザー	自然環境に関する専門家や有識者が、専門的な知見や経験に基づく指導や助言をします。	p.73
ごみ減量サポーター	ごみ減量に関心を持つ市民等が、家庭や地域におけるごみ減量の行動を推進します。	p.88
環境推進員	各自治会連合会で、資源分別回収の指導などを行います。	p.88
エコ･アクションパートナー	環境負荷の少ない店づくりに取り組む店舗と協定を締結しています。	p.87

※令和５年度版岐阜市環境白書における当該事業の掲載頁

2 環境重点地区の設定

■令和 4 年度の取り組み状況

施策 5-2 の指標の取り組み状況は次のとおりです。

2-① 環境重点地区の認知度

担当課：環境政策課

◆指標の見方　環境に関するアンケート調査による認知度

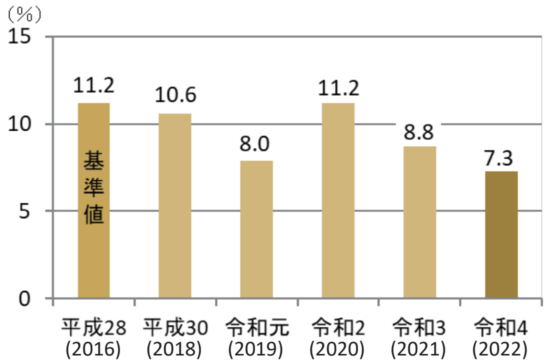

◆現況値（令和4年度）	達成度
7.3%	×

◆基準値（平成28年度）	◆目標値（令和4年度）
11.2%	増加

◆市の取り組み等

みんなの森 ぎふメディアコスモス来館者を対象に、環境に関するアンケートを実施し、環境基本重点地区を知っているか調査しました。その結果、回答者 481 人のうち、「知っている」と答えた人は 35 人(7.3%)で、認知度は微減傾向にあります。

認知度向上のため、市ホームページでの情報発信や、ぎふメディアコスモスにおいて環境重点地区の内容をパネルで紹介するなど、啓発活動を行いました。

引き続き、イベントや広報媒体を活用しながら、周知啓発に努めます。

■アンケート調査結果（令和 4 年度）

質問：岐阜市の特に豊かな自然をそのまま保護する地区や、岐阜市の自然が少ないため自然環境を創り出す地区を定めた「環境重点地区」を知っていますか？

回答項目	回答者数(割合)
知っている	35 人(7.3%)
名前は知っている	94 人(19.5%)
知らない	352 人(73.2%)

2-② 環境重点地区で環境保全活動などを行う団体数

担当課：環境保全課

◆指標の見方　生物多様性保全タイプの区域内において環境保全活動などを行う団体の数

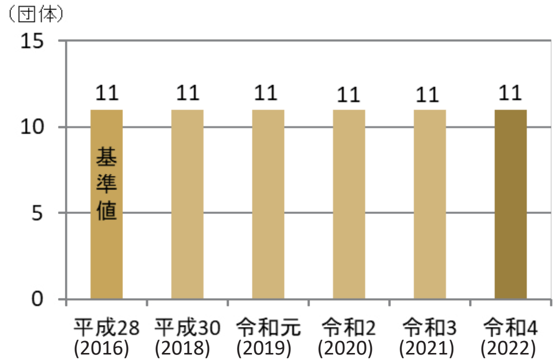

◆現況値（令和4年度）	達成度
11 団体	△

◆基準値（平成28年度）	◆目標値（令和4年度）
11 団体	増加

◆市の取り組み等

環境重点地区の生物多様性保全タイプである、長良川、金華山、百々ヶ峰で環境保全活動などを行う自然環境保全団体一覧を右表にまとめました。

市では、岐阜市自然環境の保全に関する条例に基づき、右表 11 団体を自然環境保全活動団体として承認し、支援を行っています。

環境重点地区で保全活動を行う団体が増えるよう、引き続き団体の活動内容を紹介し、啓発に努めていきます。

■自然環境保全活動団体（令和 5 年 3 月末現在）

対象団体	活動場所
達目洞自然の会	達目洞（金華山麓）
十時会	金華山国有林
金華山サポーターズ	金華山国有林
ボランティア「風と土の会」	岐阜市竹林広場
NPO 法人　ぎふし森守クラブ	ながら川ふれあいの森等
NPO 法人　長良川環境レンジャー協会	長良川中流域
日本野鳥の会　岐阜	岐阜県内全域
NPO 法人　森と水辺の技術研究会	岐阜県内各所
NPO 法人　エヌエスネット	岐阜市内
NPO 法人　ふれあいの森自然学校	ながら川ふれあいの森等
大洞の里山つくろう会	大洞地区

コラム

岐阜市環境重点地区とは

本市では、岐阜市環境基本条例第 9 条に基づき、自然環境が特に豊かな地区を保全するため、そして都市の中で自然環境を創出するため、特定の地区を環境重点地区に設定し取り組みを行うこととしています。

具体的には、下記のとおり「自然環境保全・共生タイプ」と「自然環境創出タイプ」の 2 つのタイプの環境重点地区を設定し、タイプごとに環境配慮対策を定めています。

「生物多様性が特に豊かな地区」と「低炭素都市へのまちづくりを推進する地区」を設定し、環境配慮対策を定めます。

環境重点地区		環境配慮対策
生物多様性保全タイプ	豊かな生物多様性を保全する区域	・生物多様性を保全することを最優先とします ・開発を行う場合は、影響を最小限にするよう配慮します
低炭素都市創造タイプ	低炭素都市のまちづくりを推進する区域	・集約型市街地の形成により、生活や交通によるエネルギー利用の効率化を図ります

■環境重点地区の区域

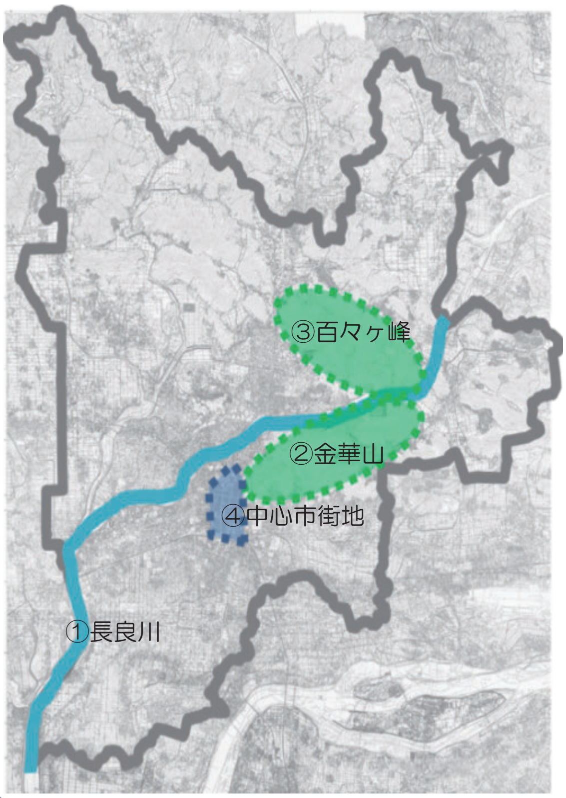

タイプ	区域
生物多様性保全タイプ	①長良川区域 ②金華山区域 ③百々ヶ峰区域
低炭素都市創造タイプ	④中心市街地区域

市民、環境保全団体、事業者がタイプ別環境配慮対策の取り組みを推進するよう環境意識の向上に努めていきます。また、環境配慮の取り組み状況や社会情勢の変化により、適宜、環境重点地区・区域の見直しを行います。

2-③ 中心市街地居住人口

担当課：官民連携まちづくり課

◆指標の見方

低炭素都市創造タイプ（中心市街地）における居住人口

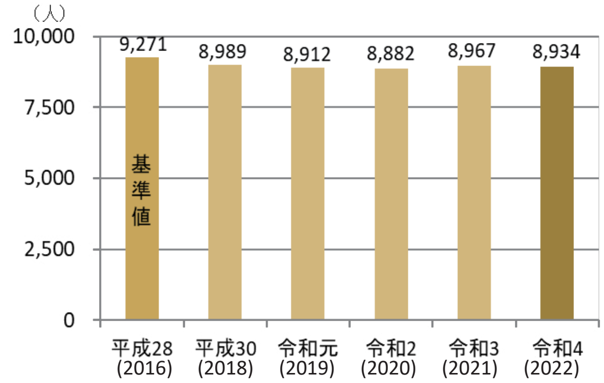

◆現況値（令和4年度）	達成度
8,934 人	△

◆基準値（平成28年度）	◆目標値（令和4年度）
9,271 人	増加

◆市の取り組み等

中心市街地区域を集約型市街地の形成や、公共交通ネットワークによって、「コンパクト＋ネットワーク」のまちづくりに取り組み、便利で暮らしやすく、地球環境にもやさしい脱炭素都市へのまちづくりを図っています。

4期目の「岐阜市中心市街地活性化基本計画」に基づき、目指す中心市街地の都市像である「ここにしかない時間の過ごし方をつくり、日常的に訪れたくなるまち」の実現のため、取り組みを進めています。

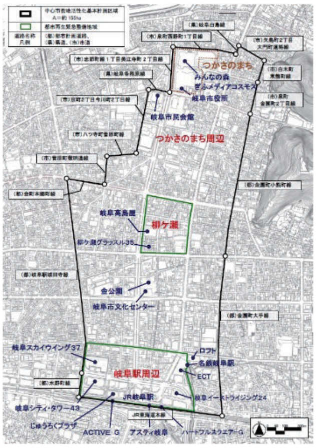

出典：岐阜市中心市街地活性化基本計画

コラム

持続可能な開発目標（SDGs）

平成27年9月の国連サミットにおいて、気候変動や持続可能な消費と生産（循環型社会形成の取り組み）、生態系の保全等、17の「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げた「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、開発途上国だけでなく先進国も含めて、様々な課題を2030年に向けて解決する強い意志が共有されました。SDGsは、17のゴールと各ゴールに設定された合計169のターゲットから構成されています。

出典：持続可能な開発目標（SDGs）［資料：国際連合広報センター］

■関連する主な条例・計画等

施策 5-2 に関連する条例・計画等は次のとおりです。

◇岐阜市中心市街地活性化基本計画　　担当：官民連携まちづくり課

少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することを目的に改正中心市街地活性化法が平成 18 年 8 月 22 日に施行されました。それに基づき 4 期目となる岐阜市中心市街地活性化基本計画を策定し、令和 5 年 3 月に内閣総理大臣の認定を受けました。

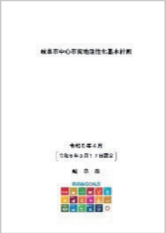

◇岐阜市景観条例　　担当：官民連携まちづくり課

本市の良好な景観の形成に係る総合的な施策及び景観法の施行に関して必要な事項を定めることにより、本市の自然、歴史、文化等を活かした、親しみと誇りある美しい景観まちづくりの推進に寄与することを目的に平成 21 年 9 月に制定しました。

◇岐阜市風致地区条例　　担当：都市計画課

都市計画法第 58 条第 1 項の規定により、風致地区内における建築等の規制に関し必要な事項を定め、もって都市の風致を維持することを目的に平成 16 年 3 月に制定しました。

■岐阜市風致地区とは

都市の自然的景観を維持するために定められる地区で、建築や宅地の造成等の開発に一定の規制をすることで、風致に富んだ良好な都市景観の形成を図るものです。

本市では、金華山、長良川、百々ヶ峰、八幡山、加納城址、鷺山等の区域、約 2,163.7ha を風致地区に定めています。この区域内では建築等の行為を行う場合、許可が必要になります。

◇岐阜市都市計画マスタープラン　　担当：都市計画課

本市の都市計画に関する基本的な方針であり、都市の長期的なまちづくりの方針を総合的・体系的に示すものです。「岐阜市未来のまちづくり構想」（令和4年2月）や、岐阜県が定める「岐阜都市計画区域マスタープラン」（令和2年11月）に即し、「岐阜市地域交通計画」や「岐阜市中心市街地活性化基本計画」などの各種計画と整合を図りながら定めるもので、令和4年3月に改定しました。

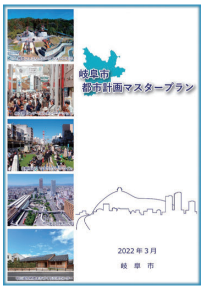

◇岐阜市立地適正化計画

担当：都市計画課

都市全体の構造を見渡し「コンパクト＋ネットワーク」の考えで住宅と生活サービスに関連する医療、福祉、商業等の利便施設がまとまって立地するよう、ゆるやかに誘導を図りながら、公共交通と連携したまちづくりを行うための計画で、平成 29 年 3 月に策定しました。

5 種類の居住区域（まちなか居住促進区域、居住促進区域、一般居住区域、郊外居住区域、集落区域）と 3 種類の拠点区域（都心拠点区域、地域生活拠点区域、都市機能拠点区域・産業拠点区域）を設けることで集約型都市構造の構築を進めます。

◇岐阜市景観基本計画

担当：官民連携まちづくり課

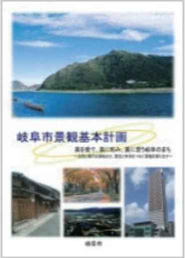

平成 16年 12月、景観法の施行を受け、より幅広い価値観と地域特性を生かした岐阜のまちづくりに向けた多様な施策を展開するための計画で、平成 19 年 10 月に策定しました。

■景観計画重要区域とは

岐阜らしい景観形成を誘導する観点から、特に景観形成上重要な区域において、その景観を積極的に保全創出するよう各種の施策や事業を講じていくため、それらの地域を「景観計画重要区域」として位置づけ、良好な景観の形成を計画的・戦略的に誘導しています。

◇岐阜市景観計画

担当：官民連携まちづくり課

景観法に基づき、地域の特性に応じて、良好な景観形成のための方針、建築物や工作物の建築等を行う場合の形態や色、高さ、緑化等の基準（景観形成基準）等を定めた計画で、平成 21 年 10 月に策定し、平成 24 年 7 月及び平成 31 年 3 月に変更しました。

本計画では、市域全域を「景観計画区域」に、景観形成を図る上で特に重要な区域を「景観計画重要区域」に指定して景観誘導に取り組んでいます。

◇岐阜市みどりの基本計画

担当：公園整備課

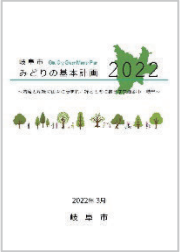

都市緑地法に規定される「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として定めたもので、平成 7 年度に策定し、平成 14 年度、平成 21 年度、令和 3 年度に改定しました。

■緑化重点地区とは

岐阜市みどりの基本計画の目標達成に向け、市全域を、重点的に緑化の推進を図るべき地区として設定しており、都市公園や公園緑地等は緑化の推進を重点的に図る上で、必要不可欠な施設として位置付けています。さらに、重点的に取り組むべき“都市の軸”の形成と、地域生活拠点などの形成に資する地域の身近な公園緑地の整備推進を目的とし、4 つの緑化重点地区を設定しています。

■関連する主な事業等

施策 5-2 に関連する主な事業等は次のとおりです。（令和 4 年度）

◇国の重要文化的景観の選定　　担当：文化財保護課

長良川や金華山の恵みを受け、昔ながらの生業・生活の営みが残る長良川中流域が国の重要文化的景観として選定され、文化財保護法に基づき、保護しています。

■文化的景観とは

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で、我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（文化財保護法第２条第１項第５号）

出典：文化庁ホームページ
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/keikan/

岐阜市の文化的景観の概要

名称：長良川中流域における岐阜の文化的景観

面積：長良川、金華山、鵜飼屋、川原町、
旧城下町の 5 地区からなる約 330ha

基準：二　複合景観

選定：平成 26 年 3 月 18 日　文科省告示第 42 号

文化的景観の範囲図

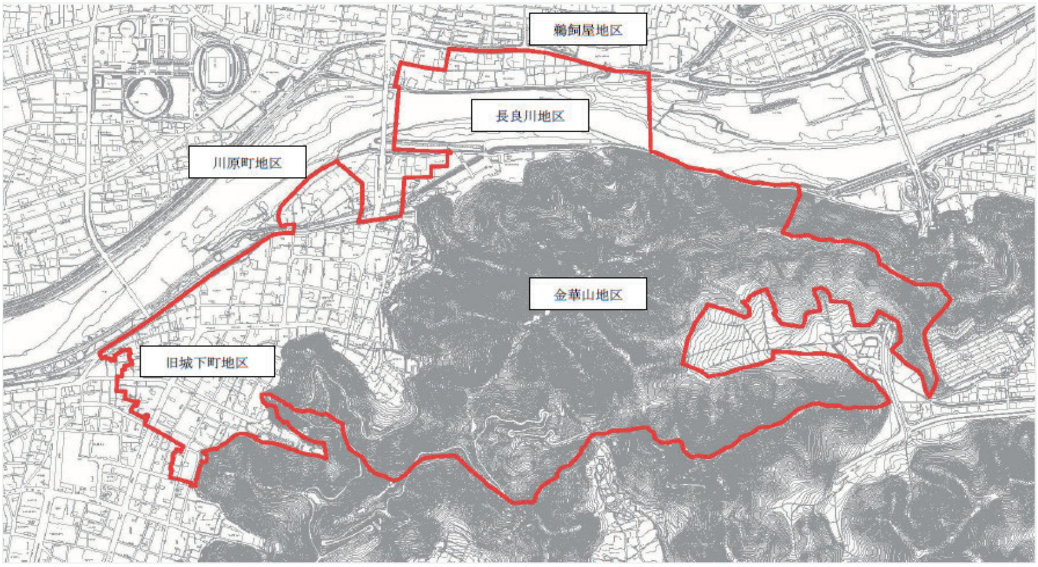

◇自然環境保全地区（特別保全地区）の指定　　担当：環境保全課

貴重野生動植物種や生物多様性の保全など、自然環境の保全を図るため、岐阜市自然環境の保全に関する条例に基づき、達目洞のヒメコウホネ自生地を自然環境保全地区（特別保全地区）に指定しています。

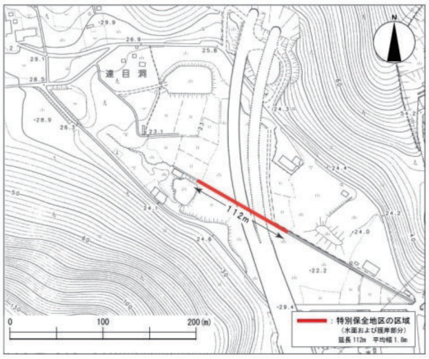

◇杜(もり)のミスト(霧)

担当:鉄道高架推進課

低炭素社会づくりに向け、ヒートアイランド対策に有効な水と太陽光を利用した環境にやさしい省エネ冷房であるミストを、平成 22 年度に岐阜駅北口歩行者用デッキ『杜(もり)の架け橋』に設置し、潤いのある空間を創出しています。

■杜(もり)のミスト(霧)の概要

歩行者用デッキシェルター屋根にとりつけられたソーラーパネル 18 ㎡(1m×1.5m×12 枚)で発電した電力により稼働しています。

【稼動期間・条件等】

- 5 月から 9 月まで
- 午前 7 時から午後 9 時まで
- 気温 28℃以上
- 湿度 70%以下
- 雨天日や強風時は停止

◇環境配慮施設の啓発

担当:環境政策課

岐阜市環境基本条例第 13 条第 2 項の規定に基づき、環境に配慮した民間建築物の増加を目指し、環境に著しく配慮した建物の建設等に対し、環境活動顕彰を実施し、環境白書等により啓発を行っています。

■これまでに顕彰した環境配慮施設

No.	環境配慮施設	環境配慮対策
①	大岐阜ビル (平成 17 年度顕彰)	・空調・照明設備省エネルギー化 ・ビル西側・屋上の緑化　など
②	岐阜シティ・タワー43 (平成 20 年度顕彰)	・夜間蓄熱空調システムによる電力標準化 ・ディスポーザーシステム、屋上の緑化　など
③	大垣共立銀行則武支店 (平成 21 年度顕彰)	・壁面の断熱ガラス化 ・壁面ライトの LED 化　など
④	㈱岐阜グランドホテル (平成 22 年度顕彰)	・ESCO 事業の導入 ・屋上の緑化　など
⑤	岐阜スカイウイング 37 (平成 26 年度顕彰)	・オール電化、ディスポーザーシステム ・電気自動車用充電スタンド　など
⑥	大日本土木㈱岐阜本店 (平成 27 年度顕彰)	・ダブルスキン、日射追尾ブラインド ・アンダーフロア空調、地下水利用空調　など
⑦	岐阜イーストライジング 24 (令和元年度顕彰)	・屋上緑化 ・高品質かつ省エネに配慮した設備

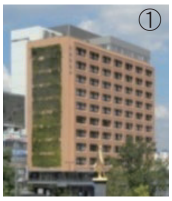

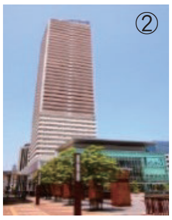

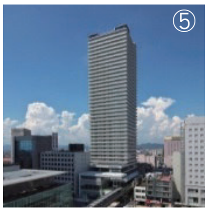

◇みんなの森　ぎふメディアコスモス　　担当:ぎふメディアコスモス事業課

　中心市街地に位置する岐阜大学医学部等跡地において「つかさのまち夢プロジェクト」の第１期として、複合施設である「みんなの森　ぎふメディアコスモス」を開設。都市の未来を築く礎となることを目指しています。

みんなの森
GIFU MEDIA COSMOS

■みんなの森　ぎふメディアコスモス　施設の環境配慮計画

1　グローブによる自然換気効果の増幅
2　室内全体でのバランスの良い自然採光計画
3　体感温度で評価する省エネルギーな空間
4　豊富な地下水・太陽エネルギーを利用した高効率な熱源システム等
　※従来の同規模建物と比べエネルギー消費量 1/2 を目指しています。

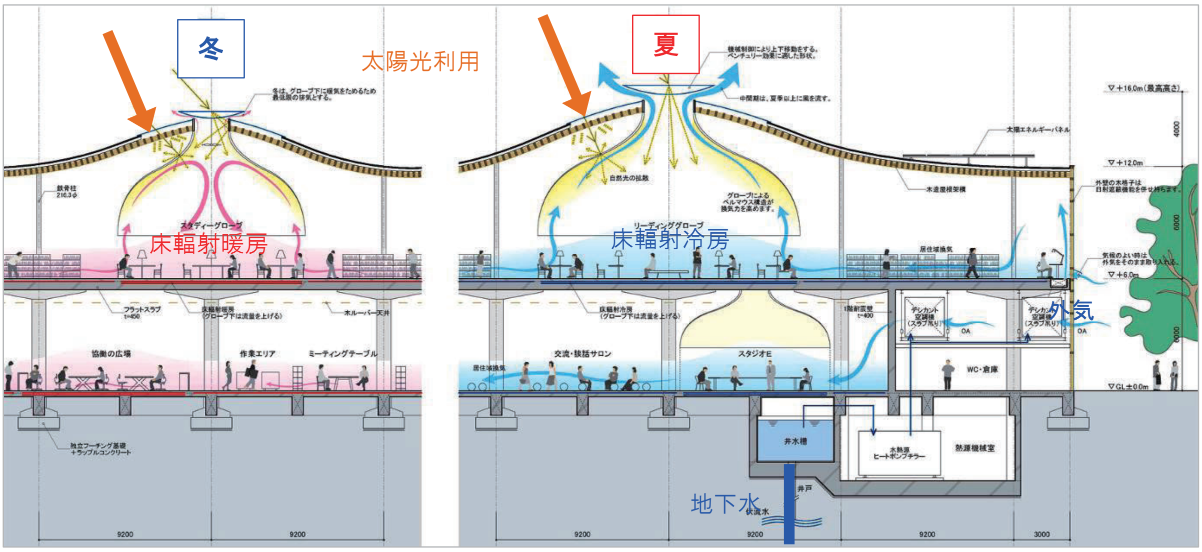

第３部

環境施策の評価

（1）評価方法

◇ 市民アンケート調査の実施

岐阜市環境基本計画の指標の進捗状況や市民等の環境活動に対する関心度等を把握するため、毎年度、みんなの森 ぎふメディアコスモス来館者及び「岐阜市エコフェスタ」来場者を対象にアンケート調査を実施しています。

※「岐阜市エコフェスタ」は令和２年度で終了したため、令和３年度以降はみんなの森 ぎふメディアコスモス来館者のみを調査対象としました。

■調査結果（概要）

調査日：令和 4 年 10 月 8 日（土）、11 月 3 日（木･祝）、令和 5 年 1 月 8 日（日）

場所：みんなの森　ぎふメディアコスモス

※回答の構成比は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合があります。

Q1　岐阜市の環境を守るため、自然との共生･共存や地球温暖化対策、ごみ減量などの取り組みをまとめた**「岐阜市環境基本計画」を知っていますか**

年度	有効回答者数	知っている	名前は知っている	知らない
平成 28 年度	786 人	156 人（19.8%）	222 人（28.2%）	408 人（51.9%）
平成 30 年度	840 人	181 人（21.5%）	266 人（31.7%）	393 人（46.8%）
令和元 年度	752 人	132 人（17.6%）	249 人（33.1%）	371 人（49.3%）
令和 2 年度	728 人	138 人（19.0%）	241 人（33.1%）	349 人（47.9%）
令和 3 年度	467 人	81 人（17.3%）	115 人（24.6%）	271 人（58.0%）
令和 4 年度	480 人	90 人（18.8%）	122 人（25.4%）	268 人（55.8%）

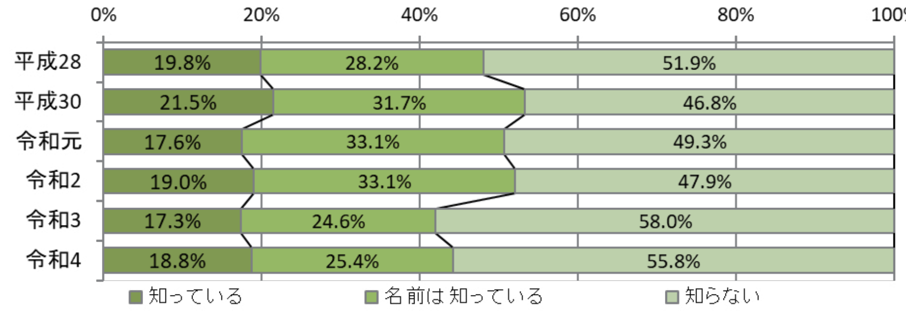

Q2　岐阜市の豊かな生物多様性を保全する区域や、低炭素都市のまちづくりを推進する区域を定めた**「環境重点地区」を知っていますか**

年度	有効回答者数	知っている	名前は知っている	知らない
平成 28 年度	783 人	88 人（11.2%）	149 人（19.0%）	546 人（69.7%）
平成 30 年度	839 人	89 人（10.6%）	191 人（22.8%）	559 人（66.6%）
令和元 年度	747 人	60 人（ 8.0%）	174 人（23.3%）	513 人（68.7%）
令和 2 年度	725 人	81 人（11.2%）	162 人（22.3%）	482 人（66.5%）
令和 3 年度	468 人	41 人（ 8.8%）	96 人（20.5%）	331 人（70.7%）
令和 4 年度	481 人	35 人（ 7.3%）	94 人（19.5%）	352 人（73.2%）

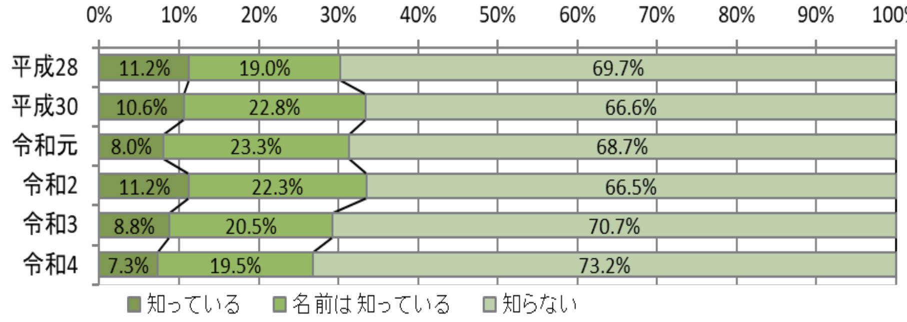

Q3　地球上の様々な場所で、様々な環境に適応したたくさんの生きものが暮らしていることを

「生物多様性」と言いますが、**知っていますか**

年度	有効回答者数	知っている	名前は知っている	知らない
平成 28 年度	784 人	314 人(40.1%)	212 人(27.0%)	258 人(32.9%)
平成 30 年度	816 人	288 人(35.3%)	268 人(32.8%)	260 人(31.9%)
令和元 年度	720 人	270 人(37.5%)	268 人(37.2%)	182 人(25.3%)
令和 2 年度	724 人	350 人(48.3%)	198 人(27.3%)	176 人(24.3%)
令和 3 年度	467 人	261 人(55.9%)	137 人(29.3%)	69 人(14.8%)
令和 4 年度	481 人	255 人(53.0%)	148 人(30.8%)	78 人(16.2%)

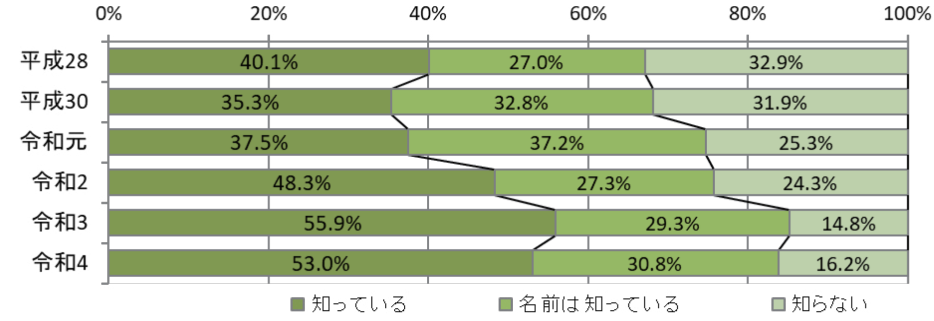

	平成 28 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
Q4　環境学習をしていますか	2.6 (764 人)	2.6 (819 人)	2.7 (736 人)	2.5 (728 人)	2.3 (468 人)	2.2 (478 人)
Q5　自然を守る取り組みをしていますか	2.6 (764 人)	2.9 (818 人)	2.9 (736 人)	3.1 (728 人)	3.0 (468 人)	3.0 (479 人)
Q6　節電や省エネの取り組みをしていますか	3.8 (765 人)	3.7 (820 人)	3.8 (737 人)	3.7 (728 人)	3.8 (468 人)	3.8 (479 人)
Q7　ごみ減量の取り組みをしていますか	3.9 (765 人)	3.8 (819 人)	3.9 (735 人)	3.7 (729 人)	3.6 (468 人)	3.8 (479 人)

※数値は 5 点満点での全体の平均点。(　)内は有効回答者数。

Q8　今年(令和 4 年)実施した環境活動を教えてください

内容	回答者数
電気をこまめに消した	375 人
資源分別回収に参加した	290 人
雑がみを集めた	286 人

※上位 3 位。有効回答者数 470 人。

【選択肢】(複数回答可)

- □環境について勉強した
- □電気をこまめに消した
- □資源分別回収に参加した
- □ゴーヤなどで緑のカーテンを作った
- □長良川等のゴミ拾いに参加した
- □エアコンの設定温度を上げた(夏)
- □雑がみを集めた
- □その他

◇ 環境基本計画評価部会による点検・評価

岐阜市環境基本計画に掲げる施策の進捗状況について、岐阜市環境審議会に専門部会「環境基本計画評価部会」を設置し、市民アンケートの結果や関係課からのヒアリングなどを参考に、計画的に点検・評価を行っています。

◇ 点検･評価の目的

環境基本計画に掲げる 5 つの施策を着実に実行していくため、市環境審議会の意見を踏まえ、計画の推進、改善、見直しを図ります。

点検･評価結果は、総合的に整理し、次期環境基本計画へ反映していきます。

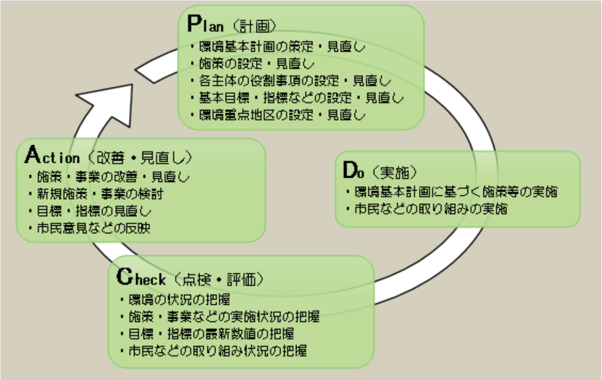

◇ 点検･評価の進め方

環境基本計画に掲げる 5 つの施策について、計画期間の令和 4 年度まで順次環境基本計画評価部会で点検･評価し、評価結果は環境審議会へ報告するとともに、岐阜市環境白書や市のホームページで公表します。

また、本計画の最重点項目である「環境意識を高めます」に対応する総合的施策である施策 5 については毎年点検･評価を行います。

◇ 環境基本計画評価部会の点検･評価

令和 5 年度は、施策 1 から 5 まで、すべての施策を評価しました。

■年度別評価対象施策

環境基本計画の施策	評価報告年度　※前年度実績に対する評価				
	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
施策 1　生活環境を快適にします	○			○	○
施策 2　地球環境を保全します		○	○		○
施策 3　生物多様性を保全します		○		○	○
施策 4　ごみを減量･資源化します	○		○		○
施策 5　環境意識を高めます	○	○	○	○	○

第3部 環境施策の評価

■評価部会委員

氏名	所属等
部 会 長　小島 悠揮	岐阜大学工学部
副部会長　坂井田 節	長良川環境レンジャー協会
委　　員　藤田 朋子	生活協同組合 コープぎふ
委　　員　岸野 吉晃	公募
委　　員　保坂 慎太郎	公募

■評価部会での点検･評価作業の経緯

開催日		内容
第1回	令和5年7月31日(月)	･環境基本計画の点検･評価について ･環境基本計画の施策評価について 　施策1「生活環境を快適にします」
第2回	令和5年8月28日(月)	･第1回評価部会のまとめ ･環境基本計画の施策評価について 　施策3「生物多様性を保全します」 　施策4「ごみを減量･資源化します」 　施策5「環境意識を高めます」 ･令和5年度版「岐阜市環境白書」について
第3回	令和5年9月28日(木)	･第2回評価部会のまとめ ･環境基本計画の施策評価について 　施策2「地球環境を保全します」 ･令和5年度 岐阜市環境基本計画 評価報告書(案)について

◇ 環境審議会の審議

岐阜市環境基本条例第10条の規定により、令和5年11月9日に開催した岐阜市環境審議会において、環境基本計画評価部会の評価結果を踏まえ、環境の保全及び創出について審議しました。

（2）評価結果

◇ 施策の評価結果

施策全体評価

・計画最終年度で達成した指標は 25、達成率は 66%となり、目標未達成の指標があったことは残念であったが、5 年間で最も高い達成率となったことは評価できる。

施策 1　生活環境を快適にします

・河川水質基準について、生活環境項目別の達成状況を詳細に示すべき。
・岐阜版アダプト･プログラムで設置されたサインボードのうち、劣化や汚れが目立つものは新しくした方がよい。
・水･土壌環境、騒音･悪臭･振動については、さらなる改善が必要である。
・目標未達成の指標は、なぜ達成できなかったのかを分析し、第 5 次計画での達成に向けた取り組みへとつなげる必要がある。

施策 2　地球環境を保全します

・森林施業率の目標値は「増加」にもかかわらず、現況値は基準値よりも半減している。岐阜市全体で取り組む必要があるのではないか。

施策 3　生物多様性を保全します

・多自然川づくりの整備前後に生物多様性保全に係るモニタリングを実施しているか。実施している場合、その取りまとめがあると第 4 次計画の総括としてよいと思われる。

施策 4　ごみを減量･資源化します

・ごみの減量化やペーパーレス化が進む中、雑がみ等の回収量の増加を目標にするよりも、全体の紙の排出量に対する回収量の割合を指標とした方がいいのではないか。

施策 5　環境意識を高めます

・6 月が環境月間のため、岐阜市民に浸透しやすい広報ぎふを活用して、環境重点地区などについて、広く周知していくとよい。

第 4 次環境基本計画の総括

・5 年間にわたる、第 4 次環境基本計画の計画期間の満了を迎えた。計画途中には、新型コロナウイルスによる社会情勢の激変があり、開催回数が指標となっているシンポジウムの開催が制限されるといったように、指標の達成が出来なくなることもあったが、計画最終年度で達成した指標は 25、達成率は 66%となり、5 年間で最も高い達成率となった。
昨年度に環境基本計画が改定され、指標は一部変更されたが、継続する指標は引き続き、変更した指標は新たな目標に向けて、今後より一層の取り組みを推進してもらいたい。

第４部
環境活動団体等の紹介

（1）環境活動顕彰者

岐阜市環境基本条例に基づき、平成 14 年度から環境の保全及び創出のための活動に関し、顕著な功績があった市民等を顕彰しています。

令和 4 年度までに 71 団体・個人を顕彰するとともに、環境白書や市ホームページなどで活動内容を紹介し、環境活動の参加を促しています。

◇ 環境活動顕彰者の紹介（令和 4 年度）

顕 彰 者	岐阜市立西郷小学校
活動分野	環境教育活動（学校などでの環境教育）

同小学校の児童たちの環境意識の向上などのため、地域の美化活動や自生ホタルの保護活動などに、保護者や地域の方々と連携して継続的に取り組まれています。

（板屋川クリーン作戦）

（板屋川に生息する生きものの調査）

顕彰状授与式が令和 5 年 2 月 14 日（火）に市長応接室で行われ、同小学校を代表して学校長に顕彰状が授与されました。

（顕彰状授与式（左から　岐阜市長　柴橋正直　／　岐阜市立西郷小学校　学校長　遠山　健二様）

(2) こどもエコクラブ

環境省が進める幼児(3 歳)から高校生まで誰もが参加できる環境活動クラブで、岐阜市では小中学校を中心に活動が行われています。主なこどもエコクラブについて、活動を紹介します。

令和 4 年度は、市内で 29 クラブ 1,206 人が地域の環境保全活動に参加しました。

◇ 主なこどもエコクラブの紹介(令和 4 年度)

クラブ名	柳津イオンチアーズクラブ		
会 員 数	10 人	主な活動場所	柳津
	イオンの店舗を拠点とし、地域の日常生活に根ざした環境学習や体験プログラムを実施し仲間と一緒に楽しみながら「考える力」を育てるクラブです。		

クラブ名	しぜん、生きものクラブ天神川		
会 員 数	16 人	主な活動場所	長良
	身近な自然の中でいっぱい遊んで、命を実感しています。天神川での川あそびや百々ヶ峰の登山などを中心に活動しており、ときには、揖斐郡徳山の方にも行き、川の中流部と上流部の生き物の違いなどを体感しています。秋には、岐阜大学の学生とハイキングで集めた材料で自然アート作りを行っています。		

クラブ名	長森南中学校		
会 員 数	124 人	主な活動場所	長森、境川
	長森南中(1年生)では、水生生物調査やエネルギー学習を通し、幅広く環境について、学びを深めます。		

クラブ名	東長良中学校科学部		
会 員 数	40 人	主な活動場所	長良
	天神川や百々ヶ峰などの地域の自然を題材に活動しています。天神川では、生き物探しを源流の岡ロ谷まで調査しています。また、農業体験として、さつま芋を育て、秋にはみんなで焼き芋をつくります。		

クラブ名	MMP（三輪中学校）		
会　員　数	110 人	主な活動場所	三輪中学校地区
	三輪中学校1年生は、地域内の市有林で間伐を行うことで、荒れた森林の現状を知り、手入れの効果を体感する里山整備活動を行っています。間伐材を薪にし、災害訓練の炊き出し等に利用しています。		

クラブ名	長森西小学校		
会　員　数	79 人	主な活動場所	長森西小学校地区
	長森西小(4 年生)では、地域の水路に生息する水生生物の調査、ペットボトル回収などを行い、地域の自然や日常生活に注目した環境学習、体験学習を実施しています。		

クラブ名	西郷小こどもエコクラブ		
会　員　数	93 人	主な活動場所	西郷　板屋川
	「ほたるの里」でもある板屋川の水生生物や水質の調査、板屋川のクリーン作戦など、地域の自然を守る活動をしています。		

クラブ名	鏡島小学校 4 年生		
会　員　数	96 人	主な活動場所	鏡島　論田川
	鏡島小(4年生)では、地域を流れる論田川での水質･水生生物調査を行っています。また、日ごろから川に生きる生物の観察を行うとともに、地域で行う論田川の清掃活動に積極的に参加するなど、身近な川の環境に関心を持ちながら、環境に対する意識を高めています。		

(3) 自然環境保全活動団体

岐阜市自然環境の保全に関する条例に基づき、営利を目的とせず、独立して組織が運営され、市内で自然環境の保全又は創造のための活動を実施している団体を自然環境保全活動団体として承認しています。

令和 4 年度までに、11 団体を承認するとともに、各団体と連携し自然環境保全活動を実施しています。

◇ 自然環境保全活動団体の紹介(令和 4 年度)

団 体 名	達目洞自然の会		
会 員 数	28 人	主な活動場所	達目洞
	ヒメコウホネの保全活動をはじめ、湿地の復元や外来植物の除去など、達目洞の保全と再生を中心に活動しています。毎月第 3 土曜日を定例活動日とし、学生や企業など幅広い参加もあります。定例活動日以外にも学校や地域の自然体験や環境学習の支援にも取り組んでいます。		

団 体 名	十時会		
会 員 数	4 人	主な活動場所	金華山国有林
	緑のトンネルで気分一心、登山道のパトロールや補修、美化活動等を行っています。「日頃安らぎや健康をくれる金華山に少しでも恩返しができれば」という思いから、メンバー各自が毎日、登山道パトロールと清掃活動を実施しています。		

団 体 名	金華山サポーターズ		
会 員 数	27 人	主な活動場所	金華山国有林
	「金華山市民フォーラム」で出された宣言に基づき、年間 20 回以上の金華山に関する保全・啓発・学習活動や、会報紙の発行を重ねています。様々な形で金華山の恩恵を享受する市民の一員として、金華山のために『市民の手でできること』を考え、活動しています。		

団 体 名	ボランティア「風と土の会」		
会 員 数	34 人	主な活動場所	岐阜市竹林広場
	「できる事を、できる時に、できる分だけ」をモットーに、竹林広場の竹林間伐整備を中心に行っています。また、学校や企業、自治体職員のボランティア研修会や出前講座の実施、「竹の子まつり」といったイベントの開催など、自然を守る次世代育成にも積極的に取り組んでいます。		

団 体 名	特定非営利活動法人ぎふし森守クラブ		
会 員 数	27 人	主な活動場所	ながら川ふれあいの森及び岐阜県内各所
	「ながら川ふれあいの森」で、森林保全、森林教育活動を行い、リサイクル活動で間伐材のコナラ・竹を使い、キノコの植菌講座、竹炭焼き講座、どんぐりコマ回し大会、小学校の校外教育支援活動、各種楽しいイベントを行い、里山の必要性と関心を啓発しています。		

団体名	特定非営利活動法人長良川環境レンジャー協会		
会員数	92 人	主な活動場所	長良川中流域

長良川の河原の清掃活動の実施だけでなく、河川利用者にごみの持ち帰りの啓発や利用場所の案内など「語りかけ」をしながら、環境保全の大切さを話しています。また、水生生物調査やパックテストによる水質調査や各小中学校への出前講座など、様々な活動をしています。

団体名	日本野鳥の会　岐阜		
会員数	360 人	主な活動場所	岐阜県内全域

野鳥や自然のすばらしさを伝えながら自然環境の保全を進めています。

野鳥を中心に自然を観察する「探鳥会」や、野鳥の調査・研究や違法飼育の調査、密猟地帯のパトロール、学校への出前授業など、野鳥を通して様々な活動を行っています。

団体名	特定非営利活動法人森と水辺の技術研究会		
会員数	21 人	主な活動場所	岐阜県内各所

自然環境や社会環境分野の高度な技術と経験を持つ専門家、見識の高い市民から小学生まで幅の広いメンバーで構成され、活動において効率的で高度な産官学民の連携を図っています。また、環境教育のお手伝いや自然体験やキャンプまで様々な活動を実施しています。

団体名	特定非営利活動法人エヌエスネット		
会員数	10 人	主な活動場所	岐阜市内

自然や生きものを愛する心、異年齢の団体活動を通した助け合いの心、生きる力を育てることを目指し、地域の特色を活かした「子ども自然体験活動」を中心に、全国の自然学校とネットワークをもち、幅広い分野と多彩なフィールドでの活動を行っています。

団体名	特定非営利活動法人ふれあいの森自然学校		
会員数	13 人	主な活動場所	ながら川ふれあいの森、岐阜市畜産センター公園、岐阜県百年公園

「ながら川ふれあいの森」とその近郊の森を主なフィールドとし、散策会・観察会・ワンコインツアー・近隣の自然・歴史などに触れる「みのまるかじり講座」等。参加者の方々が知っている草や木などを通じて自然の面白さ、不思議さ、更にかけがえのなさを紐解いていきつつお伝えしている所です。一度ご参加ください。あなたの何かがきっと変わるはずです。

団体名	大洞の里山つくろう会		
会員数	36 人	主な活動場所	大洞地区

大洞地区に住む人々の手によって、地区に残る豊かな里山環境を守り育てると共に、小学生や園児と昆虫採集やどんぐりひろいを行うなどの体験活動を行っています。これらの活動を通じて郷土への愛着・誇りの醸成と地域交流を促進し、楽しみながら自然環境の保全活動に取り組んでいます。

（4）ぎふエコチャレンジエコスクール認定校

岐阜市内の小中学校で実施している学校ごとの取り組みや地域、PTA を巻き込んだ地球温暖化対策や環境保全、環境配慮の取り組みを取材し、取り組み内容をエコスクールレポートとしてまとめ、これらの学校をエコスクールとして認定しています。

◇ 認定校の紹介（2022 年度）

岐阜小学校

5 年生が川流れ体験や生き物採取のほか、漁業組合の協力のもとアユの放流を行いました。
岐阜の自然の豊かさを体感し、長良川について学習したまとめを発表しました。

長良西小学校

4 年生が水生昆虫の観察を行い、川の生態系を学びました。
5 年生は海洋ごみについて学び、三重県の海で浜辺のゴミ拾いを行いました。環境問題について、自分ごととして捉えるきっかけづくりになりました。

則武小学校

4 年生が出前講座を通してごみの減量や地球温暖化について学びました。
環境問題に対して、自分たちができることを調べ、プラスチック製容器包装のリサイクルや節電に取組みました。

精華中学校

全校生徒での学校周辺の清掃とともに、生徒会が中心となりアルミ缶の収集を行いました。
ボランティアで川の清掃にも取り組むなど、地域への貢献活動を通して環境問題について学びました。

(5)「ごみ 1/3 減量大作戦」子どもポスターコンクール入賞作品

市内の小中学生を対象に、ごみを減らすために工夫していることや、町をきれいにする方法などを描いたポスターコンクールを実施しています。入賞作品をごみ減量フォーラムで表彰し、ごみ減量に関するポスターなどに活用しています。

◇ 入賞作品の紹介（令和 4 年度）

市長賞	
島小学校 5 年 市川　美鈴さん	精華中学校 1 年 林　まりはさん

市議会議長賞	
徹明さくら小学校 5 年 浅野　匠さん	徹明さくら小学校 6 年 川瀬　楓乃さん

教育委員会賞	
島小学校 1 年 安田　大智さん	市橋小学校 4 年 野村　環太さん

第 5 部

資料

環境用語集

【あ行】

アスベスト

石綿。天然にできた鉱物繊維で、熱、摩擦、酸やアルカリに強いため、様々な工業製品で使用されてきた。発がん性が問題となり、現在は製造・使用等が禁止されている。

悪臭防止法

1971年法律第91号。工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律。

いおう酸化物（SOx）

一酸化いおう（SO）、二酸化いおう（SO2）（いわゆる亜硫酸ガス）等の総称。石油や石炭などの化石燃料が燃える際に発生する。

一酸化炭素（CO）

燃料等の不完全燃焼により生じ、自動車が主な発生源とされている。血液中のヘモグロビンと結合して酸素運搬機能を阻害する等の健康への影響のほか、温室効果のあるメタンの寿命を長くする。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分別される。また「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分別される。

ウォームビス

暖房時の室温を20℃でも、ちょっとした工夫により「暖かく快適に過ごすことができる」というイメージを分かりやすく表現した、秋冬のライフスタイルの愛称。重ね着をする、温かい食事を摂るなどがその工夫例。

エコツーリズム

観光旅行者が、動植物の生息地や生育地等の自然環境のほか、自然と密接に関わる風俗習慣や伝統的な生活文化等、知識を有するガイド等から案内を受けることにより、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任をもつ観光の在り方。

オゾン層

地球を取り巻く大気中のオゾンの大部分は地上から約10～50km上空の成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれている。太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たす。

オゾンホール

南極域等の上空でオゾンの量が大きく減少した領域。南極域上空では、冬から春にかけて極めて低温な状態となり、極域成層圏雲と呼ばれる雲が生じる。

オフセット・クレジット制度（J-VER制度）

国内のプロジェクトによる温室効果ガス排出削減・吸収量について、環境省が運営するオフセット・クレジット認証運営委員会が、排出削減・吸収の信頼性を審査し、カーボン・オフセットに用いることのできる市場流通可能なクレジットとして認証する制度。

温室効果ガス（GHG）

Green House Gas。大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素（CO_2）、メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF_6）、三ふっ化窒素（NF_3）の7種類を定めている。

第5部 資料

【か行】

カーボン・オフセット

日常生活や経済活動により排出される二酸化炭素などの温室効果ガスの排出をまずできるだけ減らすように努力をした上で、それでも排出してしまう温室効果ガスの排出量を、他の場所での削減・吸収活動（削減・吸収量）により埋め合わせようという考え方。

カーボンニュートラル

カーボン・オフセットを更に深化させ、事業者等の事業活動等から排出される温室効果ガス排出総量の全部を他の場所での排出削減・吸収量でオフセット（埋め合わせ）すること。

外来種

国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種。外来種のうち、導入先の生態系等に著しい影響を与えるものを特に侵略的な外来種と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。

化学的酸素要求量（COD）

Chemical Oxygen Demand。水中の有機汚濁物質を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもの。値が大きいほど水質汚濁は著しい。

拡大生産者責任（EPR）

Extended Producer Responsibility。生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方。具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄等の後に生産者が引取りやリサイクルを実施することなどが含まれる。

家電リサイクル法

1998 年法律第 97 号。特定家庭用機器再商品化法。エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けたもの。

環境影響評価

環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づき、その事業について適正な環境配慮を行うこと。

環境カウンセラー

環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、環境省の実施する審査に合格し、その知識や経験をもとに市民や事業者等の環境保全活動に対して助言等を行うことのできる人材。

環境基準

環境基本法第 16 条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。

環境基本計画

環境基本法第 15 条に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱などを定める計画。1994 年に第 1 次計画、2000 年に第 2 次計画、2006 年に第 3 次計画、2012 年に第 4 次計画、2018 年に第 5 次計画が閣議決定された。

環境教育

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習のこと。

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律

2003 年法律第 130 号。持続可能な社会の構築のために、国民、民間団体等が行う環境教育等の自

発的な取組を促進することを目的としている。2011年6月に改正し、法律名称を変更（旧名称：環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律）したほか、環境教育の定義における持続可能な開発のための教育（ESD）の考え方の明文化、多様な主体の協働取組を推進するための具体的規定の創設等を行った。

環境の日・環境月間

環境基本法において、6月5日を「環境の日」と定めている。これは、1972年6月5日からストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念し、国連において、6月5日を「世界環境デー」として制定したことに由来する。また、6月を「環境月間」として、毎年、環境省や関係省庁、地方公共団体、事業者等により各地で様々な環境に関する行事等が行われている。

環境マネジメントシステム

事業者が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための工場や事業者内の体制、手続等の仕組み。

カンクン合意

メキシコのカンクンで開催されたCOP16で採択された一連の国際的な合意。2020年に向けた対応として先進国の温室効果ガスの削減目標や途上国の削減行動等が気候変動枠組条約の下で合意された。

気候変動に関する国際連合枠組条約

一般的に「気候変動枠組条約」と呼ばれる。地球温暖化対策に関する取り組みを国際的に協調して行っていくため1992年5月に採択され、1994年3月に発効した。本条約は、気候系に対して危険な人為的影響を及ぼすこととならない水準において、大気中の温室効果ガス濃度を安定化することをその究極的な目的とし、締約国に温室効果ガスの排出・吸収目録の作成、地球温暖化対策のための国家計画の策定とその実施等の各種の義務を課している。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

Intergovernmental Panel on Climate Change。1988年に、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、気候変動枠組条約の活動を支援する。5～7年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。

揮発性有機化合物（VOC）

Volatile Organic Compounds。インキ、ガソリン及び溶剤（シンナー等）等に含まれるトルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称。SPM及び光化学オキシダントの生成の原因物質の一つ。

京都議定書

1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)において採択された。先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意された。2005年2月に発効。

クールビズ

冷房時の室温28℃でも、「涼しく快適に過ごすことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏のライフスタイルの愛称。TPOに合わせた各自の判断による軽装等を呼び掛ける。

グリーン経済

環境問題に伴うリスクと生態系の損失を軽減しながら、人間の生活の質を改善し社会の不平等を解消するための経済のあり方。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

グリーンニューディール基金
地球温暖化問題等の国全体として重要な環境問題を解決するためには、地域の取り組みが不可欠であることから、地域の温暖化対策等が確実に実施し、当面の雇用創出と中長期的に持続可能な地域経済社会の構築につなげることを目的として、国から集中的に財政支援を行うもの。

グローバル・アクション・プログラム（GAP）
Global Action Program on ESD（ESDに関するグローバル・アクション・プログラム）。「国連ESDの 10 年」から先、すなわち 2015 年以降の ESD の推進方策であり、「政策的支援」、「機関包括型アプローチ」、「教育者」、「ユース（若者）」及び「地域コミュニティ」の5つの優先行動分野が示されている。

光化学オキシダント（Ox）
工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NOx）や揮発性有機化合物（VOC）等が太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物等にも影響を与える。

小型家電リサイクル法
2012 年法律第 57 号。使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律。デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律。

国際標準化機構（ISO）
International Organization for Standardization。国際的な非政府組織（民間機関）であり、製品及びサービスの国際貿易を容易にし、知的・科学的・技術的・経済的活動分野における国際間の協力を助長するために、世界的な標準化とその関連活動の発展開発を図ることを目的としている。例えば、環境マネジメントシステムの規格であるISO14001 を発行している。

国連環境開発会議
別称：地球サミット。1972 年 6 月にストックホルムで開催された国連人間環境会議の 20 周年を機に、1992 年 6 月にブラジルのリオデジャネイロで開催された首脳レベルでの国際会議。人類共通の課題である地球環境の保全と持続可能な開発の実現のために具体的な方策が話し合われた。

国連持続可能な開発のための教育の 10 年
2005 年 1 月からの 10 年間を「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」とし、ユネスコにその国際実施計画を作成するよう要請し、各国政府がその実施のための措置を国内の教育戦略及び行動計画に盛り込むよう呼びかけた第 57 回国連総会決議に基づく取り組み。2005 年 9 月にユネスコ執行委員会において国際実施計画が承認され、日本では、同年 12 月、関係省庁連絡会議を内閣官房の下に設置し、各方面から寄せられた意見等にも十分に配慮しつつ検討を進め、2006 年 3 月、関係省庁連絡会議において、わが国における「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」実施計画を定めた。

COP
Conference of the Parties（条約の締約国会議）。気候変動枠組条約や生物多様性条約などで使われることが多い。

ごみ固形化燃料（RDF）
Refuse Derived Fuel。生ごみ・廃プラスチック、古紙などの可燃性のごみを粉砕・乾燥したのちに生石灰を混合して、圧縮・固化したもの。輸送や長期保管が可能で、石炭混焼やセメント焼成にも利用できる。原料が廃棄物であるため、RDF の製造は現行法で一般廃棄物の中間処理方法の一つとみなされ、市町村が事業主体となって焼却処理されている。

ごみ発電

ごみ焼却時に発生する熱エネルギーをボイラーで回収し、蒸気を発生させてタービンを回して発電を行うもの。化石燃料の使用削減につながることから温暖化対策としても注目されている。

【さ行】

最終処分場

廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、最終的には埋立処分又は海洋投入処分される。最終処分は埋立てが原則とされており、大部分が埋立てにより処分されている。最終処分を行う施設が最終処分場であり、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型最終処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び一般廃棄物最終処分場（「管理型最終処分場」と同様の構造）に分類される。これらは埋め立てる廃棄物の性状によって異なる構造基準及び維持管理基準が定められている。

再使用（リユース）

一旦使用された製品や部品、容器等を再び使用すること。具体的には、ユーザーから回収された使用済機器等をそのまま、若しくは修理等を施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、若しくは修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」等がある。

再生可能エネルギー

理論上、永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス、波力、潮流等が再生可能エネルギーの代表として挙げられる。

再生利用（リサイクル）

廃棄物等を原材料として再び利用すること。効率的な再生利用のためには、同じ材質のものを大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部品からなる複雑な製品では、材質の均一化や材質表示等の工夫が求められる。なお、再生利用のうち、廃棄物等を製品の材料としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル（びんを砕いてカレットにした上で再度びんを製造する等）、科学的に処理して利用することをケミカルリサイクル（ペットボトルを化学分解して再度ペットボトルにする等）という。

里地里山

原生的な自然と都市との中間に位置し、様々な人間の働き掛けを通して環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原等で構成される。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック等 20 種類の廃棄物をいう。多量に排出され、又は廃棄物の性状に照らし、市町村では円滑な処理が困難であり、廃棄物処理法の排出事業者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

酸性雨

二酸化硫黄、NOx 等の大気汚染物質は、大気中で硫酸、硝酸等に変化し、再び地上に戻ってくる（沈着）。それには 2 種類あり、一つは、雲を作っている水滴に溶け込んで雨や雪等の形で沈着する場合（「湿性沈着」と呼ばれる。）であり、他の一つは、ガスや粒子の形で沈着する場合（「乾性沈着」と呼ばれる。）である。当初は専ら酸性の強い（pH の低い）雨のことのみに関心が寄せられていた。しかし、現在ではより幅広く、「酸性雨」は湿性沈着及び乾性沈着を併せたものとして捉えられている（したがって、より科学的には「酸性沈着」という用語が使用される）。

CO_2排出係数

活動量（生産量、使用量、焼却量等）あたりのCO_2排出量。電力においては、電気1kWhを発電する際に発生するCO_2排出量となる。この値が高ければ高いほど、1単位当たりの活動量に伴って発生するCO_2排出量が多いこととなる。

自然環境保全法

1972年法律第85号。自然環境を保全することが特に必要な区域等の適正な保全を総合的に推進することを目的とする法律。自然環境保全基本方針の策定、自然環境保全基礎調査の実施、優れた自然環境を有する地域を原生自然環境保全地域等として保全することなどを規定している。

持続可能な開発のための2030アジェンダ

持続可能な開発目標（SDGs）を中核とする持続可能な開発の3つの側面（経済・社会・環境）に統合的に対応する、2016年以降2030年までの国際目標。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

循環型社会形成推進基本法

2000年法律第110号。循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律。

食品ロス

本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品。

振動規制法

1976年法律第64号。工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定める事などにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としたもの。

水質汚濁防止法

1970年法律第138号。公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止し、国民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図るため、事業場からの排出水の規制・生活排水対策の推進・有害物質の地下浸透規制等が盛り込まれている。また、同法においては、閉鎖性水域に対して、汚濁負荷量を全体的に削減しようとする水質総量規制が導入されている。

3R

リデュース（Reduce）：廃棄物等の発生抑制、リユース（Reuse）：再使用、リサイクル（Recycle）：再生利用の3つの頭文字をとったもの。

生態系サービス

人々が生態系から得ることのできる便益のことで、食料、水、木材、繊維、燃料等の「供給サービス」、気候の安定や水質の浄化等の「調整サービス」、レクリエーションや精神的な恩恵を与える「文化的サービス」、栄養塩の循環や土壌形成、光合成等の「基盤サービス」等がある。

生態系ネットワーク

保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、生息・生育空間のつながりや適切な配置を考慮した上で、これらを有機的につないだネットワークのこと。ネットワークの形成により、野生生物の生息・生育空間の確保のほか、人と自然との触れ合いの場の提供、地球温暖化への適応策等多面的な機能が発揮されることが期待される。

生物多様性基本法
2008年法律第58号。生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定した法律。生物多様性に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、生物多様性から得られる恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

生物多様性条約
生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とした条約。1992年に採択され、1993年12月に発効した。日本は1993年5月に締結した。条約に基づき生物多様性国家戦略を策定し、これに基づく各種施策を実施している。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
1992年法律第75号。絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより、生物の多様性を確保するとともに、良好な自然環境を保全することを目的とした法律。

ゼロ・エミッション
ある産業の製造工程から出る廃棄物を別の産業の原料として利用することにより、廃棄物の排出（エミッション）をゼロにする循環型産業システムの構築を目指すもの。国連大学が提唱し、企業や自治体で取り組みが進んでいる。

騒音規制法
1968年法律第98号。工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としたもの。

【た行】

ダイオキシン類対策特別措置法
1999年法律第105号。議員立法により制定されたダイオキシン類対策に係る法律。ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去等を図り、国民の健康を保護することを目的に、施策の基本とすべき基準（耐容一日摂取量及び環境基準）の設定、排出ガス及び排出水に関する規制、廃棄物処理に関する規制、汚染状況の調査、汚染土壌に係る措置、国の削減計画の策定などが定められている。

大気汚染物質広域監視システム（そらまめ君）
NOxやSPM等の大気環境データをリアルタイムで収集・配信する環境システム。

大気汚染防止法
1968年法律第97号。工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物（VOC）及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めることなどにより、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに健康被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とした法律。

多自然川づくり
河川が本来有する生きものの良好な生息･生育環境に配慮し、更に美しい自然景観を創出するなどのため、試験的に実施されていた「多自然型川づくり」事業を、「型」にはまらず普遍的な川づくりの姿へと展開したもの。

地球温暖化対策計画
地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制･吸収の目標、事業者･国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画。2016年5月に閣議決定され、2030年度に2013年度比26%削

減するという中期目標の達成に向けた道筋を明らかにするとともに、長期目標として 2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置付けた。

地球温暖化対策の推進に関する法律

1998 年法律第 117 号。地球温暖化対策計画を策定や、地域協議会の設置等の国民の取り組みを強化するための措置、温室効果ガスを一定量以上排出する者に温室効果ガスの排出量を算定して国に報告することを義務づけ、国が報告されたデータを集計・公表する「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」等について定めた地球温暖化対策を推進するための法律。

地中熱ヒートポンプシステム

地中熱（地下水熱を含む）を熱源として、ヒートポンプを活用し、空調や給湯用のエネルギーとして利用するシステム。

窒素酸化物（NOx）

燃料を高温で燃やすことで、燃料中や空気中の窒素と酸素が結びついて発生する。工場や火力発電所、自動車、家庭など発生源は多様。

地方公共団体実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条の 3 第 1 項に基づき、都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定することとされている。また、同法第 20 条の 3 第 3 項に基づき、都道府県並びに政令市、中核市は、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策を策定することとされている。

中間処理

廃棄物の焼却、脱水、破砕、選別等により、廃棄物の減容化等、生活環境保全上の支障がないように処理すること。さらに、鉄やアルミ、ガラス等再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

2004 年法律第 78 号。特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止するため、特定外来生物として指定した生物の飼養、栽培、保管又は運搬、輸入、譲渡し等及び野外への放出等を規制し、防除等を行うことを定めた法律。

土壌汚染対策法

2002 年法律第 53 号。土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的として、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めたもの。2009 年 4 月の改正により、一定規模以上の土地の形質変更時の調査の実施、自主的な調査の活用、汚染土壌の適正な処理の義務付け等が規定された。

富山物質循環フレームワーク

2016 年 5 月に開催された G7 富山環境大臣会合において、資源効率性・3R に関する G7 の新たな枠組みとして採択された。G7 共通のビジョンとして、地球の環境容量内に収まるように天然資源の消費を抑制し、再生材や再生可能資源の利用を進めることにより、資源がライフサイクル全体にわたって効率的かつ持続的に使われる社会を実現することが示された。

【な行】

ナショナル・トラスト活動

寄附を募って土地や建造物等を取得し、所有者と保全契約を結んで開発を防ぐなどの方法により国民自らが自然環境や歴史的価値を有する文化遺産等の景観を保全、管理し、それらの財産を広く一般に公開する市民運動。この活動は 19 世紀末の英国で始まり、現在、日本各地でも広く行われている。

二酸化硫黄（SO_2）

硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により生じ、かつての四日市ぜんそくなどの公害病や酸性雨の原因となっている。

二酸化炭素回収・貯蔵（CCS）
Carbon dioxide Capture and Storage。化石燃料等の燃焼で発生する CO_2 を分離・回収し、地質が持つ炭素貯留能力等を活用し、大気から CO_2 を隔離する技術。

熱回収
廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。廃棄物の焼却に伴い発生する熱を回収し、廃棄物発電を始め、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用する。リユース、マテリアルリサイクルを繰り返した後でも熱回収は可能であることから、循環型社会形成推進基本法では、原則としてリユース、マテリアルリサイクルが熱回収に優先することとされている。なお、熱回収はサーマルリカバリーともいう。

燃料電池自動車
水素と酸素の反応により電気を発生させる燃料電池を搭載し、燃料電池からの電気でモーターを回転させて走る自動車。

【は行】

バイオエタノール
植物等のバイオマスを原料として製造される燃料。燃焼しても大気中の CO_2 を増加させないカーボンニュートラルの特性を持つ。ガソリンと混合して利用することにより、ガソリンの燃焼時に発生する CO_2 の排出を減少させる効果を有する。

バイオマス
再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥等がある。主な活用方法として、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼し発電を行うほか、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化等のエネルギー利用等もある。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律
1970 年法律第 137 号。廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理に係る基準等を内容とする。

ばいじん
工場・事業場から発生する粒子状物質（PM）のうち、燃料その他の物の燃焼等に伴い発生する物質。

発生抑制（リデュース）
廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース、リサイクルに優先される。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化等製品の設計から販売にいたる全ての段階での取り組みが求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取り組みが必要。

パリ協定
2015 年末にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において採択された。全ての国に適用される 2020 年以降の気候変動対策に関する新たな法的枠組み。長期目標として 2℃目標の設定、全ての国が温室効果ガス削減目標を 5 年ごとに提出、更新すること、市場メカニズムの活用、適応計画プロセスと行動の実施、先進国が引き続き資金を提供することと並んで途上国も自主的に資金を提供することなどを決定している。

ヒートアイランド現象
都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象をいう。都市及びその周辺の地上気温分布において、等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により把握することができるため、ヒートアイランド（熱の島）といわれる。

ヒートポンプ
気体に圧力がかかると温度が上がり、圧力を緩めると温度が下がるという原理（ボイル・シャルルの法則）を利用し、大気中、地中等と熱をやり取りする装置。

浮遊粒子状物質（SPM）
Suspended Particulate Matter。大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち粒径が10μm以下のものをいう。

HEMS
Home Energy Management System（家庭用のエネルギー管理システム）。電気やガス等のエネルギー使用状況を適切に把握・管理し、削減につなげる。HEMS では、家庭内の発電量（ソーラーパネルや燃料電池等）と消費量をリアルタイムで把握して、電気自動車等のリチウムイオンバッテリー等の蓄電をすることで細かな電力管理を行う。

ポリ塩化ビフェニル（PCB）
1929 年に初めて工業製品化されて以来、その安全性、耐熱性、電気絶縁性を利用して絶縁油、感圧複写紙等、様々な用途に用いられてきたが、環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすくかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、生産・使用の中止等の行政指導を経て、1974 年に化学物質審査規制法に基づき製造及び輸入が原則禁止された。しかし、PCB 廃棄物については、処理施設の整備が進まなかったことなどから事業者が長期間保管し続けてきており、2001 年に PCB 廃棄物処理特別措置法が制定され、処理体制の整備を図った上で 2016 年までに処理を終えることとしていた。しかし、同法の施行後に微量の PCB に汚染された電気機器が国内に多く存在することが判明したことや、処理開始後に明らかとなった課題への対応等により当初予定していた 2016 年 3 月までの事業の完了が困難な状況になったことを踏まえ、2012 年 12 月に同法の施行令が改正され、PCB 廃棄物の処理期限は 2026 年度末日に改められた。

【ま行】

水循環基本法
2014 年法律第 16 号。国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに水循環に関する基本的な計画の策定その他水循環に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、水循環政策本部を設置することにより、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする法律。

緑のカーテン
アサガオやゴーヤなどのツル性植物で建築物の壁面緑化を行うもので、日射を遮ることで室内の温度を低減し、また、植物の蒸散効果により、日射による熱を吸収するため、室内のみならず都市の気温低減にも寄与する。

【や行】

有害大気汚染物質
大気中から低濃度ではあるが検出され、長期間に渡ってばく露することにより健康影響が生ずるおそれのある物質。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）
1995 年法律第 112 号。一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めた法律。

溶存酸素量（DO）
Dissolved Oxygen。水に溶解している酸素の量。水生生物の生息に必要であり、数値が大きいほど良好な環境。

【ら行】

ライフサイクルアセスメント（LCA）

Life Cycle Assessment。原材料採取から製造、流通、使用、廃棄にいたるまでの製品の一生涯(ライフサイクル）で、環境に与える影響を分析し、総合評価する手法。製品の環境分析を定量的・総合的に行う点に特徴がある。

レッドデータブック（環境省）

レッドリストに掲載されている種について生息状況や減少要因等を取りまとめた本。

レッドリスト（環境省）

日本の絶滅のおそれのある野生生物種のリスト。日本に生息又は生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定してリストにまとめたもの。

令和５年度版

岐阜市環境白書

岐阜市環境基本計画年次報告書

～環境と調和する、人にやさしい都市岐阜～

令和６年２月

発行　岐阜市
編集　岐阜市環境部環境政策課
〒500-8701　岐阜市司町40番地１
■TEL:058-214-2175
■FAX:058-262-1483
■E-mail:kankyo-sei@city.gifu.gifu.jp
■URL:https://www.city.gifu.lg.jp